

平成24年度
外部評価結果報告書
(案)

平成24年8月15日

江東区外部評価委員会

平成24年度外部評価について

江東区外部評価委員会委員長

安念 潤司

本委員会は、基本構想の実現を目指して平成22年度に策定された新たな長期計画の進行管理をその使命としております。進行管理にあたっては、評価の客観性、透明性を確保するため、専門家と区民という両視点から、長期計画に掲げる各施策について、その課題と今後の方向性等に関する評価を行っております。

昨年度までの2年間で全37施策の評価を終えたところでありますが、引き続き今年度からは、2年間の評価を踏まえた施策の改善状況、東日本大震災をはじめとする区政に影響を及ぼした社会経済事情の施策への反映状況等について、改めて関係所管とのヒアリングを実施いたしました。なお、評価施策数は、これまでと同様2年間で全37施策の評価を行うこととし、今年度は一昨年に実施した18施策について評価を行いました。評価の実施にあたっては、より多くの区民の方にご参加いただくため、2年間務められた区民委員の交代を行い、公募により4名の新たな区民の方にご参加いただきました。

今年度の評価ヒアリングは3年目ということもあり、区側出席者との質疑もスムーズに行われ、施策の取り組み状況や成果指標のあり方など施策全般について、専門家、区民それぞれの視点からの活発な議論が展開されるとともに、総合的な関与が必要な施策に関する組織間連携についての提言も行われるなど、建設的で有意義なヒアリングが実施できたところであります。

ご協力いただいた外部評価委員各位、各委員からの様々な質疑に対して真摯にご答弁いただいた区側出席者各位に対して感謝申し上げます。

今後、外部評価及び各施策の主管部長による一次評価を踏まえて、区長による最終評価が行われることとなりますが、評価結果の活用によって長期計画の着実な推進への一助となることを期待して、今年度の評価結果を報告します。

目 次

外部評価委員会について	1
総評	7
施策評価	11
【施策1】水辺と緑のネットワークづくり	12
【施策4】循環型社会の形成	17
【施策5】低炭素社会への転換	23
【施策6】保育サービスの充実	28
【施策8】確かな学力・豊かな人間性・健やかな体の育成	33
【施策9】安心して通える楽しい学校（園）づくりの推進	39
【施策11】地域ぐるみの子育て家庭への支援	44
【施策14】区内中小企業の育成	49
【施策18】地域で参加・還元できる生涯学習・スポーツの推進	55
【施策19】男女共同参画社会の実現	61
【施策21】地域資源を活用した観光振興	66
【施策24】保健・医療施策の充実	72
【施策26】地域で支える福祉の充実	77
【施策27】自立と社会参加の促進	83
【施策28】計画的なまちづくりの推進	88
【施策30】ユニバーサルデザインのまちづくり	93
【施策34】事故や犯罪のないまちづくり	98
【計画の実現に向けて1】区民の参画・協働と開かれた区政の実現	104
資料	109

外部評価委員会 について

1 設置の目的

江東区長期計画における施策の行政評価の実施にあたり、区民の視点に立った評価を行うことを目的とする。

2 評価結果の取扱い

外部評価委員会での評価を踏まえ、区長は各施策に対する評価を行う。この評価結果に基づき、施策の実施のあり方の見直しを図り、必要に応じて予算等への反映を図る。

3 外部評価委員会の構成

学識経験者 3名 評価経験者 4名 公募区民 6名 計13名

は24年度新委員

氏名	委員区分等	備考
安念 潤司	評価経験者	中央大学法科大学院 教授
木村 乃	評価経験者	明治大学 特任准教授
藤枝 聡	評価経験者	立教大学総長室教学連携課・職員
大塚 敬	評価経験者	三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 主任研究員
桑田 仁	学識経験者	芝浦工業大学 准教授
牧瀬 稔	学識経験者	法政大学大学院 兼任講師
山本 かの子	学識経験者	元大正大学 准教授
篠田 正明	公募区民	
山口 浩	公募区民	
梅村 小百合	公募区民	
坂井 優子	公募区民	
田中 真司	公募区民	
吉田 正子	公募区民	

4 評価対象

- ・ 江東区長期計画に定める施策を評価対象とする。
- ・ 2年で全施策の評価を行う。24年度は22年度に外部評価を実施した施策を対象とする。

施策の大綱	施策番号	24年度外部評価対象施策
水と緑豊かな地球環境にやさしいまち	1	水辺と緑のネットワークづくり
	4	循環型社会の形成
	5	低炭素社会への転換
未来を担う子どもを育むまち	6	保育サービスの充実
	8	確かな学力・豊かな人間性・健やかな体の育成
	9	安心して通える楽しい学校（園）づくりの推進
	11	地域ぐるみの子育て家庭への支援
区民の力で築く元気に輝くまち	14	区内中小企業の育成
	18	地域で参加・還元できる生涯学習・スポーツの推進
	19	男女共同参画社会の実現
	21	地域資源を活用した観光振興
ともに支えあい、健康に生き生きと暮らせるまち	24	保健・医療施策の充実
	26	地域で支える福祉の充実
	27	自立と社会参加の促進
住みよさを実感できる世界に誇れるまち	28	計画的なまちづくりの推進
	30	ユニバーサルデザインのまちづくり
	34	事故や犯罪のないまちづくり
計画の実現に向けて		区民の参画・協働と開かれた区政の実現

5 評価方法

一次評価として施策の主管部が事前に作成する施策評価シート、行政評価（二次評価）結果への取り組み状況説明シート及び事業概要一覧等に基づき、今後5年間の施策の方向性等について評価を行う。

6 24年度の変更点

(1) 評価経験者委員によるヒアリングの実施

班別のヒアリングに加え、「計画の実現に向けて」は、各施策の推進の基礎となる内容であるため、全評価経験者委員によるヒアリングを行った。

(2) 「行政評価（二次評価）結果への取り組み状況説明シート」の作成

過去2年の行政評価結果への取り組み状況の説明を行うため、新たに「行政評価（二次評価）結果への取り組み状況説明シート」を施策主幹部で作成した。

7 実施方法

(1) スケジュール

- ・ 第1回（6月28日） ガイダンス
- ・ 第2回～第4回（7月7日～7月22日） 班別に、区職員からのヒアリングを実施
スケジュールの詳細は、巻末に掲載
- ・ 第5回（7月31日） 全評価経験者委員により、区職員からのヒアリングを実施
- ・ 第6回（8月15日） 評価結果のまとめ

(2) ヒアリングの実施方法

委員長を除く委員12名を3班に分け、担当する施策の評価を行う。班分け及び担当施策は次の通り。また、「計画の実現に向けて」は全評価経験者委員で担当する。

なお、委員長は、全評価経験者委員による班での班長を務めるとともに、他の施策の評価についても最終的な調整・取りまとめを行う。

班	委員名	担当施策
1班	大塚 敬 桑田 仁 篠田 正明 吉田 正子	1 水辺と緑のネットワークづくり 4 循環型社会の形成 5 低炭素社会への転換 28 計画的なまちづくりの推進 30 ユニバーサルデザインのまちづくり 34 事故や犯罪のないまちづくり
2班	藤枝 聡 牧瀬 稔 山口 浩 坂井 優子	6 保育サービスの充実 8 確かな学力・豊かな人間性・健やかな体の育成 9 安心して通える楽しい学校(園)づくりの推進 11 地域ぐるみの子育て家庭への支援 24 保健・医療施策の充実
3班	木村 乃 山本 かの子 梅村 小百合 田中 真司	14 区内中小企業の育成 18 地域で参加・還元できる生涯学習・スポーツの推進 19 男女共同参画社会の実現 21 地域資源を活用した観光振興 26 地域で支える福祉の充実 27 自立と社会参加の促進
全 評 価 委 員 経 験 者	安念 潤司 木村 乃 藤枝 聡 大塚 敬	計画の実現に向けて 区民の参画・協働と開かれた区政の実現

は班長

- ・ ヒアリングは、1回あたり概ね2時間とし、公開で行う。
- ・ 外部評価委員は、基本的に以下の視点に基づき評価を行う。

外部評価委員の視点

施策の目標に対して、成果は上がっているか

区民ニーズ・社会状況に対応した取り組みを展開しているか

区民との協働、国・都・民間団体等との役割分担は適切か

施策の総合評価（今後の方向性）

(3) 評価のとりまとめ

各委員から提出された外部評価シート及びヒアリング内容をもとに、委員長及び各班の班長で構成する小委員会で評価案（原案）を作成の上、各委員に提示する。最終案は、第6回外部評価委員会において決定する。

総 評

平成24年度江東区外部評価委員会 総評

【行政評価の目的と役割】

行政評価の究極の目的は、区民福祉の向上のための長期計画の着実な推進、確実な区政運営であって、評価そのものが目的ではない。評価を踏まえた事業の検証・見直し、予算編成、事業の実施を一つのサイクルとし、時代の変化に常に適切に対応できる区政運営の実現を図ることが重要である。

また、区民等も参画した評価作業の過程を通して、長期計画の施策を推進させるにあたって自らの仕事にどのような意義があり、どのような目的をもって取り組んでいくべきなのかについて、全ての区職員が共通の理解を持てるようにすることも、行政評価の重要な役割である。その際、評価結果は、単に施策の実績に対する成績として捉えるのではなく、効果的に仕事を行うための手がかりとして捉えられなければならない。

【コストと負担のあり方】

施策の推進にあたっては、それに要するコスト、とりわけ後年度負担を生じせしめるライフサイクルコストを誰がどのように負担すべきかについて、十分に検討しなければならない。区が提供している事業に関しては、区民・事業者・行政の適切な『役割分担』の観点からどこまで公費で支援すべきかについて十分な議論を行いつつ、施策の取り組みを検証していただきたい。

【成果指標と目標値の設定】

施策の成果を検証するにあたって、長期計画に掲げている指標だけでは必ずしも十分に施策の成果を検証できない事例が散見される。「施策が目指す江東区の姿」の意図をしっかりと踏まえ、必要に応じて実態を的確に現し、施策の達成状況をより端的に示すアウトカム指標を設定する必要がある。一方で、CO2 排出量や生活保護世帯数など、外部的な影響が強く区としてのコントロールが困難なため、アウトカム指標による進行管理が必ずしも適切とは言えない事例も存在する。このような事例については、適切な進行管理が可能となるよう新たな指標について工夫すべきである。

【区民ニーズの適切な把握】

各施策において、区民ニーズの把握が適切に行われていないと思われる事例が多く見られた。居住地域、年齢層や世帯構成によるニーズの違いはもとより、新興の高層マンションが多い本区の特徴として、それぞれの住環境により異なるニーズが存在することが容易に推定され、きめ細かい区民ニーズの把握が求められている。また併せて、ニーズを把握するためのアンケート調査等についても、調査対象の設

定や質問方法が、施策における取り組みにおいて最適なのかどうか、いま一度検証を行っていただきたい。

【他部署との積極的な連携】

施策管理や施策実現に向けた取り組みについては、主管部課と関係部課が協力・連携して実施しているが、施策実現のため多数の組織による総合的な関与が必要な施策も存在する。例えば、生涯学習やまちづくり、教育といった分野である。全ての施策は、ともすると個々の施策内のみで完結するものと認識されてしまいがちであるが、特にこのような分野においては、当該施策の主管部課が、関与組織との調整やそれらへの助言を行うなど、司令塔としての役割も担いながら、お互いに積極的に他部署と連携し施策を推進しなければならない。そうすることにより、それぞれの施策目標の達成に近づいていくものとする。

施策評価

施策 1 水辺と緑のネットワークづくり

主管部長(課) 土木部長(水辺と緑の課)
 関係部長(課) 教育委員会事務局次長(学校施設課)

1 施策が目指す江東区の姿

水辺の緑の帯と区内各所の緑が整備され、ヒートアイランド現象を緩和する風の道が確保されています。また、エコロジカルネットワークが形成され、自然と人とがともに支えあって生きています。

2 施策を実現するための取り組み

連続性のある水辺と緑の形成	水辺に親しめる多彩な散歩道を整備し、河川・運河沿い等の緑を育てることにより、緑を連続させて風の道を創出します。また、区民に親しまれる公園の整備・維持を行います。
エコロジカルネットワークの形成	生態系の調査を行い、生態系の分布を記載した冊子を作成し、区民への啓発を行います。また、エコロジカルネットワーク形成に必要な場所に、緑地を整備します。
みんなでつくる水辺と緑と自然	区民・事業者に対し、水辺と緑の維持管理に向けた協力を働きかけます。また、自然観察会の開催など、区民が身近で自然と触れ合える機会をつくりまします。

3 - 1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<p>現在、臨海部や大規模公園が整備されている地域は緑被率が高く、一方、北部市街地内の低層住宅等が密集している地域は緑被率が低い。また、臨海部でも未利用地の草地も含まれていることから、開発に伴う適切な緑地の確保が必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川や運河は水害対策としての護岸整備が基本であったが、近年は親水公園や散歩道などへの利用転換が進んでいる。 ・平成19年7月、今後20年間の「みどりと自然のまちづくり」のガイドラインとして「江東区みどりと自然の基本計画」を策定。 ・平成20年COP10(ボン)において都市部の生物多様性の取組と自治体の役割の重要性を決議、国連文書として採択。 ・平成20年生物多様性基本法制定 ・平成22年生物多様性保全活動促進法制定 	<p>今後5年間の予測(このままだとどうなるか)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ヒートアイランド現象の低減のため、河川や運河は風の道として、公園の緑はクールスポットとしての役割を果たすことから、連続性のある水辺と緑の形成が重要になる。 ・人口増加によって区民一人当たりの公園面積が伸び悩む。 ・緑化の推進や普及事業の進展により区民が水辺と緑に触れ合う機会が増え、緑や生物多様性への意識が高まる。 ・『自然との共生』を基盤とした『持続可能な社会』の考え方が一般的な考え方として定着する。

3 - 2 施策に関する区民要望・ニーズの変化

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> ・都市のヒートアイランド対策や地球の温暖化など環境問題への関心が高まり、緑を求める区民の割合が増えている。 ・レクリエーション活動が多様化し、公園利用に係わるニーズに変化が見られる。また、介護予防機能を備えた健康遊具の設置が求められるなど、高齢化社会への対応が必要となっている。 	<p>今後5年間の予測(このままだとどうなるか)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まちとしての個性と魅力が求められる時代となり、エコロジカルネットワーク形成を含め、豊かで美しい水辺と緑の質が大切になる。 ・公園利用が多様化し、ニーズにあった公園改修が必要になる。 ・区民が水辺と緑にふれあう機会が多くなるため、緑の育成や公園管理に区民自ら参加できる仕組みが必要となり、ボランティアの育成やNPO等との協働が重要になる。

3 - 3 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

<p>国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業</p>
--

4 施策実現に関する指標		単位	現状値 21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	目標値 26年度	指標 担当課
1	水辺と緑に豊かさを感じる区民の割合	%	78.2	77.7	81.6				85	水辺と 緑の課
2	区民1人当たり公園面積	m ²	8.88	8.82	8.73	8.89			10	水辺と 緑の課
3	水辺・潮風の散歩道整備状況	m	19,411 (20年度)	24,542	25,068				25,042	水辺と 緑の課
4	ポケットエコスペース設置数	か所	44	46	48				54	水辺と 緑の課
5	水と緑に関するボランティア数	人	646	715	763					水辺と 緑の課

5 施策コストの状況				
	23年度予算	23年度決算(速報値)	24年度予算	25年度予算
トータルコスト	3,793,711千円	3,483,185千円	3,818,650千円	0千円
事業費	3,184,065千円	2,915,551千円	3,281,189千円	
人件費	609,646千円	567,634千円	537,461千円	

6 一次評価 主管部長による評価	
(1) 施策における現状と課題	
<p>水辺・潮風の散歩道の整備については、目標値が達成されているが、沿線の土地利用形態などによりネットワークが欠落している箇所がある。 施策実現に関する指標であるポケットエコスペース設置数、水と緑に関するボランティア数は順調に増加している。 緑視率の向上による見える緑の豊かさを増やすためには、民有地・公有地双方の接道部の緑化を進め、ネットワーク化する必要がある、このため、区民が積極的に関わる事業展開が課題となる。旧中川・川の駅づくり事業については、民間事業者による東京初の水陸両用バスが運航される予定である（平成25年度）。継続的なにぎわいづくりを創出するため、民間活用を進めていく。</p>	
(2) 今後5年間の施策の取り組みの方向性	
<p>今後も地元の理解を得ながら、水辺・潮風の散歩道の整備を進め、水辺のネットワーク化を推進する。また、自然観察会の支援や緑地保全活動の活性化を促進するなど、区が積極的に区民に働きかけ、みどりに触れ合う機会や場を数多く用意する。 区民・事業者・区のそれぞれの役割を明確にし、協働しながら、区内全域の水辺と緑を育てていく。 エコロジカルネットワーク形成の方針を立て、計画的な緑地整備や緑地管理を行う。次世代を担う児童の環境学習の普及を図るため、学校エコスペースの整備を行っていく。</p>	

行政評価(二次評価)結果への取り組み状況

施策 1

水辺と緑のネットワークづくり

主管部長(課) 土木部長(水辺と緑の課)
関係部長(課) 教育委員会事務局次長(学校
施設課)

行政評価(二次評価)結果

【平成22年度】

・水辺・潮風の散歩道や公園、区民農園について、長期計画に掲げた整備・改修計画の着実な実施を図るとともに、区民ニーズを十分に分析した上で、各々の施設の役割を踏まえた施設となるような整備・改修を行う。【土木部】
・施設の整備・改修にあたっては、企画、設計、工事、改修、修繕、維持管理にわたるライフサイクルコストを十分検討し、コストの縮減に取り組む。【土木部】
・施設の使用料について、適正な受益者負担の観点から踏まえた見直しを検討する。【土木部】
・エコロジカルネットワークをどのように形成していくか、今後の方針を検討する。【土木部】

【平成23年度】

・水辺・潮風の散歩道や公園、区民農園について、長期計画に掲げた整備・改修計画の着実な実施を図るとともに、区民ニーズを十分に分析した上で、各々の施設の役割を踏まえた施設となるような整備・改修を行う。【土木部】
・施設の整備・改修にあたっては、企画、設計、工事、改修、修繕、維持管理にわたるライフサイクルコストを十分検討し、コストの縮減に取り組む。【土木部】
・施設の使用料について、適正な受益者負担の観点から踏まえた見直しを引き続き検討する。【土木部】
・エコロジカルネットワークをどのように形成していくか、地域との協働も含め、今後の方針を検討する。【土木部】

これまでの取り組み状況		
区民農園の整備について		
取 り 組 み	設置要望の高い区民農園について、本区3箇所目となる夢の島区民農園を整備し24年4月開園した。	
	【新たな取り組みを行った事業】	【見直した事業】
	区民農園整備事業	
ライフサイクルコストの検討及び縮減について		
取 り 組 み	照明灯の整備・改修時に省エネ型の設備を使用している。電気料金の低減等により、ライフサイクルコストを縮減している。	
	【新たな取り組みを行った事業】	【見直した事業】
施設の使用料の、適正な受益者負担の観点を踏まえた見直しについて		
取 り 組 み	区民農園使用料を、適正な受益者負担の観点を踏まえて検討し、平成24年度より見直した。(利用者負担:5,000円 10,000円)	
	【新たな取り組みを行った事業】	【見直した事業】
		区民農園維持管理事業
エコジカルネットワークの形成について		
取 り 組 み	都の新しい公共の場づくりのためのモデル事業として「ネイチャーパーク活用ネットワーク事業」を市民団体・行政・企業の会議体により実施している。	
	【新たな取り組みを行った事業】	【見直した事業】
取 り 組 み		
	【新たな取り組みを行った事業】	【見直した事業】
取 り 組 み		
	【新たな取り組みを行った事業】	【見直した事業】

平成24年度 江東区外部評価委員会による評価

施策1	水辺と緑のネットワークづくり	担当班	1
施策の目標に対して、成果は上がっているか			
<ul style="list-style-type: none"> ・全般に指標値は概ね順調に向上しており、面積、総延長といった量的指標から見ればおおむね満足できる。 ・人口増加により区民一人当たり公園面積の目標達成はこのまま推移すれば困難と思われる状況である。 ・ポケットエコスペースは目標値が必要水準ではなく整備可能水準で設定されているが、こうした形で当面の目標が設定されているハードの整備については、最終的な目標とすべき水準を検討、明確化しておくことが必要である。 ・整備された散歩道が使いやすくネットワーク化されているのか、あるいはポケットエコスペースが広域的な生物ネットワークの中で適切に立地しているのかなど、整備された空間の質の評価に対する評価指標が設定されていない。今後は、空間の質に関する評価指標の設定及び評価が必要である。 ・散歩道については船着場の存在など困難な点はあるが、引き続き連続性のある整備を進めることを期待する。また、ポケットエコスペースは、生物多様性への理解を身近なところで深め、次世代に豊かな自然を引き継ぐために有効であり、整備拡充に取り組むことを望む。 			
区民ニーズ・社会状況に対応した取り組みを展開しているか			
<ul style="list-style-type: none"> ・概ね区民ニーズに対応した取り組みがなされていると評価される。 ・エコロジカルネットワーク形成について、指標化されているポケットエコスペースの形成以外に具体的な取り組みが何かわからない(事業が存在しない)。 			
区民との協働、国・都・民間団体等との役割分担は適切か			
<ul style="list-style-type: none"> ・区民との協働について、水と緑に関するボランティア数が増加している点は評価できるが、それ以外の協働や役割分担の状況が明確にされていない。 			
施策の総合評価(今後の方向性)			
<ul style="list-style-type: none"> ・施策は概ね適切に推進されていると評価される。 ・区内の豊かな水辺と緑について、区民に周知する取り組みの更なる充実が期待される。 ・区民との協働について、たとえば公園の維持管理の区民団体への移管など、具体的な取り組みとして何が行われ、どの程度の実績があがっているのか、今後は何を行うのかといったことをできる限り明確にすることが必要と考えられる。 ・まちづくり等、関連他部署との連携には引き続き改善余地があるように見受けられる。 			
その他 (改善点等)	特になし		

施策 4 循環型社会の形成

主管部長(課) 環境清掃部長(清掃リサイクル課)
 関係部長(課) 環境清掃部長(清掃事務所)、土
 木部長(水辺と緑の課)

1 施策が目指す江東区の姿

区民・事業者・区の連携による5Rの取り組みにより、環境負荷の少ない循環型社会が実現されています。

2 施策を実現するための取り組み

循環型社会への啓発	区報やホームページ等、多様な情報媒体を活用するとともに、環境学習情報館「えこっくる江東」・区立小学校で行う環境学習等を通して、循環型社会への啓発を行います。
5R(リフューズ・リデュース・リユース・リペア・リサイクル)の推進	買い物袋の持参や包装の簡素化に関するPRを行います。また、粗大ごみの再利用、リユース食器の貸し出し、資源回収の拡大等、区民・事業者の5Rに対する取り組みを支援するとともに、更なるごみの減量に向けた取り組みを検討します。

3 - 1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> ・H20.4～ 廃プラスチックサーマルリサイクルが各区で本格実施。 ・H21.3 江東区で廃プラスチックサーマルリサイクルを本格実施。ごみ・資源分別を変更し容器包装プラスチック等のリサイクルを開始。 ・H21.6 江東区清掃リサイクル条例改正(資源抜き取り対策の強化) ・H22.4 江東区とNPO法人が連携し、発泡スチロールリサイクルのモデル事業を開始。 ・H24.3 「持続可能な資源循環型地域社会の形成」を目指し、江東区一般廃棄物処理基本計画策定(第3次) 	<ul style="list-style-type: none"> ・人口増によりごみ量が増加し、それに伴い環境負荷が増大する。 ・区のごみが埋め立てられている中央防波堤外側埋立地及び新海面処分場は、東京港最後の処分場であり、できる限りの延命化への取り組みが必要である。

3 - 2 施策に関する区民要望・ニーズの変化

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> ・環境負荷を軽減するごみ・資源の分別方法が求められている。 ・ごみ・資源の分別方法の分かりやすい説明が求められている。 ・発生抑制や再利用など、ごみ減量方法についての具体的な取り組み方法や、詳しい情報が求められている。 ・ごみ減量や資源化の新たな施策の展開が求められている。 ・ごみに関する情報の適切な発信が求められている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・区民のごみ減量・資源分別への取り組み意識が向上せず、ごみ量が増加し、循環型社会の構築が困難となる。 ・人口増に伴うごみ量の増加により、収集回数を増やす必要がある。

3 - 3 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

4 施策実現に関する指標		単位	現状値 21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	目標値 26年度	指標 担当課
16	区民1人当たり1日のごみ量	g	613 (20年度)	567					520	清掃リサイクル課
17	大規模建築物事業者による事業系廃棄物の再利用率	%	67.19 (20年度)	67.40 (21年度)	68.16 (22年度)				70	清掃事務所
18	資源化率	%	23.3 (20年度)	25.6					30	清掃リサイクル課

5 施策コストの状況				
	23年度予算	23年度決算(速報値)	24年度予算	25年度予算
トータルコスト	7,235,258千円	6,933,994千円	7,188,283千円	0千円
事業費	5,247,837千円	5,086,344千円	5,300,321千円	
人件費	1,987,421千円	1,847,650千円	1,887,962千円	

6 一次評価 主管部長による評価	
(1) 施策における現状と課題	
<p>平成21年3月からの分別基準の変更に伴い、ごみ・資源の分け方の周知徹底に努めてきた。3R（リデュース・リユース・リサイクル）の考えをさらに進めた「5R（リフューズ・リデュース・リユース・リペア・リサイクル）」を基本とする、さらなるごみ減量に向けた啓発を始めた。区民1人1日あたりのごみ量は着実に減少しているが、さらなる減量に向け、資源回収品目の拡大等、新たな施策を展開していく必要がある。行政単独の取り組みだけでなく、区民・事業者と協働し、自発的、積極的なごみ減量に向けた取り組みを行うことが重要である。区民・事業者の自主的な取り組みを進める、具体的な方法についての情報を共有するために、適切な情報収集と情報発信が求められている。</p>	
(2) 今後5年間の施策の取り組みの方向性	
<p>循環型社会形成のためには、生産・消費に関わるすべての人たちがライフスタイルや事業活動を見直し、環境に配慮した生活へ転換を図る必要がある。このため、今まで以上に区民・事業者・区が連携し、啓発活動やシステム作りに取り組む。5Rの推進に努め、区民・事業者と連携した新たな取り組みを検討する。5Rの推進のためには、区民が知りたい情報を適切に発信する工夫が必要であり、区政モニターアンケート等から区民ニーズを把握し、区報等広報媒体を活用し発信する。ごみ減量意識の向上のため、各種施設を活用した環境学習の充実を図る。区民の負担や利便性も考慮しながら、資源回収品目の追加を引き続き検証する。家庭ごみの減量のために、約半分を占める生ごみの減量の取り組みを進める。目標の達成状況を管理し、事業の透明化を図るため、事業の点検・見直し・評価を行う仕組みを導入する。</p>	

行政評価(二次評価)結果への取り組み状況

施策 4 循環型社会の形成

主管部長(課) 環境清掃部長(清掃リサイクル課)
関係部長(課) 環境清掃部長(清掃事務所)、
土木部長(水辺と緑の課)

行政評価(二次評価)結果

【平成22年度】

・ごみの減量化及びリサイクルの推進に関する啓発活動に積極的に取り組む。【環境清掃部】
・ごみの減量化及びリサイクルの推進に関する事業の実施にあたっては、これらに要するコストの分析と費用対効果の観点からの検証を行い、コスト縮減に取り組む。【環境清掃部】

【平成23年度】

・ごみの減量化及びリサイクルの推進に関する啓発活動に積極的に取り組む。【環境清掃部】
・ごみの減量化及びリサイクルの推進に関する事業の実施にあたっては、これらに要するコストの分析と費用対効果の観点からの検証を行い、コスト縮減に取り組む。【環境清掃部】

これまでの取り組み状況		
ごみの減量化及びリサイクルの推進に関する啓発活動の取り組みについて		
取 り 組 み	<p>区報・ホームページなどを活用し、毎年10月の3R推進月間に合わせた記事や、分別についての特集記事の掲載を行った。</p> <p>また、これまで、一般の区民や事業者に向けて、最新のごみ減量化及びリサイクル推進に関する情報を月1回発信する「清掃ニュース」の発行を始めとして、小学校4年生を対象とした「環境学習」や、区民を対象とした「清掃施設見学会」、区民まつり等において再利用可能な粗大ごみを修理し提供する「いかせる粗大ごみ作戦」、「職場体験研修」として中学生や大学生を受け入れるなど、さまざまな機会を通じて世代を問わず、啓発活動を実施してきた。</p> <p>さらに対象を拡大するため、各小中学校に対し、環境学習の他学年での実施の呼びかけや、町会、自治会及びマンションの管理組合などに対し、出前説明会の実施を提案するなど、積極的に啓発活動を行っている。</p>	
	【新たな取り組みを行った事業】	【見直した事業】
ごみの減量化及びリサイクルの推進に関する事業に要するコスト縮減の取り組みについて		
取 り 組 み	<p>地区別、曜日別のごみ排出量に応じて清掃車の稼働台数を見直すとともに、民間活力の活用により、効率的な清掃事業運営に努めている。</p> <p>資源品目の拡大の際には、歳出の抑制のほか歳入の確保にも努めている。(古着回収事業は、契約業者に回収運搬を無料で実施し、買取りをしている。)</p>	
	【新たな取り組みを行った事業】	【見直した事業】
		ごみ収集運搬事業 清掃車両管理事業
取 り 組 み		
	【新たな取り組みを行った事業】	【見直した事業】
取 り 組 み		
	【新たな取り組みを行った事業】	【見直した事業】
取 り 組 み		
	【新たな取り組みを行った事業】	【見直した事業】

平成24年度 江東区外部評価委員会による評価

施策4	循環型社会の形成	担当班	1
施策の目標に対して、成果は上がっているか			
<ul style="list-style-type: none"> ・指標値は順調に向上しており、着実に成果が上がっていると評価される。 ・取り組みとして掲げられたリフューズ、リペアについて、最終的なアウトカムは区民のごみ排出量だとしても、それぞれの取り組みの成果が把握できるような指標や取り組み状況の説明などがなされることが望ましい。 			
区民ニーズ・社会状況に対応した取り組みを展開しているか			
<ul style="list-style-type: none"> ・一層のコスト縮減に向けて、コストの大きな部分を占めている資源回収事業も含めたごみの運搬コストについて、更なる効率化の可能性について検討と努力が望まれる。 ・収集運搬コストについて他区と比較することが必要である。特に、清掃工場を持たない区における収集運搬コストを下げる工夫などについて、情報を共有することに努めてほしい。 ・ごみ出しサポート事業は、現在は収集業務の一環として実施しているが、今後件数の増加が見込まれるとともに、安否確認にも結び付く大切な業務になると思われる。シルバー人材センターの活用など区民等との協働を図ることも検討しながら、さらに積極的に事業を継続してほしい。 			
区民との協働、国・都・民間団体等との役割分担は適切か			
<ul style="list-style-type: none"> ・生ごみの減量化や学校での啓発事業など、区民との連携促進に向けた取り組みが概ね適切に実施されていると評価される。 ・ごみ出しサポート事業に加えて、簡易包装やマイバック持参などのリフューズをより推進するために、区内の小売業者との連携を一層深める施策に取り組むべきである。そのためには、リフューズに協力的な小売店を顕彰するなど、事業者との関係をより深め、協力を得ることが重要である。 ・5Rのうち「リユース」でシルバー人材センターの人員活用などを行っている点は前向きに評価できる。今後は同センターの人員をごみ出しサポートなど当施策に関連する他の分野へ活用することも検討すべきである。 			
施策の総合評価(今後の方向性)			
<ul style="list-style-type: none"> ・施策は概ね適切に推進されていると評価できる。 ・最終処分場の延命化に向けた更なるごみ排出量の削減や、人口増に伴うごみ処理コスト増大の抑制に向けた効率性の向上など、更なる努力が求められる状況にある。 ・運搬コストをはじめとした処理の効率化や区民との連携など、新たな工夫の可能性について常に研究と改善に取り組んで欲しい。 ・東日本大震災後、電力消費量の見える化によって、節電意識がずいぶん高まった。同じように、従来用いている指標に加え、ごみの収集運搬コストなどの数字を公開することが、ごみ減量意識を高めるきっかけとなるのではないかと。 			

その他 (改善点等)	<ul style="list-style-type: none">・ごみ出しサポート事業については、高齢者の安否確認にも寄与するという点にも着目し、本施策の中での役割にとどまらない重要な事業として位置づけ、積極的に取り組んでいただきたい。・清掃事務所で発行している「清掃ニュース」について、より一層区民への啓発を図る観点から、町会に加入していないマンション等の集合住宅へも配布していただきたい。
---------------	---

施策 5 低炭素社会への転換

主管部長(課) 環境清掃部長(温暖化対策課)
 関係部長(課) 土木部長(水辺と緑の課)

1 施策が目指す江東区の姿

省エネルギーのための取り組みや、自然エネルギー等の利用が進み、二酸化炭素(CO₂)の排出が少ない低炭素社会が実現されています。

2 施策を実現するための取り組み

自然エネルギー等の利用促進	自然エネルギーを利用した太陽光発電システムや省エネルギー設備などの導入を促進します。また公共施設の改築・整備にあわせ自然エネルギー設備や省エネルギー設備を導入します。
エネルギー使用の合理化の推進	低公害車の普及や公共交通の利用を促進します。また、一定規模の開発の機会を捉え、地域冷暖房や未利用エネルギー等を積極的に導入したまちづくりを行います。
パートナーシップの形成	カーボンマイナスこどもアクションやエコ事業所の仕組みづくり等、区民・事業者・区が一体となって低炭素社会への転換に向けた取り組みを展開します。

3 - 1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> ・H19年に京都議定書が批准され、H24年までにCO₂の-6%の削減義務が課せられている。 ・H21年4月「改正省エネ法」及び「改正温対法」が施行。同年4月都条例が改正され「キャップ&トレード」を導入。 ・H21年4月「江東区地球温暖化防止設備導入助成事業」実施。 ・H22年3月「江東区環境基本計画」及び「KOTO低炭素プラン」策定。 ・2030年の総発電量のうち50%を原子力と想定した「エネルギー基本計画」を見直し、「再生可能エネルギー」「省エネ社会実現」を柱とすることが示される。 ・東日本大震災に伴う原子力発電所の事故の影響で、国内の原子力発電所の運転が停止。電力需給の逼迫状況が解消されない中で継続的な節電対策が全国的に求められている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・IPCC(気候変動に関する政府間パネル)の科学的知見などによれば、地球温暖化は現に進行しており、このまま放置した場合には、私たちの生活に深刻な影響を及ぼすことが予測される。 ・東日本大震災に伴う原子力発電所の事故の影響により、エネルギー政策は、大幅な方向転換を迫られている。 ・中長期的な国の排出削減目標の見直しは、本区の温暖化対策にも大きな影響を及ぼす。

3 - 2 施策に関する区民要望・ニーズの変化

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> ・江東区の平成21年度のCO₂排出量は、主に業務部門140.3万トン、家庭部門57.6万トン、運輸部門42.7万トンとなっている。 ・「地球温暖化防止設備導入助成」の区民による申請実績は年々増加傾向にあり、特に震災後、電力需要の逼迫した状況から、再生可能エネルギーへの需要が高まり、H23年度は太陽光発電設備導入への申請が急増した。 ・震災直後の電気事業法第27条の電力使用制限令を伴う節電により、区民・事業者によるエネルギーへの関心が急速に高まるとともに、全区民による節電が行われた。 ・H24年1月電力自由化部門の料金値上げ及び4月からは規制分野の料金値上げが実施された。 	<ul style="list-style-type: none"> ・江東区域のCO₂排出量は、産業部門からの排出量が減少する一方で、業務(オフィスビル等)・家庭・運輸部門では増加傾向にある。今後も人口・世帯数の増加、商業施設・オフィスビル等の増加が見込まれることから、CO₂排出量の大幅な増加が予想される。 ・温暖化対策における自治体や家庭での取り組みの重要性が増すとともに、区民・事業者・区が連携・協働して中長期的な節電対策に取り組む必要がある。 ・節電・省エネ設備の導入はCO₂削減に貢献するばかりでなく、節電対策にも効果があり、区民の再生可能エネルギー設備導入への需要はさらに高まることが予想される。

3 - 3 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

4 施策実現に関する指標		単位	現状値 21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	目標値 26年度	指標 担当課
19	区民1人当たりの二酸化炭素(CO ₂)排出量	t	6.0 (17年度)	6.7 (20年度)	6.0 (21年度)				4.6	温暖化 対策課
20	地球温暖化防止設備導入助成件数累計	件		377	758				3,500	温暖化 対策課
21	自然エネルギー設備を導入した区施設数(風力発電施設)	施設	2	2	2				2	温暖化 対策課
	自然エネルギー設備を導入した区施設数(太陽光発電施設)	施設	6	7	9				9	温暖化 対策課
	自然エネルギー設備を導入した区施設数(雨水利用施設)	施設	47	49	49				51	温暖化 対策課
22	庁有車の低公害車導入率	%	72.1 (20年度)	79.7	81.7				100	温暖化 対策課
23	カーボンマイナスこどもアクション延べ参加企業数累計	団体	46	46	65				250	温暖化 対策課
24	江東区役所の二酸化炭素(CO ₂)排出量	t	20,478 (19年度)						18,430	温暖化 対策課

5 施策コストの状況				
	23年度予算	23年度決算(速報値)	24年度予算	25年度予算
トータルコスト	416,201千円	392,058千円	362,594千円	0千円
事業費	357,448千円	337,448千円	306,772千円	
人件費	58,753千円	54,610千円	55,822千円	

6 一次評価 主管部長による評価	
(1) 施策における現状と課題	
<p>地球温暖化対策を強化するためには、地域特性に応じた取り組みが重要である。CO₂排出量を効果的に削減するため、家庭、事業所、交通など、あらゆる分野での省エネルギーの取り組みを推進する必要がある。</p> <p>東日本大震災の影響により、原子力発電から火力発電などへの依存度が高まり、電気使用におけるCO₂排出が多くなることが予想されるため、中長期的な節電対策を検討する必要がある。</p>	
(2) 今後5年間の施策の取り組みの方向性	
<p>平成22年3月に策定した新たな「江東区環境基本計画」では、初めて江東区域全体のCO₂排出量の削減目標値を定め、地方自治体の責務として地球温暖化対策に積極的に取り組む。環境基本計画の目標達成に向けた具体的な行動を企画、立案、実行する場として、区民・事業者・区による「江東エコライフ協議会」を運営する。国や都におけるエネルギー政策の動向を見据えながら、再生可能エネルギーの導入・利用拡大をこれまで以上に推進する。東日本大震災後、太陽光発電等の省エネ設備の導入気運が高まり、補助制度に対する区民の期待は高まっている。こうした状況を踏まえ、集合住宅居住者の多い区の特성에合わせ、集合住宅居住者及び事業者においても活用しやすい助成制度のあり方について検討していく。</p>	

行政評価(二次評価)結果への取り組み状況

施策 5 低炭素社会への転換

主管部長(課) 環境清掃部長(温暖化対策課)
関係部長(課) 土木部長(水辺と緑の課)

行政評価(二次評価)結果

【平成22年度】

- ・広域的な視点を持ち、国と都との役割分担の中で、本区が担うべき取り組みの範囲を慎重に検討する。【環境清掃部】
- ・区民1人当たりの二酸化炭素排出量の削減目標値を達成させるための具体的な取り組みについては、費用対効果の観点を踏まえて取り組みを進める。【環境清掃部】

【平成23年度】

- ・広域的な視点を持ち、国と都との役割分担の中で、本区が担うべき取り組みの範囲を慎重に検討する。【環境清掃部】
- ・区民1人当たりの二酸化炭素排出量の削減目標値を達成させるための具体的な取り組みについては、費用対効果の観点を踏まえて取り組みを進める。【環境清掃部】

これまでの取り組み状況		
国と都との役割分担の中で、本区が担うべき取り組み範囲の検討について		
取 り 組 み	都の対象外である年間エネルギー使用量が15kl未満の中小規模事業所を対象に、エネルギーの使用状況等について現地調査を実施し、設備の導入や運用改善等について提案をする省エネ無料診断事業を平成23年度より新たに実施した。	
	【新たな取り組みを行った事業】	【見直した事業】
	省エネ無料診断事業	
国と都との役割分担の中で、本区が担うべき取り組み範囲の検討について		
取 り 組 み	<ul style="list-style-type: none"> ・区の省エネ無料診断を受診した事業者が太陽光発電や省エネルギー設備を導入する際、設置費用の一部を助成する事業を平成23年度より新たに実施した。 ・省エネ法や温対法及び都の地球温暖化対策報告書制度の対象外である中小規模事業所に対する取組として、「エコ事業所認定制度」の制度設計の検討に入っている。 	
	【新たな取り組みを行った事業】	【見直した事業】
	事業所向け地球温暖化防止設備導入助成事業	
区民1人当たりの二酸化炭素排出量の削減目標値を達成させるための具体的な取り組みについて		
取 り 組 み	江東エコライフ協議会を通じ、区民を対象とした「エコポイント制度」の制度設計の検討に入っている。	
	【新たな取り組みを行った事業】	【見直した事業】
取 り 組 み		
	【新たな取り組みを行った事業】	【見直した事業】
取 り 組 み		
	【新たな取り組みを行った事業】	【見直した事業】
取 り 組 み		
	【新たな取り組みを行った事業】	【見直した事業】

平成24年度 江東区外部評価委員会による評価

施策5	低炭素社会への転換	担当班	1
施策の目標に対して、成果は上がっているか			
<ul style="list-style-type: none"> ・指標19、20、22、23など目標達成が困難と思われる指標が多い。特に、地球温暖化防止設備導入助成件数やカーボンマイナスこどもアクション延べ参加企業数などは、社会情勢の変化や国内景気情勢といった外部環境の逆風もあり、進捗は遅れているように思われる。 ・区民1人当たりのCO2排出量は横ばいで推移しており、目標値まで減らすことは難しそうである。この原因の一つとしては、省エネルギーや自然エネルギーの利用といった施策の目標に対して、取り組み方の方向が限定されてしまっているとともに、あまり有効ではないことが考えられる。 ・区が責任を負うべき取り組みの指標としての成果指標の妥当性や、目標の水準の妥当性について今一度検討する必要があるのではないかと。 			
区民ニーズ・社会状況に対応した取り組みを展開しているか			
<ul style="list-style-type: none"> ・環境問題への区民の関心は高く、概ね区民ニーズ及び社会状況に対応した取り組みがなされていると評価される。 ・区施設への自然エネルギー設備の導入のうち風力、太陽光発電はエネルギー効率の向上よりも啓発効果が主目的とのことであるが、こうした観点からみた最終的な整備率はどの程度の水準なのか、方針を明確にすることが必要ではないかと。 ・区民を対象としたエコポイント制度の制度設計を行っているとのことであるが、低炭素社会実現への協力をお願いするだけでなく、協力者へインセンティブを与える仕組みは良いと思われる。他自治体の事例を研究しより良い仕組みとしてほしい。 			
区民との協働、国・都・民間団体等との役割分担は適切か			
<ul style="list-style-type: none"> ・区の施設におけるCO2抑制はもちろん必要であるが、区民や民間団体の協力が不可欠である。そういった観点からは、区民や民間団体との連携を評価する指標を採用して、その度合いを適切に評価する必要がある。 			
施策の総合評価(今後の方向性)			
<ul style="list-style-type: none"> ・指標の目標達成が軒並み困難と思われる状況にある以上、順調に進んでいるとは評価しがたい。 ・当施策は国家単位で戦略を決める部分が大きく、一地方自治体のみで取り組むには限界がある。区として責任を負うべき取り組みの範囲と、その評価指標として何が適切かについて改めて確認する必要があるのではないかと。 ・自然エネルギー利用促進やエネルギー使用の合理化普及のためには、公共施設等での導入といったハード面での取り組み以上に、民間部門での取り組み促進や啓発などのソフト面での取り組みが重要である。 ・家庭や事業所に省エネルギーを働きかけるだけでなく、まちづくりの設計段階でもCO2排出量が少ない建築物を積極的に導入させるインセンティブを設けるなど、異なる観点からの取り組みを進めるべきである。夜間の冷たい空気を取り入れる仕組み、地中で外気を冷やして取り込む仕組み、そもそも設計段階で熱負荷を抑える計画を立案することなど、様々な手法を理解して取り入れ、成果を上げる必要がある。 			
その他 (改善点等)	特になし		

1 施策が目指す江東区の姿

保育施設が十分整備されているとともに、多様な保育サービスが提供され、安心して子どもを産み、育てることができます。

2 施策を実現するための取り組み

保育施設の整備	地域需要に応じて、認可保育所、認証保育所、家庭福祉員等の保育施設の整備を進めます。また、保育施設の改修や設備の拡充を行います。
多様な保育サービスの提供	延長保育、病児・病後児保育など、保護者の多様な就労形態や家庭環境に応じた柔軟な保育サービスを提供します。また、一時保育事業の拡充等により、在宅で子育てを行う保護者を支援します。

3 - 1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)						
<ul style="list-style-type: none"> ・大規模なマンション開発が行われている豊洲地区を中心として、0歳から5歳までの乳幼児人口が毎年増加していることと、共働き世帯の増加などにより保育所への入所希望者は毎年増加している。 ・保育施設の充実を図るために、国が安心こども基金を設置し東京都に交付。都はこれに基づき、待機児童解消区市町村支援事業等、施設整備を促進するための補助制度を創設した(平成21-24年度)。 ・都営住宅に併設する保育園を中心に老朽化が進み、耐震工事を含む改修時期を迎える保育園が増加している。 ・国は地域主権改革一括法にて児童福祉法を改正し、東京都は平成24年度から、保育所の居室面積基準等について、独自の基準を規定し緩和した。 ・平成24年4月、国は子ども・子育て家庭を社会全体で支える子ども・子育て新システム関連法案を通常国会に提出した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・豊洲地区を中心にして乳幼児人口の増加が続くと見込まれる。また、マンション新築に伴う子育て世代の流入により、保育施設に対する需要は、今後も増加するものと推定される。 ・保育園の老朽化が進行すれば通園する児童の安全性が損なわれる。また、改修工事が近隣地域で集中すると、代替施設の確保が難しくなる。 ・子ども・子育て新システム関連法案が成立した場合、新制度に基づいた本区の対応を検討する必要がある。 						
	江東区人口推計	22年(実績)	23年(実績)	24年(実績)	25年	26年	増減見込み(26年/22年)
	区全体	466,724	472,429	476,523	482,995	489,871	105.0%
	うち0-5歳	25,210	25,865	26,226	27,371	28,271	112.1%

3 - 2 施策に関する区民要望・ニーズの変化

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> ・保育施設への入所希望児童数は、平成19年度の6,829人から平成24年度の9,502人と、この5年間で2,673人(39.1%)増加しており、この需要に対応する保育施設の整備が求められている。 ・これまで通常保育では対応できない保護者に対して延長保育や産休明け保育を提供するとともに、一時保育や病児・病後児保育、リフレッシュひととき保育等多様な保育サービスの充実を図ってきたところであるが、これまで以上に区民の生活環境やニーズに合わせた手軽で利用しやすい保育サービスの提供や実施しているサービスの拡充などが求められる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・共働き世帯の増加が依然続いており、さらに保育需要は増加すると予測される。また、就労形態の多様化に伴い、延長保育や病児・病後児保育、さらに在宅での子育てを支援するための一時保育などの多様な保育サービスの拡充が求められる。

3 - 3 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

--

4 施策実現に関する指標	単位	現状値 21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	目標値 26年度	指標 担当課
25 保育所待機児童数	人	312 (21年4月)	351	273	253			0	保育課
26 一時保育の利用者数	人	10,010 (20年度)	13,870	18,001				29,000	保育課

5 施策コストの状況				
	23年度予算	23年度決算(速報値)	24年度予算	25年度予算
トータルコスト	19,861,177千円	17,668,889千円	19,598,919千円	0千円
事業費	13,126,002千円	11,410,992千円	13,191,775千円	
人件費	6,735,175千円	6,257,897千円	6,407,144千円	

6 一次評価 主管部長による評価
(1) 施策における現状と課題
<p>区では認可・認証保育所の新設や既存施設の定員増などにより、平成19年度から平成23年度の5年間に3,149人（6,495人 9,644人）の保育施設定員拡大を図ったところであり、待機児童対策として一定の効果をもたらしたが、待機児童解消には至っていない。待機児童は、平成24年4月現在253名を数えており、この解消を図る必要がある。待機児童の分布を見ると、0歳～2歳が237名と全体の93.7%を占めている。特に1歳児が130名と全体の51.4%を占めているため、この需要に対応する必要がある。認可保育所を整備すると、近隣の保育需要が急増することから、施設整備により、新たな需要を創出している面も見られる。認証保育所の定員1,907人に対して入所者が1,701名にとどまっており、206名の空きがある（入所率89.2%）。待機児童の解消に向け、ここに待機児童を誘導する必要がある。多様な保育サービスを展開し、区民の保育ニーズにあったサービスをさらに充実・提供していく必要がある。</p>
(2) 今後5年間の施策の取り組みの方向性
<p>乳幼児人口の増加や、女性の一層の社会進出に伴い、今後も保育施設に対する需要は増加していくものと思われる。引き続き、待機児童の地域状況を勘案し、様々な手法で認可保育所及び認証保育所を効果的に整備し、長期計画の前期中間中に待機児童を解消する。認証保育所の入所者数を増やすために、施設の有効活用及び待機児童解消につながる方法を検討する。区立保育所園舎の老朽化が進んでいるため、改築や耐震補強工事と併せて改修工事に取り組み、児童の保育環境や施設の安全性の向上を図る。区民の生活環境やライフスタイルの変化に合わせた、きめ細かい保育サービスの提供を続けていく。</p>

行政評価(二次評価)結果への取り組み状況

施策 6 保育サービスの充実

主管部長(課) こども未来部長(こども政策課)
関係部長(課) こども未来部長(保育課)

行政評価(二次評価)結果

【平成22年度】

- ・保育施設の整備・改修については、長期計画に掲げた整備・改修計画の着実な実施を図るとともに、サービスの質の向上に取り組む。【こども未来部】
- ・特に需要の高い歳児保育への対応策を検討する。【こども未来部】
- ・保育施設に対する今後の需要変動について分析し、対応策を検討する。【こども未来部】
- ・保育サービスの提供にあたっては、区民ニーズを十分に分析し、的確なサービス構成、サービス量となるように努めるとともに、民間活力の積極的な活用を図る。【こども未来部】
- ・保育料について、適正な受益者負担の観点を踏まえた見直しを検討する。【こども未来部】

【平成23年度】

- ・保育施設の整備・改修については、需要変動や国・都における制度改正等を注視しつつ、長期計画に掲げた整備・改修計画を再検証するとともに、サービスの質の向上に取り組む。【こども未来部】
- ・保育施設に対する今後の需要変動について分析し、対応策を検討する。特に認証保育所の入所率向上のための新たな取り組みを検討する。【こども未来部】
- ・保育サービスの提供にあたっては、区民ニーズを十分に分析し、的確なサービス構成、サービス量となるように努めるとともに、民間活力の積極的な活用を図る。【こども未来部】
- ・保育料について、適正な受益者負担の観点を踏まえた見直しを検討する。【こども未来部】

これまでの取り組み状況

保育施設の整備について

取り組み 平成23年度に認可保育所1園、認証保育所5園を整備し、338人の定員増を図った。また、低年齢児の需要に対応した認証保育所の事業者募集では、地域により適当な物件がなく応募できない事例も多いことから、公募時に送迎バスを利用した施設整備を提案させる取り組みを行った。

【新たな取り組みを行った事業】

【見直した事業】

保育施設の改修について

取り組み 平成23年度に塩崎保育園で改築工事、東砂保育園で改修工事を実施し、小名木川・東砂第二・東陽保育園で実施設計を行った。また、東京都都市整備局に対し、都営住宅併設園の耐震補強工事の早期着手を要請し、6施設(東雲・東陽・大島第五・南砂第一・豊洲・北砂)の計画の前倒しを行うこととなった。

【新たな取り組みを行った事業】

【見直した事業】

1歳児保育への対応策の検討について					
取 り 組 み	0歳～2歳児の定員を全体定員の半分以上とする認証保育所の整備を、1歳児の待機児童の多い地域を中心に行っている。認証保育所の整備事業者を募集する際に、1歳児の定員を多く設定するよう募集要領に明示し誘導を図っている。				
	<table border="1"> <tr> <td>【新たな取り組みを行った事業】</td> <td>【見直した事業】</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </table>	【新たな取り組みを行った事業】	【見直した事業】		
【新たな取り組みを行った事業】	【見直した事業】				
保育施設に対する今後の需要変動の分析と対応策について					
取 り 組 み	毎年、地区・年齢別の保育需要の変動を見込み、長期計画に基づき認証保育所の整備を行っている。本年度も需要変動を分析し、需要のある地域で認証保育所を整備する。なお、平成24年度は区全体で10園の認証保育所を整備する計画である。				
	<table border="1"> <tr> <td>【新たな取り組みを行った事業】</td> <td>【見直した事業】</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </table>	【新たな取り組みを行った事業】	【見直した事業】		
【新たな取り組みを行った事業】	【見直した事業】				
認証保育所の入所率向上のための新たな取り組み					
取 り 組 み	各認証保育所に積極的なPR活動を行うよう促すと共に、認可保育所の一斉申込の際、会場で各認証保育所のパンフレットを配布した。				
	<table border="1"> <tr> <td>【新たな取り組みを行った事業】</td> <td>【見直した事業】</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </table>	【新たな取り組みを行った事業】	【見直した事業】		
【新たな取り組みを行った事業】	【見直した事業】				
保育サービスの適切な提供と民間活力の積極的な活用について					
取 り 組 み	非定型一時保育事業については平成24年4月大島地区の私立保育所「花と鳥保育園」で事業を開始したことで区内15園での実施となり、城東・深川地区で均衡のとれた配置となった。病後児保育事業は平成24年度中に新砂・大島で2施設が新たに事業開始することで区内4施設となり、大島の施設では区内初の病児・病後児保育を実施する。民間活力の活用では、平成22年度からNPO法人が運営するグループ保育型家庭的保育室(おうち保育園)を現在、東雲・豊洲の2施設で事業を実施している。				
	<table border="1"> <tr> <td>【新たな取り組みを行った事業】</td> <td>【見直した事業】</td> </tr> <tr> <td>グループ保育型家庭的保育室運営費補助事業</td> <td>病児・病後児保育事業</td> </tr> </table>	【新たな取り組みを行った事業】	【見直した事業】	グループ保育型家庭的保育室運営費補助事業	病児・病後児保育事業
	【新たな取り組みを行った事業】	【見直した事業】			
グループ保育型家庭的保育室運営費補助事業	病児・病後児保育事業				
保育料の見直しについて					
取 り 組 み	保育料については「江東区保育所保育料検討委員会」を設置し、3年に一度、見直しを行っている。				
	<table border="1"> <tr> <td>【新たな取り組みを行った事業】</td> <td>【見直した事業】</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </table>	【新たな取り組みを行った事業】	【見直した事業】		
【新たな取り組みを行った事業】	【見直した事業】				

平成24年度 江東区外部評価委員会による評価

施策6	保育サービスの充実	担当班	2
施策の目標に対して、成果は上がっているか			
<p>・施策の目標(施策が目指す江東区の姿)に対して「施策を実現するための取り組み」が着実に進められており、目標値には届かないものの、確実に、その目標値に近づいている。今後これらの着実な推進によって施策目標の実現が期待できる。</p> <p>・「保育施設の整備」は、待機児童の解消という量的行政需要への対応が「平成26年度までに待機児童ゼロ」の指標とともに明示されており、その実現が期待される。</p>			
区民ニーズ・社会状況に対応した取り組みを展開しているか			
<p>・子育て世帯が急増する本区において、保育サービスの質的・量的充実が緊急性・重要性共に高い。待機児童の解消を起点とした本区の保育サービス整備計画は全体としてこの分野のニーズに対して網羅的といえ、指標の推移からも現在の区の取り組み内容は総じて適正といえる。</p> <p>・保育需要が高まる中、認可外保育所が80カ所に達しており、保育環境の維持・改善等について行政としての積極的な指導が必要である。</p> <p>・区民ニーズが多様化する中で、一時保育、病児保育、リフレッシュひととき保育、延長保育、産休明け保育等について、より積極的な実施が望まれる。</p>			
区民との協働、国・都・民間団体等との役割分担は適切か			
<p>・保育所の整備・運営には民間活力の活用が不可欠である。この点、区では事業者選定(推薦の取り付け)、運営事業者に対するモニタリングを丁寧に行っている。行政としての本質的な対応として評価したい。</p> <p>・多様な保育サービスについて、「おうち保育園」などNPO法人との連携による新たな取り組みにも着手している点も今後の展開に期待したい。</p> <p>・多様なニーズに対応するために、「家庭福祉員」の増員について工夫が必要ではないか。報酬を含め、待遇改善も検討の余地がある。</p>			
施策の総合評価(今後の方向性)			
<p>・施策を総合的にみると、現在進行形であるため、今後に期待したい。</p> <p>・保育サービスを事業者任せにすることなく、保育システムが円滑に機能するためのマネジメント機能をさらに高める意識をもって具体的に取り組んでいただきたい。</p> <p>・全国自治体の中でも、江東区は保育サービスに充当する予算比率が高い自治体であり、質・量の確保に対して区に期待される役割は大きい。すでに認可・認可外を問わず、きめ細かく各保育園に対するモニタリングに取り組んでいる姿勢は高く評価したい。モニタリングについては、さらに事業者のPDCAを促進する観点から第三者的体制導入についても検討されたい。</p> <p>・待機児童の解消については、認証保育所の整備に重点を置き、また待機集中する0 - 2歳児の定員調整を事業者に促すなど、平成26年度における待機児童ゼロに向けた取り組みについては評価する。一方で、その認証保育所について現状で2割程度の定員未充足が発生しているため、新規整備と併せた利用者とのマッチングを計画的に進めるとともに、未充足の保育所については改善事項がないかどうか区として助言・支援を検討すべきである。</p>			
その他 (改善点等)	特になし		

1 施策が目指す江東区の姿

学校教育の充実が図られ、確かな学力・思いやりの心・健康な身体が育まれています。

2 施策を実現するための取り組み

学習内容の充実	学力強化講師の配置や補習教室の実施など、基礎学力の向上を図るとともに、外国人講師の活用やコンピューター教育の推進など特色ある授業内容の充実に努めます。
思いやりの心の育成	児童・生徒の発達段階に応じた人間関係づくりの指導を行うとともに、キャリア体験、ボランティア活動などさまざまな体験学習や各種行事を通じて、社会や他者を共感的に理解できる気持ちを育みます。
健康・体力の増進	体育授業の充実や部活動の活性化などにより、継続的な運動習慣を身につけることができるようにします。また、食育等の健康教育の推進により、児童・生徒の生活習慣の改善と健康増進を図ります。
教員の資質・能力の向上	効果的な指導方法の習得やコミュニケーション能力の向上を図るため、各教科の指導法や教育相談、人権教育、問題行動の未然防止等の研修を指導室・教育センターが中心となって実施します。

3 - 1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)																														
<ul style="list-style-type: none"> 平成18年度の教育基本法改正により、知・徳・体の調和が取れ、自己実現を目指す自立した人間を育成すること等が目標としてあげられた。 平成20年3月には学習指導要領の改訂が行われ、子どもたちの生きる力を育てるとともに、思考力や判断力・表現力などを育てることが求められている。 江東区では、知性ととともに、感性・道徳心や体力を育むための各種の教育施策を推進している。 平成23年4月の法改正により、公立小学校第1学年の国の標準学級児童数が35人となった。 	<ul style="list-style-type: none"> 団塊世代の教員の大量退職等によって、若手教員の割合が高い状況が継続する。このため、多様化する教育課題に対応しきれない状況が生まれる可能性がある。 <p>新規採用教員数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>幼</th> <th>小</th> <th>中</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成20年度</td> <td>13名</td> <td>75名</td> <td>23名</td> <td>111名</td> </tr> <tr> <td>平成21年度</td> <td>3名</td> <td>82名</td> <td>35名</td> <td>120名</td> </tr> <tr> <td>平成22年度</td> <td>1名</td> <td>72名</td> <td>27名</td> <td>100名</td> </tr> <tr> <td>平成23年度</td> <td>7名</td> <td>74名</td> <td>33名</td> <td>114名</td> </tr> <tr> <td>平成24年度</td> <td>6名</td> <td>88名</td> <td>41名</td> <td>135名</td> </tr> </tbody> </table>		幼	小	中	計	平成20年度	13名	75名	23名	111名	平成21年度	3名	82名	35名	120名	平成22年度	1名	72名	27名	100名	平成23年度	7名	74名	33名	114名	平成24年度	6名	88名	41名	135名
	幼	小	中	計																											
平成20年度	13名	75名	23名	111名																											
平成21年度	3名	82名	35名	120名																											
平成22年度	1名	72名	27名	100名																											
平成23年度	7名	74名	33名	114名																											
平成24年度	6名	88名	41名	135名																											

3 - 2 施策に関する区民要望・ニーズの変化

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> 区民や学校現場からのニーズが増している施策の内容である。 保護者の姿も様々で、学校選択制の実施により、積極的に学校を選ぶ一方で保護者会やPTA行事などに協力しない方がいれば、ボランティアやゲストティーチャー等の形で学校にかかわる協力的な方もいる。また、教員の指導方法や校舎長の経営方針に理不尽な意見をされたり、意に沿わない教員に対して厳しい指摘をされる方もいる。 	<ul style="list-style-type: none"> 区内の大学や教育機関等との連携をさらに推進し、教育内容を一層充実させることが求められる。 団塊の世代の大量退職により、経験の浅い教員が増えることにより、地域や保護者の学校・幼稚園への信頼が構築されなくなる。 研修の不十分な教員が増えることにより、日々の教育活動が充実せず、こどもの学力向上や豊かな心の醸成などができにくくなる。

3 - 3 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

<p>（この欄は空欄です）</p>

4 施策実現に関する指標		単位	現状値 21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	目標値 26年度	指標 担当課
31	全国学力調査で全国平均を100としたときの 区の数値（小学校）		104.0	103.9	-				106	指導室
	全国学力調査で全国平均を100としたときの 区の数値（中学校）		96.6	98.9	-				100	指導室
32	地域活動、ボランティア活動、キャリア体 験学習に参加した児童・生徒の割合	%	-	-	-				100	指導室
33	体力診断テストで全国平均を100としたとき の区の数値（小学校）		98.8 (20年度)	97.7	98.1				100	指導室
	体力診断テストで全国平均を100としたとき の区の数値（中学校）		91.7 (20年度)	91.0	94.9				100	指導室
34	教職員研修・研究会への1人当たりの年間平 均参加回数	回	-	-	-				12	指導室

5 施策コストの状況				
	23年度予算	23年度決算(速報値)	24年度予算	25年度予算
トータルコスト	9,061,096千円	8,428,341千円	8,853,039千円	0千円
事業費	5,442,435千円	5,054,290千円	5,510,661千円	
人件費	3,618,661千円	3,374,051千円	3,342,378千円	

6 一次評価 主管部長による評価
(1) 施策における現状と課題
<p>平成18年度以降の学力強化講師等様々な人的配置に係る施策実施の結果、学習環境が整いつつある。平成23年度からは、小1支援員に加えて小学校1年生の31人以上の学級への少人数学習講師の配置を開始し、児童一人一人に目を届け、基礎学力の定着を図っている。平成24年度は小学校2年生に拡大実施した。学力強化講師の確保において、教科によっては確保しづらい状況にある。中学生海外短期留学事業は、国際理解教育に関する本区の積極的な取り組みのひとつとして区民にも認識されているが、厳しい財政状況のため事業を廃止していく自治体が増える中、今後の継続及び他事業への転換等を含めて本事業の在り方を検討することも必要であると考えている。体力調査の結果をみると小中学生とも全国平均に届かない状況が続いている。家庭環境やこどもの遊びの変化により、外遊びが減ったり一人遊びが増えるなどの状況があるが、健全育成の点からも早急な改善策を展開することが必要であるとする。</p>
(2) 今後5年間の施策の取り組みの方向性
<p>子ども一人一人のニーズに対応するために、適切な研修を通して教員の資質・能力を向上させることを課題として取り組む。講師の確保については、雇用期間等を含め、弾力的な運用について検討を行う。こどもたちの生きる力をバランスよく育てるために、様々な事業を効果的・効率的に実施する。教育を、幼稚園から中学校までの11年間で捉え、積み重ねを大切にした教育活動を展開する。平成22年度から始めた、小中学校のすべてのこどもを対象とした体力調査の実施、体力向上推進校の指定など、体力向上に関する施策を、さらに充実させていく。</p>

行政評価(二次評価)結果への取り組み状況

施策

8

確かな学力・豊かな人間性・健やかな体の育成

主管部長(課) 教育委員会事務局次長(指導室)
 関係部長(課) 教育委員会事務局次長(庶務課、学校施設課、学務課、学校支援課、教育センター)

行政評価(二次評価)結果

【平成22年度】

・事業展開が総じて個別問題対処型となっているため、この施策に関し区が何をどこまで行うのか、事業の重複はないか、事業の整理・見直しを図るべき余地はないか、十分に検討する。【教育委員会事務局】
 ・児童・生徒の健康・体力の増進については、他部署と連携した取り組みを検討する。【教育委員会事務局】
 ・教員に対する研修について、研修の効果の把握・分析を十分に行い、現在の研修体系の整理・見直しを行った上で、より効果的な研修となるよう取り組む。【教育委員会事務局】

【平成23年度】

・事業展開が総じて個別問題対処型となっているため、この施策に関し区が何をどこまで行うのか、事業の重複はないか、事業の整理・見直しを図るべき余地はないか、引き続き十分に検討する。【教育委員会事務局】
 ・一定の成果がある既存事業においても、より効率的・効果的な事務執行方法を検討する。【教育委員会事務局】
 ・児童・生徒の健康・体力の増進については、他部署と連携した取り組みを検討する。【教育委員会事務局】
 ・教員に対する研修について、研修の効果の把握・分析を十分に行い、現在の研修体系の整理・見直しを行った上で、より効果的な研修となるよう取り組む。【教育委員会事務局】

これまでの取り組み状況		
健康・体力の増進に関する他部署との連携について		
取 り 組 み	スポーツ振興課が主管課となっている「こうとうこどもスポーツデー」の開催に指導室が関わり、昨年度より全小学校が参加する「オール小学校 長縄跳び大会」を開催している。 また、他部署の部課長も招いて、平成23年度末には「江東区こどもの体力向上フォーラム」を開催し、これまでの体力向上に関する取り組みの報告や体力向上に大人がどのように関わるべきかという提言(講演)を行った。	
	【新たな取り組みを行った事業】	【見直した事業】
	こども体力向上事業	
一定の成果がある事業の効果的な執行について		
取 り 組 み	中学生海外短期留学の内容を平成24年度から見直し、質を維持した上で期間を短縮した。	
	【新たな取り組みを行った事業】	【見直した事業】
		中学生海外短期留学事業
教員研修の効果の把握・分析について		
取 り 組 み	平成24年度より区で実施しているすべての研修について、受講者アンケートを実施し、教員研修の効果の把握・分析を行い、研修の改善を図っている。	
	【新たな取り組みを行った事業】	【見直した事業】
	教職員研修事業	
小学校低学年からの基礎学力の定着について		
取 り 組 み	少人数学習講師の配置を小学校2年生に拡大実施した。	
	【新たな取り組みを行った事業】	【見直した事業】
	確かな学力強化事業	
本施策における役割分担や事業の整理・見直しに関する検討について		
取 り 組 み	先述のとおり、少しずつ整理、見直しを始めている。	
	【新たな取り組みを行った事業】	【見直した事業】
取 り 組 み		
	【新たな取り組みを行った事業】	【見直した事業】

平成24年度 江東区外部評価委員会による評価

施策8	確かな学力・豊かな人間性・健やかな体の育成	担当班	2
施策の目標に対して、成果は上がっているか			
<p>・施策の目標(施策が目指す江東区の姿)と「施策を実現するための取り組み」の関係は明確である。各取り組みは現時点では「取り組みの最中」であるが、着実に強化されていることから、効果的な推進によって本施策目標の実現が期待できる。</p> <p>・施策実現の測定指標である指標32および指標34については未だ測定値の捕捉ができておらず、このままでは「思いやりの心の育成」「教員の資質・能力の向上」について客観的かつ論理的評価ができなくなる懸念がある。両指標の実績把握に早急に取り組む必要がある。</p>			
区民ニーズ・社会状況に対応した取り組みを展開しているか			
<p>・児童・生徒数が増加し続ける本区では、学校教育は他区と比較してより重点的に取り組むべき政策課題である。学力、人間性、体力の育成を柱とした教育活動の展開は区民ニーズに対して網羅的であり、区の現在の取り組み内容は総じて適正といえる。</p> <p>・「思いやりの心の育成」に関しては、小学校低学年での指導が重要であると思われるが、体験型プログラムの意図や成果確認、参加できない多数の児童・生徒への還元の方法等については平成22年度時点から具体的な改善は確認されなかった。</p>			
区民との協働、国・都・民間団体等との役割分担は適切か			
<p>・教育委員会と各学校との役割分担・連携を通じて、区の特色ある教育を目指そうとする姿勢がみられ、この点を評価したい。</p> <p>・教育内容の充実の観点から区内大学との連携についても積極的な姿勢がみられる。より組織的な連携となるよう、大学との関係形成に工夫していただきたい。</p> <p>・小学校における区民との協働はできていると思う。保護者や地域の人たちによるエコロジー等に関する協力ボランティアも多く、定着しているのではないかと。</p> <p>・教育活動に関与する多様な主体を分かり易く区民にも示すなど、本区の教育態勢の全体像を整理・開示されたい。</p>			

施策の総合評価(今後の方向性)

・「確かな学力」「豊かな人間性」「健やかな体の育成」は一朝一夕でできるわけではなく、中・長期間を必要とするものである。その意味では、なかなか成果はあらわれないが、确实・着実の事業の実施を望みたい。

・江東区の学校教育を通じて伸ばしたい能力要件を「学びスタンダード」等の形で分かり易く明示しようとする取り組みに着手している点は評価できる。

・学修の系統性を確保する環境づくりの観点から、幼小中連携に関する具体的取り組みに着手している点は評価できる。

・食育や防災教育など社会性を育む分野については、区長部局が庁内横断によって参画する姿勢を強く求めたい。

・教員の能力開発について、大学との連携により「授業改善支援チーム」を編成して具体的な活動を開始している点は評価できる。また、教員の研鑽時間創出の観点から、事務業務等の効率化を進めている点についても評価できる。若い教員に対しては画一的ではなく、現場の実情を踏まえた、学校長の裁量による個別指導も重要かつ有効と思われる。

その他 (改善点等)

・区内の私立校も江東区内の教育を形成する一つの組織と考えられる。その意味では、区内の私立校との協力・連携も考慮すべきである。

・南部高層住宅が増える中、PTA、地域の関わりは特に大事である。学校行事にマンション管理組合の理事長若しくは自治会長の参加を求め意見交換の場を設けるなどの方策が、教育面のみならず、防災面でも有効なのではないか。教育関係者が地域関係者を育成するという感度が必要であると思う。

1 施策が目指す江東区の姿
児童・生徒が安心して生き生きと通うことができる学校(園)が実現しています。

2 施策を実現するための取り組み	
個に応じた教育支援の推進	学習支援員の配置や校内委員会の設置等により、児童・生徒の実態に応じた指導計画を作成し、個々の発達の状態に対応できる教育を推進します。
いじめ・不登校対策の充実	学校と教育センター等の連携強化・ブリッジスクールの整備等により、いじめ・不登校原因の早期発見・解決に取り組むとともに、児童・生徒や保護者が安心して相談できるシステムを確保します。
教育施設の整備・充実	良好な教育環境を保つため、教育施設の適正な整備を進めるとともに、各種設備の充実を図ります。また、校内における犯罪や事故から児童・生徒を守るための各種の対策を推進します。

3 - 1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)	
5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> 平成20年3月に改訂学習指導要領が告示され、平成23年4月からは小学校で、平成24年4月からは中学校で全面实施となった。 発達障害のある児童・生徒の増加や小1プロブレム、中1ギャップなどの課題が出現し、支援員やカウンセラーの配置等を行っている。 平成19年度にこれまでの特殊教育(心身障害教育)から、障害のある幼児・児童・生徒一人一人の教育的ニーズに応じて適切な教育的支援を行う「特別支援教育」へ移行した。 学校保健安全法の施行(平成21年4月)により、学校安全に関する規程が設けられ、学校安全、防犯環境充実への関心が高まっている。 平成23年4月の法改正により、公立小学校第1学年の国の標準学級児童数が35人となった。 障害者基本法の一部が改正され(平成23年8月)、障害のある児童もない児童も可能な限り共に教育を受けられるよう配慮することが求められることとなった。 	<ul style="list-style-type: none"> 学習指導要領の全面实施により学習内容が増え、授業についていけない児童・生徒の増加が予想される。その結果、不登校になる児童・生徒の増加も懸念される。 発達障害のある児童・生徒の増加が続くと予測される。小1プロブレム、中1ギャップの解消に向け、継続的な支援員の配置が必要である。 保護者等の意識変化に伴い、児童等に対し個々人の教育的ニーズに応じた支援の拡充が求められる。 学校安全の継続した取り組みが求められる。 標準学級児童数が35人となることにより、学級増が見込まれる。

3 - 2 施策に関する区民要望・ニーズの変化	
5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> 人口の増加に伴い、児童・生徒数や学級数の増加傾向が続いている。 小中学校入学時における学習・生活習慣の定着のため、区民や学校現場からの幼小中連携教育のニーズが高まっている。 通常学級に在籍する発達障害のある児童等への学習支援や学校生活支援、特別支援教育の充実を求める要望等、よりきめ細かい学力向上支援策へのニーズが出現している。 児童・生徒の安全確保や人口増等に対応した教育施設の整備充実が求められている。 	<ul style="list-style-type: none"> 幼稚園、小中学校の円滑な学習運営に資するよう小1プロブレム・中1ギャップ対策として、小学校入学時の生活リズム等の早期定着、中学校入学時の学習・生活リズムの定着に対する対策が必要となる。 時間的制約から、スクールカウンセラーによる継続的な相談が困難な面もあり、教育センターSSC(スクーリング・サポート・センター)のカウンセラー等との連携が必要となる。 児童・生徒が安心して学べる教育環境の整備がますます求められる。

3 - 3 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

4 施策実現に関する指標		単位	現状値 21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	目標値 26年度	指標 担当課
35	一人一人を大切にされた教育が行われている と思う保護者の割合	%	-	-	-				70	指導室
36	教育相談に訪れ、改善が見られた区民の割合	%	67.7 (20年度)	56.4	52.3				70	指導室
37	不登校児童・生徒出現率（小学校）	%	0.29 (20年度)	0.24	0.34				0.20	指導室
	不登校児童・生徒出現率（中学校）	%	3.65 (20年度)	2.95	2.96				2.00	指導室
38	改修・改築を実施した学校数（小学校）	校	-	-	2				10	学校 施設課
	改修・改築を実施した学校数（中学校）	校	-	-	1				3	学校 施設課

改修・改築を実施した学校数の目標値には、改修予定はあるものの、目標値設置時に対象校が確定しないため、小中学校別の数値を表記できない学校を含まない。

5 施策コストの状況				
	23年度予算	23年度決算(速報値)	24年度予算	25年度予算
トータルコスト	6,706,160千円	6,373,653千円	7,101,725千円	0千円
事業費	6,386,153千円	6,067,307千円	6,812,894千円	
人件費	320,007千円	306,346千円	288,831千円	

6 一次評価 主管部長による評価	
(1) 施策における現状と課題	
<p>通級指導学級へ通う児童・生徒及び通常学級から特別支援学級（固定）への措置替児童・生徒の増加がみられる。平成20年度以降小学校全校にスクールカウンセラーを配置し、保護者・児童の相談活動を行っている。（〔指標36〕23年度・52.3%）不登校児童生徒の出現率は（〔指標37〕23年度・小学校:0.34 中学校:2.96）、今後3年間で目標数値を実現するため、関係機関と連携した更なる取り組みが必要である。小1プロブレムについては、支援員の配置を中心とした施策を展開し、一定の成果を収めているが、幼小中連携教育の推進を含めて今後も積極的な施策の展開が求められる。平成23年4月に東雲一丁目に民設民営の認定こども園「しのめYMCAこども園」を開設し、地域の幼稚園需要への対応を図った。学校の改築・改修計画については、平成21年度までに耐震補強工事を優先的に実施したため、大幅な見直しを行った。昭和40～50年頃の建物については大規模改修の必要性が高まっている。東日本大震災等の影響で、改築・改修工事に対する補助金の見込みが立たない中、歳入では基金や起債等の活用、歳出では改修計画や設計内容の見直し等、財政状況を踏まえ慎重に検討していかなければならない。</p>	
(2) 今後5年間の施策の取り組みの方向性	
<p>特別支援教育のニーズを検討し、通級学級、特別支援学級の充実を図り、柔軟な教育支援体制の確立に努めていく。また、東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画の中で平成28年度以降順次実施とされている特別支援教室の区内設置に向けて検討を行う。教育センターのSSC（スクーリング・サポート・センター）を中心とした取り組み（適応相談・教育相談・ブリッジスクール）を継続して実施する。また、発達障害のある児童生徒への取り組みとして施策の成果を検証し、小1支援員の配置等における派遣期間の見直しも視野に入れて検討していく。保幼小中の連携推進のため、平成24年1月に策定した江東区連携教育プログラムを全校園で推進していく。今後老朽化等で改築・改修工事を実施する施設については、工事施工手法等、コスト削減を考慮しながら計画的・効率的に改修等を進めていく。人口増加等の対策として校舎等の新增設に取り組み、良好な教育環境の整備を推進していくとともに、老朽化した施設については、改築、大規模改修を計画的に実施していく。施策の実現に向けて、学校施設の設計に必要な設計基準の改訂を行う予定である。平成23・24年度の2か年で区立幼、小、中に導入した緊急時一斉連絡システムを活用し、緊急連絡等を保護者に速やかにメール等で配信することにより、児童等の安全安心をサポートするとともに保護者の不安解消に努めていく。</p>	

行政評価(二次評価)結果への取り組み状況

施策

9

安心して通える楽しい学校(園)づくりの推進

主管部長(課) 教育委員会事務局次長(庶務課)
 関係部長(課) 教育委員会事務局次長(学校施設課、学務課、指導室、学校支援課、教育センター)

行政評価(二次評価)結果

【平成22年度】

・小1プロブレムや中1ギャップ、いじめ、不登校等については、これに対応するための人材を適切に配置することで、一定の成果を上げているが、さらなる施策の推進のため、人材や関係機関等の機能・役割分担について整理した上で、区民に分かりやすく示すとともに、効果的な連携のあり方について検討する。【教育委員会事務局】
 ・目的・効果を精査した上で、既存事業の整理・見直しを検討する。【教育委員会事務局】
 ・校舎等の新增設・改修については、長期計画に掲げた整備・改修計画の着実な実施を図る。【教育委員会事務局】

【平成23年度】

・発達障害のある児童・生徒の対応や小1プロブレム、いじめ、不登校等については、人材を適切に配置することで一定の成果を上げている。しかしながら、さらなる施策の推進のため、事業の目的・効果の精査、人材や関係機関等の機能・役割分担の整理について継続して取り組み、その内容を区民に分かりやすく示すとともに、効果的な連携のあり方について引き続き検討する。【教育委員会事務局】
 ・校舎等の新增設・改修については、長期計画に掲げた整備・改修計画を着実に実施する。【教育委員会事務局】

これまでの取り組み状況		
効果的な連携の在り方について		
取 り 組 み	<p>保幼小の円滑な接続を目指し、「保幼小連携教育プログラム」を策定した。また、0歳から15歳までの子どもたちの健やかな成長を支えていくために、保幼小中の効果的な連携を進めていく仕組みづくりに取り組むとともに、「江東区連携教育の日」を設定し、連携の円滑な推進に努めている。</p>	
	【新たな取り組みを行った事業】	【見直した事業】
	幼小中連携教育事業	
関係機関等の機能に係る検討について		
取 り 組 み	<p>教育センター内スクーリングサポートセンター（SSC）の職員による学校訪問を充実させ、不登校の未然防止や早期対応に努めている。</p> <p>また、ブリッジスクールにおいて集団活動や校外学習を実施し、学校復帰に向けて、不登校児童生徒の社会性を育てている。また早期対応を図るため、入級対象学年を拡大した（小学校3年生から入級可能）。</p>	
	【新たな取り組みを行った事業】	【見直した事業】
	適応指導教室事業	
校舎等の新增設・改修の実施について		
取 り 組 み	<p>長期計画に掲げた整備・改修計画については、着実に実施している。</p> <p>引き続き児童・生徒の収容対策や施設の適正な維持管理を図るため、厳しい財政状況等も踏まえた実効性のある計画の策定に向け検討している。</p>	
	【新たな取り組みを行った事業】	【見直した事業】
取 り 組 み		
	【新たな取り組みを行った事業】	【見直した事業】
取 り 組 み		
	【新たな取り組みを行った事業】	【見直した事業】

平成24年度 江東区外部評価委員会による評価

施策9	安心して通える楽しい学校(園)づくりの推進	担当班	2
施策の目標に対して、成果は上がっているか			
<p>・施策の目標(施策が目指す江東区の姿)と「施策を実現するための取り組み」の関係は明確であり、これら事業の着実かつ効果的な推進によって本施策目標の実現が期待できる。</p> <p>・いじめ・不登校対策について「相談できるシステムの確保」はまだ不十分である。対策として、学校・教育センターの連携を強化するとしているが、教育センター内に教員出身ではない外部スタッフの増員が必要であると思われる。</p>			
区民ニーズ・社会状況に対応した取り組みを展開しているか			
<p>・小1プロブレムや中1ギャップ、いじめ、不登校など、児童・生徒を取り巻く環境が厳しくなっている。教育相談件数が増加の一途をたどるなど、個別の問題が総じて深刻化傾向にあるとみることができる。特に児童・生徒数が今後も増加する中で、児童・生徒に対する日常的なサポート環境整備についてより一体的・重点的に取り組むことが求められるが、区では、これに対応するための人材を十分かつ適切に配置している。</p> <p>・東日本大震災の影響など、社会状況に対応した施策展開を想定していると判断する。</p>			
区民との協働、国・都・民間団体等との役割分担は適切か			
<p>・「個に応じた教育支援の推進」において、小1支援員、中1支援員に地域ボランティアを活用するなど、必要な人材確保について区民との協働が取り入れられている。また、「いじめ・不登校対策の充実」についても、量的整備水準についてヒアリングでは評価しきれなかったが、専門医との連携やスクールカウンセラーの配置等が進められている。</p> <p>・学習支援、学校生活支援や特別支援教育の充実については、施設やスタッフの増員等、区単独では難しく、都との一層の連携強化が望まれる。</p>			
施策の総合評価(今後の方向性)			
<p>・施策実現に関する指標が現状維持、もしくは目標値からやや遠く結果となっているが、この行政分野の施策は、短期間で成果のものであるのではなく、中・長期間を必要とする。その意味では今後の取り組みに期待したいし、方向性は間違っていないと考える。</p> <p>・小1プロブレムや中1ギャップ、いじめ、不登校など、児童・生徒を取り巻く状況が厳しくなる中で、区ではこれに対応するための人材を適切に配置してきている。ただし、量的水準が十分かどうかについては検証が必要である。学校の新設・改修などハード整備の計画は適切に策定されている。</p> <p>・地域ボランティア・専門家等からなる支援員、カウンセラー、専門医等、多様な人材がこの施策を支えている。しかし、それぞれの役割がどのように明らかにされ、共有されているのか、情報交換機会、適切な案件処理のための連携フロー等がどの程度整備されているのか、区民にはまだ分かりづらい。これら貴重な支援人材の機能分担・連携について再整理し、関係者・区民と共有する方策について改めて検討されたい。</p> <p>・区では、きめ細かい個別支援のために教育センターのSSCの機能充実を重点的に進めているが、これと学校が実効的に連携できる仕組みづくりにも注力されたい。</p>			
その他 (改善点等)	<p>・施策実現の測定指標である指標35については未だ測定値の捕捉ができておらず、このままでは「個に応じた教育支援の推進」「いじめ・不登校対策の充実」について客観的かつ論理的評価ができなくなる懸念がある。指標の実績把握に早急に取り組む必要がある。</p> <p>・本施策において、幼稚園への支援策等がどのように位置づけられているのか、明確にすることを求める。</p>		

施策 11

地域ぐるみの子育て家庭への支援

主管部長(課) こども未来部長(子育て支援課)
 関係部長(課) 福祉部長(障害者支援課)、こども未来部長(保育課)、教育委員会事務局次長(庶務課、学務課、放課後支援課)

1 施策が目指す江東区の姿
 地域全体で子育て家庭を支える仕組みが築かれ、親と子どもが安心して暮らしています。

2 施策を実現するための取り組み	
児童虐待防止対策の推進	行政の各種機関と地域が協力して、児童虐待の防止と早期発見を行うことができるよう、連絡・協議体制の構築を進めます。また、区民の虐待に関する知識の啓発等に取り組みます。
地域・家庭における教育力の向上	地域の人材を活用した家庭教育に関する講座や相談事業等を実施します。また、地域住民や団体が実施する家庭教育活動へ積極的な支援を行います。

3 - 1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<p>平成18年5月に区としての児童虐待窓口を設置し、平成19年3月には、江東区要保護児童対策地域協議会を設置した。</p> <p>平成21年9月、東京都が定めた「児童虐待相談等の連絡・調整に関する基本ルール」により、都の児童相談所と区市町村の円滑な連絡・調整の基本的なあり方が示され、都区の連携を進める基礎となっている。</p> <p>平成22年に近隣区で児童虐待による死亡事件が発生したことなどから、区民の関心や関係者の危機感が高まっている一方、近隣や近親者相互の人間関係の希薄化もあり、社会全体で子どもを育てていく必要性が高まっている。</p> <p>国及び地方公共団体の家庭教育支援施策については、教育基本法において、第10条第2項「国及び地方公共団体は家庭教育の自主性を尊重しつつ保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない」、第13条「学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力」として規定されている。さらに平成20年7月教育振興基本計画に特に重点的に取り組むべき事項として「家庭教育支援」が位置づけられた。</p> <p>臨海地域における高層マンション建設の急増により、子育て支援諸施策の対象となる世帯が急増している。豊洲地区では、児童虐待の通告件数も急増しており、その規模は既存の町会、民生・児童委員など地域コミュニティの支援力を超えたものとなっている。</p>	<p>児童虐待は、身体的・精神的・社会的・経済的なりスクが複雑にからみ合っていると捉えられているが、相談窓口や通告に関する普及啓発の効果もあり、当面、相談対応件数の増加傾向が続くものと見込まれる。児童虐待への対応については、一義的対応を行う区市町村への期待が高まるものと考えられる。また、社会的関心を背景に、関係機関との連携も一層推進されることが期待される。</p> <p>こどもの生活習慣の乱れ、身体機能の低下、心理不安の増大、学習意欲の低下、学力の低下、いじめや不登校、児童虐待の増加などの原因の一つとされる「地域・家庭における教育力の低下」は今後も続き、仕事で忙しく、子育てに時間を割けない家庭、孤立し多様な困難を抱える家庭が増加する。親の抱える課題は深刻化し、家庭・学校・地域の連携、社会全体による教育力の向上、家庭教育支援の必要性が高まる。</p>

3 - 2 施策に関する区民要望・ニーズの変化

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<p>江東区における児童虐待相談対応件数は、平成19年度には358件であったが、平成23年度には405件となり、増加傾向にある。緊急対応を要する身体的虐待もあるが、児童虐待の多くは、施設保護に至らない要支援ケースであり、重症化や再発の防止に向けて、地域において関係機関が連携して支援していく必要がある。</p> <p>家庭教育学級事業への参加者は、平成19年度1,210人、平成20年度1,745人、平成23年度2,413人と拡大している。これは、幼稚園・小中学校に加え、保育園の保護者も対象としたこと、学校段階別に学習機会を拡大していることによる。</p> <p>初婚年齢の高齢化、第1子出産年齢の高齢化、就業率の向上などにより学習者の学習ニーズは多様化、個別具体化している。</p>	<p>こどもの心身の発達及び人格の形成に重大な影響を与える児童虐待に対し、虐待の状況を適切に判断して速やかに対応することが求められる。児童相談所等との連携を強化するとともに、対応力の一層の強化充実が必要となる。また、こどもの養育が困難な家庭に対しては、養育力の向上や生活環境の改善に向けた支援が求められる。</p> <p>各保育施設・教育機関は、こどもの日常の変化を身近に感じられる重要な場所であり、安全を守るための場所でもある。虐待を未然に防ぐためにも、区や関係機関との協力体制の確立が強く求められる。</p> <p>子をもつ親をとりまく情報環境は多様になっているがインターネット情報には不確実なものも多い。こどもの成長・発達に関する確かな理解や、スキル、基礎的生活習慣が身につく学習機会が必要となっている。</p>

3 - 3 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

4 施策実現に関する指標	単位	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	26年度	担当課
42 児童虐待相談対応件数（年間）	件	415 (20年度)	437	405				—	子育て支援課
43 虐待に関する相談窓口を知っている区民の割合	%	38.9	43.8	47.2				70	子育て支援課
44 地域と連携した家庭教育講座の年間延べ参加者数（累計）	人	1,745 (20年度)	2,063	2,413				12,215	庶務課

5 施策コストの状況

	23年度予算	23年度決算(速報値)	24年度予算	25年度予算
トータルコスト	69,097千円	60,825千円	106,359千円	
事業費	32,817千円	26,956千円	34,715千円	
人件費	36,280千円	33,869千円	71,644千円	

6 一次評価 主管部長による評価

(1) 施策における現状と課題

児童、家庭の問題が複雑多様化するなか、本区における児童虐待相談件数も増加傾向にあり、即時保護を要するケースが増加するなど、深刻な状況である。平成18年度より児童虐待への対応について子ども家庭支援センターと連携した体制を整備するとともに、平成19年に虐待防止のための関係機関連携マニュアルを作成、更に平成21年には区医師会の提案、協力により他自治体に先駆けて虐待防止のための医師、医療機関向けの連携マニュアルを作成し、区医師会の協力体制づくりを行っている。また、平成21年度からこどもショートステイ事業を、平成22年度から養育支援訪問事業を開始した。また、平成23年度からは子育てスタート支援事業及びこども家庭支援士訪問事業を開始したところである。児童虐待への専門的な対応力を向上させるとともに、虐待の予防、早期発見、地域支援サービスの充実、要支援家庭への適切な援助と見守りについても、地域ネットワークの強化を目指した取り組みが必要である。

都市化、核家族化等により地域や近親者からの支援が得にくくなっており、孤立しがちな家庭が増加している。また、社会全体の教育力の低下も指摘されており、こどもの健やかな成長のためにも家庭教育の充実が求められる。

(2) 今後5年間の施策の取り組みの方向性

児童虐待や養育困難などの家族機能不全への迅速かつ適切な対応力を高めるため、要保護児童対策地域協議会を活用したネットワークの強化を図っていく。具体的には、児童虐待ホットラインなどによる相談対応や、発見・通告に関する普及啓発に取り組むほか、同協議会による関係者間の連携を強化し、虐待予防の取り組みを強化する。養育の困難な家庭に対しては、相談や支援、こどもショートステイ事業などを有効に活用して、虐待の未然防止に取り組んでいく。

また、児童虐待・養育困難への対応として、要支援家庭に対し、関係機関が連携して、適切なケア・支援を行い、再発防止や家族関係の修復ための支援に努めるとともに、虐待を受けたこどもへの相談や支援に取り組んでいく。ケアマネジメント力の一層の向上を図るとともに、児童相談所をはじめとする関係機関との連携強化に努め、児童虐待・養育困難への対応力の強化・充実を目指す。

具体的な事業として、養育支援訪問事業では、こどもが不適切な養育状況にある家庭について、専門的相談や育児・家事援助などの定期的な訪問支援を行うことで、家庭の養育力向上、生活環境の改善を図る。また、子育てスタート支援事業では、若年妊婦、産後うつなど児童虐待などのリスクがあり、特に支援が必要な母子を対象に、虐待の予防と地域支援を目的とした短期宿泊、通所による母体の回復と育児指導等の支援を行う。さらに、こども家庭支援士訪問事業では、児童福祉に理解と熱意のある方を、訪問型こども家庭支援士として養成し、定期的継続的な支援士の訪問により、要保護家庭のこどもへの様々な生活支援を、こどもの暮らす家庭や地域で展開し、地域での子育て、見守り機能の強化を図っていく。

また、地域・家庭における教育力の向上を図るためには、地域の特性や親の就業状況に対応した学習機会を提供していくことが重要である。区立幼稚園・小学校・中学校PTAを対象とした家庭教育学級に、私立幼稚園・公立保育園父母の会を加える。家庭教育学級を、PTA等地域教育力の主体となる団体と協働展開し、地域の子育て経験者など、地域人材の積極的な活用を図っていく。また、教育関係機関と連携し、訪問型家庭教育支援事業を展開する。

行政評価(二次評価)結果への取り組み状況

施策 11

**地域ぐるみの子育て家庭
への支援**

主管部長(課) こども未来部長(子育て支援課)
 関係部長(課) 福祉部長(障害者支援課)、こども未
 来部長(保育課)、教育委員会事務局
 次長(庶務課、学務課、放課後支援
 課)

行政評価(二次評価)結果

【平成22年度】

・児童虐待防止対策について、地域や関係機関との連携を強化し、迅速かつ適切な対応を取れる体制づくりに取り組む。【こども未来部】
 ・地域・家庭における教育力の向上について、対象者と目指す効果が不明確である。教育力とは何かについて明らかにするとともに、区による取り組みが必要と考えられる対象者と事業内容の妥当性について再検討する。【教育委員会事務局】
 ・地域・家庭教育に関する取り組みについては、目的・効果を精査し、他事業との重複についても考慮した上で既存事業の整理・見直しを検討する。【教育委員会事務局】

【平成23年度】

・児童虐待への対応については、南砂子ども家庭支援センターと区役所との役割分担を明確化するとともに、地域や関係機関との連携を強化し、迅速かつ適切な対応を取れる体制づくりに取り組む。【こども未来部】
 ・地域・家庭における教育力の向上について、教育力とは何かについて明らかにするとともに、区による取り組みが必要な対象者に向けた事業を効果的・効率的に実施する。【教育委員会事務局】

これまでの取り組み状況		
児童虐待防止の推進について		
取 り 組 み	<p>南砂子ども家庭支援センターが子育て支援サービスの調整と虐待ホットラインによる虐待通告の一次的窓口及びケースワークを担い、区の要保護支援担当が要保護支援対策協議会の調整機関としての役割を担いつつ個々の相談への対応とケースワークを行うとともに支援センターにおけるケースワークを総括している。また、平成24年度より双方を専用のオンラインネットワークで結び、双方のケースを一元管理することで、迅速かつ組織的で高いセキュリティ下での対応力向上を図っている。</p>	
	【新たな取り組みを行った事業】	【見直した事業】
	児童虐待対応事業	
地域・家庭における教育力の向上に向けた区の取り組みについて		
取 り 組 み	<p>児童虐待発生の背景には家庭や親、地域の教育・養育機能不全がある。こどもを愛情を持って見守り、食べさせ、安全で心安らぐ環境の中で、育てる力が親の教育力の基本である。しかし、こどもを持つまで、多くの親たちは親の役割やこどもの成長・発達について正しい認識、情報を得、親としてしなければならないこと、してはいけないことを学ぶ機会を持たない。これを学ぶことが家庭教育学級事業の目的である。</p> <p>区では、こどもの発達段階別、学校段階別の親を対象に、こどもの成長についての正しい認識の獲得、虐待の防止、親の役割の確認、公的な制度・機関への理解浸透、仲間・相談者の獲得、自主グループのたちあげの支援を実施している。</p> <p>こうした取り組みの効果として、教育や保育の専門家からのみではなく、同じように子育てをしている仲間との関係のなかから自身の子育てを客観的に振り返ることができ、自らの教育力の不足を補う姿が見られるようになっている。</p>	
	【新たな取り組みを行った事業】	【見直した事業】
	家庭教育学級事業	家庭教育学級事業
地域・家庭教育に関する既存事業の整理・見直しについて		
取 り 組 み	<p>事業の見直しとして、平成22年度に幼児をもつ親の自主グループ交流会を廃止、平成23年度に社会教育指導員の雇用を見送り、一時保育の委託を行った。</p> <p>一方、新たな取り組みとして、小・中学生の親の家庭教育学級の開設、保護者の自主企画による地区家庭教育学級開設対象枠の拡大(区立幼稚園・小中学校PTAに区立保育園と私立幼稚園父母の会を加えた)、地区家庭教育学級の一時保育の拡大(保育事業者に委託実施)を行った。さらに区内NPO、子育て支援団体、民生委員との協働、児童館、男女共同参画推進センター、みずべとの連携を進めている。</p>	
	【新たな取り組みを行った事業】	【見直した事業】
	家庭教育学級事業	家庭教育学級事業
取 り 組 み		
	【新たな取り組みを行った事業】	【見直した事業】

平成24年度 江東区外部評価委員会による評価

施策11	地域ぐるみの子育て家庭への支援	担当班	2
施策の目標に対して、成果は上がっているか			
<p>・目指す姿である「親と子どもが安心して暮らしています」ということを立証する定性的、定量的な見解がない。今後は、この「親と子どもが安心して暮らしています」を明確に示せる根拠が欲しい。</p> <p>・平成22年度の評価において指摘した「地域・家庭における教育力の向上」については、家庭教育事業への参加者数に増加がみられ、この点で一定の改善が図られている。</p>			
区民ニーズ・社会状況に対応した取り組みを展開しているか			
<p>・核家族形態の子育て世帯数が急増しており、家庭内児童虐待の問題への対処は潜在的でありながら大きなニーズ要因である。この不慮のリスクを最小限にすることは、顕在・潜在的な区民ニーズであり、専門家・地域人材を動員した現在の取り組み内容は、「地域全体で子育て家庭を支える仕組み」づくりの観点から適正といえる。</p> <p>・「要保護児童対策地域協議会」を活用したネットワーク強化を図りつつ、児童虐待対応力の強化に向け積極的な取り組みを望む。</p> <p>・児童虐待に関しては、身体的だけでなく言葉の暴力にも注意を払う必要性を感じる。</p>			
区民との協働、国・都・民間団体等との役割分担は適切か			
<p>・児童虐待防止対策について、区が地域住民や保育所等から日常的に情報捕捉できる態勢を濃密かつ体系的に形成する意図が明確であり、この点について地域との役割分担は適切といえる。また、児童相談所を中心に都との連携にも配慮されている。</p> <p>・豊洲地区で児童虐待通告件数急増とあるが、高層マンション自治会の未結成、民生・児童委員の欠員等から、地域支援体制の強化が望まれる。庁内関係部署の連携推進を望む。</p> <p>・「地域・家庭における教育力の向上」については、目的の曖昧さから、区の役割も判然としない。区主体の活動及び地域主体の活動のいずれにおいても、もう少し民間・NPO等のノウハウ活用など工夫の余地があるのではないか。</p>			
施策の総合評価(今後の方向性)			
<p>・「児童虐待防止対策」については、子ども家庭支援センターをインテーク機能の核として、地域主体や都と連携して子育て・教育の悩みに関する適切かつ総合的な措置を取れる体制づくりが進展している点を評価したい。しかし、「専門的な対応」や「地域ネットワークの強化」のそれぞれについてはどのような主体が具体的にどのような役割を果たすのか、区の役割は何か等、主体間の関係性がほとんど理解できなかった。この点、区民に分かるように整理されたい。</p> <p>・「地域・家庭における教育力の向上」は、講座への参加者数増や既存事業の再編等の改善がみられる一方で、何を以て「教育力」が「向上」したと判断・評価できるのか基準が曖昧であり、ともすると区民の自主活動への「支援」も「区民任せ」と言わざるを得ない状況がうかがえる。目的と手段が適正かについて一段の検証・改善を期待したい。</p>			
その他 (改善点等)	<p>・指標の考え方として、「児童虐待相談対応件数」であると、数値が拡大したほうがいいのか、減少したほうがいいのか不明瞭であるが、児童虐待相談対応件数が拡大したほうがよいと考える。「虐待に関する相談窓口を知っている区民の割合」指標は拡大が望ましく、その割合が増え、相談件数が増えるというのは、児童虐待相談対応の潜在ニーズを掘り起こしたと考えられるからである。</p>		

1 施策が目指す江東区の姿	
後継者・技術者が確保され、地場産業である製造業を中心に区内の産業が活性化されるとともに、情報処理産業を中心とした大企業との連携の強化により、新旧の異業種の共存共栄が実現されています。	

2 施策を実現するための取り組み	
経営力・競争力の強化	急速に変化する社会経済情勢に柔軟に対応できる経営力をつけるため、制度融資による経営の根幹への支援とともに、ITを活用した情報発信等、中小企業のネットワークを強化します。また、新技術開発・特許・環境認証取得等による競争力・技術力の強化を図り、産学公連携を活性化させます。
後継者・技術者の育成	次世代への事業継承のため、地場産業に興味を持ち、生涯の職として考えてもらえる機会を整えます。また、事業者が、時代に合った人材育成のノウハウを取り入れ、魅力ある事業として次世代にPRできるように支援します。さらに、都立産業技術センターと連携を強化しさまざまな技術者育成に活用します。
創業への支援	制度融資・相談・セミナーを行い、区内で起業しやすい環境を整え、堅実な創業に対する支援を行い、優良な創業者を育成します。

3 - 1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)	
5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> ・経営状況を踏まえた保証料率(平成18年4月)、責任共有制度の導入(平成19年10月)等、信用補完制度の改正 ・建築基準法改正に伴う建築確認の遅れ、原油・原材料高騰の影響による経営環境の悪化 ・世界的な経済危機の影響による、企業倒産数及び失業者数の増加 ・江東区地域経済活性化基本条例制定(平成20年3月) ・中小企業憲章策定(平成22年6月閣議決定) ・平成23年3月に発生した東日本大震災の影響により、事業者の売上や資金繰りが悪化。また、被害を受けた事業者のみならず、取引関係・下請け関係としての事業活動への影響も懸念される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災の影響で、直接あるいは間接的に被害を受けている事業者が多く、しばらく経営に影響を及ぼすことが想定される。 ・区内中小企業の減少によりモノづくりの衰退が懸念される。 ・技能者の高齢化が進み、技能の伝承ができずに技術力・競争力が衰退する。 ・少子高齢化により経済規模が縮小するため、事業所数の減少が予想される。
3 - 2 施策に関する区民要望・ニーズの変化	
5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> ・産業構造、流通構造の変化など経営環境が厳しくなる中で、取引先との連携強化、人材育成などの現状施策の強化と、IT化による経費節減、販路拡大、産学連携による技術開発等への取り組みが求められている。 ・創業や新事業展開及び新製品・新技術開発に対し、資金面・ノウハウ等多面的な支援が求められている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災の影響で、中小企業の経営状況はさらに悪化することから、施策に対する区内の中小企業の要望も増加する。 ・IT化の遅れがビジネスチャンスの喪失を招くとともに、技術革新の遅れによる技術力の低下がモノづくり産業の競争力を弱める。 ・後継者不足、人材不足により、技術力が衰退し、事業の継続が難しくなる
3 - 3 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業	

4 施策実現に関する指標		単位	現状値 21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	目標値 26年度	指標 担当課
49	事業所数(工業)	事業所	2,380 (17年度)	2,141 (20年度)						経済課
	事業所数(商業)	事業所	4,550 (19年度)	5,243 (21年度)						経済課
50	製造業における従業員数	人	17,090 (17年度)	16,881 (20年度)						経済課
51	K-NETアクセス件数	千件	200 (20年度)	161	206				230	経済課
52	地場産業の出荷額	百万円	151,790 (17年度)	150,346 (20年度)						経済課
53	創業支援融資貸付件数	件	49 (20年度)	56	48					経済課

5 施策コストの状況				
	23年度予算	23年度決算(速報値)	24年度予算	25年度予算
トータルコスト	1,078,954千円	711,655千円	1,126,630千円	0千円
事業費	970,141千円	610,489千円	1,022,422千円	
人件費	108,813千円	101,166千円	104,208千円	

6 一次評価 主管部長による評価	
(1) 施策における現状と課題	
<p>区内の事業所は、従業員20人未満の小規模企業が多く、昭和56年の2664カ所をピークに毎年減少している。特に、製造業における事業所数の減少は大きく、その中には、伝統技術を保持している事業所が含まれている。</p> <p>これらの原因には、安価な外国製品の流通や若者の製造業離れといった社会経済状況の変化、後継者の不足、伝統技術継承者育成の困難性、地価高騰などによる事業所の区外転出・廃業が考えられる。</p> <p>また、東日本大震災により、多くの事業所が経営に影響を及ぼしている。</p> <p>こうしたことから、中小企業が優れた経営力・競争力・技術力を備えるよう、多様な支援が求められている。</p>	
(2) 今後5年間の施策の取り組みの方向性	
<p>立ち遅れ気味の中小企業のIT化支援のため、「K-NET」やパソコン教室、ホームページの作成支援等の更なる充実を図る。</p> <p>中小企業の活性化を図るため、新製品・新技術補助事業を充実する。</p> <p>産学公連携の共同研究補助を拡充するとともに、伝統工芸の発展・継承のため、職人と大学とのコラボレーションにより現代に通じる作品を制作し、あらゆる機会を活用し周知していく。</p> <p>積極的なセミナーの開催や相談業務の充実等により、区民の創業を支援する。</p> <p>中小企業の資金調達支援の強化を図るべく、社会経済情勢に応じた融資制度の充実を図る。</p>	

行政評価(二次評価)結果への取り組み状況

施策 14 区内中小企業の育成

主管部長(課) 地域振興部長(経済課)

行政評価(二次評価)結果

【平成22年度】

・区内中小企業のニーズを十分に把握した上で、既存事業の目的・効果を精査し、整理・見直しを検討する。【地域振興部】
・区内の特徴ある高度技術や伝統産業に関して、産学公連携による研究開発や後継者育成に積極的に取り組む。【地域振興部】

【平成23年度】

・区内中小企業のニーズを十分に把握した上で、既存事業の目的・効果を精査し、整理・見直しを検討する。【地域振興部】
・区内の特徴ある高度技術や伝統産業に関して、産学公連携による研究開発や後継者育成に積極的に取り組む。【地域振興部】
・東日本大震災により経営に影響を受けている区内中小企業への効果的な支援に取り組む。【地域振興部】

これまでの取り組み状況		
区内中小企業のニーズを把握し、既存事業の整理・見直しを検討する。		
取 り 組 み	中小企業活性化協議会等での意見や、申し込み状況・アンケートの結果を踏まえ、適宜事業の整理・見直しや補助制度の拡大を図っている。「産学公連携事業」の一部であるリ・デザインプロジェクトは、これまで試験的に取り組んできたが、大規模な展示会に出展する等本格的な取り組みを進めている。「新製品・新技術開発支援事業」は補助件数を増加させた。	
	【新たな取り組みを行った事業】	【見直した事業】
	産学公連携事業	新製品・新技術開発支援事業
区内の特徴ある高度技術や伝統産業に関して、商品開発や後継者育成に積極的に取り組む。		
取 り 組 み	「中小企業団体活動支援事業」は地場産業の振興にも活用でき、中小企業団体の発展に効果を挙げているため、利用の更なる促進を図る。「職場体験支援事業」は、教育委員会と協力してPRを強化している。「産学公連携事業」においては、大学との共同研究を強化し、また区内伝統工芸産業と大学生が取り組み・デザインプロジェクトを推進し、製品開発・後継者育成を支援している。	
	【新たな取り組みを行った事業】	【見直した事業】
	産学公連携事業	
東日本大震災により経営に影響を受けている区内中小企業への効果的な支援に取り組む。		
取 り 組 み	新型インフルエンザに対応するための事業継続計画(BCP)策定支援策を、自然災害等についても支援できるよう変更した。	
	【新たな取り組みを行った事業】	【見直した事業】
	BCP策定支援事業	
取 り 組 み		
	【新たな取り組みを行った事業】	【見直した事業】
取 り 組 み		
	【新たな取り組みを行った事業】	【見直した事業】
取 り 組 み		
	【新たな取り組みを行った事業】	【見直した事業】

平成24年度 江東区外部評価委員会による評価

施策14	区内中小企業の育成	担当班	3
施策の目標に対して、成果は上がっているか			
<p>・地場産業である製造業を育成・発展させるという観点において、海外からの安い輸入品との価格競争、東日本大震災による経済の衰退などが影響したこともあり、施策の目標に対し、成果が上がっているとはいえない。しかしながら、目下、中小企業対策としては経営の安定化、倒産防止に注力すべきことから、施策目標として掲げられた成長志向に対する成果が上がっていない点も、やむをえない状況である。むしろ、経済状況が安定するまでの間、施策の基本的内容を「安定化」中心に臨時変更することも考えてはどうか。</p> <p>・南部地域においては情報通信業やサービス業の業者が増加していること、また、展示会への出展支援やマンション建設に伴う人口増による売上増など、明るい展望もある。</p> <p>・創業支援については成果が上がっている。</p>			
区民ニーズ・社会状況に対応した取り組みを展開しているか			
<p>・経営安定化、営業継続のための資金繰りニーズが強く、これらのニーズに対して実施している融資斡旋や子補給事業は、現実のニーズに対応しているとはいえ本施策の目標適合性が低いと言わざるを得ない。</p> <p>・中小企業が求めるものは後継者不足への対応なのか、Webを利用した営業展開なのか。BCP策定支援を受けた事業所がゼロであったように、事業者ニーズと区の施策にズレが生じている。求められる支援を的確に把握し柔軟に、また早急に対応できるよう、取り組みを見直す必要があるのではないかと。</p> <p>・中小企業向けのセミナーや、パソコン教室については当該取り組みの告知が十分になされていない。当該取り組みは、K-NET及び区報において告知しているが、ITに弱い企業を支援するための情報がホームページ上にあっても有効活用されにくい。中小企業の経営課題の把握・分析が不十分であるとみられるため、現場に向いて現場の声を集める必要がある。過去の施策を継続するだけでなく、今までの施策にとらわれない斬新なアイデアで支援に取り組むといった姿勢が必要である。</p> <p>・地場産業である伝統工芸の技術を継承するため、ユーザーからアイデアを提供してもらい、それを伝統工芸の従事者が製品化するという取り組みが必要である。このような取り組みは民間が実施し、区はそのコーディネーターの役割を果たすべきであると考えます。</p> <p>・人材育成及び若年就労支援の一環で、約30人ほどの若者が区の中小企業に就職したという取り組みについては、評価する。</p>			
区民との協働、国・都・民間団体等との役割分担は適切か			
<p>・東京商工会議所と東京都中小企業公社とは連携しているとのことだが、他にも関東経済産業局、その他大学や試験研究機関等様々な連携相手がある。一定の評価はできるが、まだまだ不足している。</p>			

施策の総合評価(今後の方向性)

- ・中小企業を金銭面で支援するだけでなく、企業が自ら強くなれるような支援が必要である。
- ・製造業中心から、情報通信業やサービス業、商業へと産業構造の変化がみられるため、この変化に対応した施策の組み立てが重要となってくる。さらに、伝統技術の承継については、現代の消費者ニーズに合わせた商品づくりを促す施策が重要となってくるものと考えられる。
- ・経営安定化、営業継続のための施策に重点を置くべき状況にあることを考慮すると、現在の取り組みが施策の目標に適合していないからといってただちに成果なしと断ずることにはためらいがある。しかし、例えばIT施策を取り上げてみても、事業者がICT対応しなければ成長できない、この先生き残っていないと本気で考えているのならば、何が何でもサポートを受けさせるという強い姿勢が必要であるにもかかわらず、それが伺えない。成果なしと断ずることはできないが、取り組みに甘さがあるということは指摘しておきたい。
- ・IT関係の取り組みが中小企業にとって最重要課題の一つであると認識するならば、より積極的な働きかけを講じるべきである。

その他
(改善点等)

・展示会等への出展費用補助を厚くするなど、実効性の高いインセンティブ策を強化すべきである。

施策 18

地域で参加・還元できる生涯学習・スポーツの推進

主管部長(課) 地域振興部長(文化観光課)
 関係部長(課) 総務部長(総務課、人権推進課)、地域振興部長(スポーツ振興課、文化コミュニティ財団、健康スポーツ公社)、福祉部長(障害者支援課)、教育委員会事務局次長(庶務課、江東図書館)

1 施策が目指す江東区の姿

区民一人一人が主体的に生涯学習・スポーツに参加するとともに、習得した成果を地域の中で活かすことによって、健康で生き生きと暮らせる地域社会が形成されています。

2 施策を実現するための取り組み

誰もが参加できる生涯学習・スポーツ機会の提供	時代に合った学習メニューの充実や図書館における地域の読書活動推進、地域スポーツクラブの育成支援などにより、多様な学習・スポーツの機会を提供していきます。また、施設の充実を図るとともに、区内大学、NPO、民間団体との連携を推進します。
継続的な生涯学習・スポーツ活動への支援	生涯学習・スポーツ団体の育成や相互交流等を通して、継続的な活動に対する支援を充実させます。また、区民が自ら蓄積した知識・技能・経験などを地域に活かす仕組みづくりに取り組みます。

3 - 1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> 平成20年に教育振興基本計画が策定され、社会全体で教育の向上に取り組む方向性が示された。 文化・スポーツ施設の整備については、他自治体に比しトップクラスに位置しているが、人口増の著しい臨海部地域に不足が生じている。また、民間カルチャーセンターの進出が進んでいる。 平成12年9月に文部省(現：文部科学省)が策定した「スポーツ振興基本計画」により、平成22年までに各区市町村に総合型地域スポーツクラブを1つ以上育成することになった。江東区では初めての地域スポーツクラブを平成21年2月に深川第七中学校区域に、2番目を平成23年2月に東陽・木場地域に設立した。また、平成23年に新たにスポーツ基本法が制定され、スポーツに関する基本理念等が規定された。平成24年には文部科学省が本基本法に基づくスポーツ基本計画を策定し、今後わが国のスポーツ政策の具体的な方向性が示された。 平成20年の図書館法の改正により、社会教育における調査、研究及び学習した成果を活用する機会の提供が求められている。 国の「子どもの読書活動の推進計画」及び都の「第二次東京都子供読書活動推進計画」に基づき、区においても、「江東区子ども読書活動推進計画」を平成23年3月に策定した。 	<ul style="list-style-type: none"> 生涯学習施設では、こどもから高齢者まで誰もが学べる学習環境の整備や施設のさらなる効率的な活用が求められる。臨海部地域の人口増により、当該地域における文化・スポーツ施設の拡充が必要である。 行政が行う生涯学習の役割の明確化と民間カルチャーセンターとの棲み分け・連携が求められる。 今後の地域スポーツクラブの設立については、地域のニーズを聞きながら、区として設立の支援を行う。 図書館ボランティアの活用拡大や、関連施設等との連携による読書活動の推進が求められる。 区民や地域団体等が、調査、研究、学習した成果を発揮できる機会の創出が求められる。

3 - 2 施策に関する区民要望・ニーズの変化

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> 生涯学習を実践する世代が就学前のこどもから高齢者まで幅広く、学習メニューの要望も多種多様となっている。 65歳を迎えた団塊世代は生涯学習を通じた地域社会とのかわりを求めている。 区営スポーツ施設では利用者ニーズの把握に努め、そのニーズにあった各種教室・講座を実施してきた。 図書館では、ライフスタイルの変化により、開館日や開館時間の拡大が求められている。また、IT機器の急速な普及により、インターネットやデータベース等を活用した利用者サービスの拡大が求められている。 こどもの読書環境と学校図書館の充実のため、読書活動推進について区立図書館との連携強化が求められている。 	<ul style="list-style-type: none"> 生涯学習を通して習得したものを地域社会活動に活かせる仕組みづくりや、区民ニーズに対応した多様な生涯学習メニューの提供等、生涯学習環境に対する継続的な支援が求められる。 スポーツ活動では、今後も多種多様なニーズを把握することが必要になるが、教室数を増やすことには限界がきているので、民間スポーツ施設との棲み分けを検討する必要がある。 図書館では、多様化する生活スタイルに対応するため、開館日数・時間の拡大やITサービスの拡充により、より一層利便性の向上が求められる。また、地域特性を活かした特色あるサービスの提供が求められる。 こどもの読書活動推進のための場や機会の拡大を図るとともに、学校図書館と区立図書館との連携を強化し、資料の有効活用を図っていく必要がある。

3 - 3 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

4 施策実現に関する指標	単位	現状値 21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	目標値 26年度	指標 担当課
63 生涯学習・スポーツ活動に参加している区民の割合	%	18.7	17.5	18.8				25	文化 観光課
64 図書館の登録利用者数（年間）	人	88,784 (20年度)	97,087	95,657				92,000	江東 図書館
65 図書館資料貸出数（年間）	千冊	4,122 (20年度)	4,614	4,624				4,500	江東 図書館
66 生涯学習・スポーツ活動の成果を地域や社会に活かしている区民の割合	%	14.2	13.0	14.3				20	文化 観光課

5 施策コストの状況

	23年度予算	23年度決算(速報値)	24年度予算	25年度予算
トータルコスト	6,006,050千円	5,520,688千円	6,919,769千円	0千円
事業費	5,270,998千円	4,837,116千円	6,221,612千円	
人件費	735,052千円	683,572千円	698,157千円	

6 一次評価 主管部長による評価

(1) 施策における現状と課題

長期計画により目指すべき方向性は示されているが、区としての総体的な文化振興に係る基本方針(計画)が、まだ、策定されていない。また、民間カルチャーセンターの進出が進んでいるため、行政との役割分担や協働・連携のあり方を整理する必要がある。

区民の学習支援に関し、学習グループの高齢化による活力の減退が見られる。また、退職を迎えた団塊の世代の力を地域に活かすための仕組みづくりに取り組む必要がある。

図書館の利用者、貸出数等は増加し、そのニーズは多様化、高度化している。区民の生活を支援し、生涯学習に資するため、ニーズに適応した一層のサービス向上が必要である。

対面朗読サービスや音訳資料の作成といった図書館サービスの一部がボランティア等の参加により提供されているが、参加者の恒常的な確保や、新たなサービスの提供方法の確立に取り組む必要がある。

地域スポーツクラブはtoto助成金「自立支援事業」により活動を続けている。この事業では、人件費が8年間、事業費が5年間の助成となるが、助成終了後の運営については、助成金以外の収入の確保が必要となる。

(2) 今後5年間の施策の取り組みの方向性

文化に関する基本方針については、平成24年度中に策定する。民間の活力を活かしつつ、学習後の成果を区民が地域に還元する仕組みを確立し、参加区民の自主的活動を支援する取り組みを試行的に実施する。また、自主・自立的な学習支援について、現在行っている参加者募集や初年度の施設先押さえに加えて、新たな支援策を実施する。

学習成果を地域に還元し、学習者の生きがいにも繋げていく仕組みとして、リバーガイドや英語解説ボランティアなど先駆的な取り組みを進めているが、今後、退職後の団塊の世代等の知識・経験を活かしたメニューを創っていく必要がある。

「こども読書活動推進計画」の実施をはじめとした読書活動の推進にあたっては、ボランティア参加希望者や学校司書等の活用を図りながら、学校や子育て施設、高齢者施設等の関係施設との連携を図り、地域との協働による事業を推進する。

地域の情報拠点として図書館機能を充実させ、地域特性に合わせた特色あるサービス展開による魅力ある図書館をめざす。区民との協働や関係施設との連携を進め、地域に根ざした読書活動を推進する。施設計画、窓口サービス、ITシステム等による総合的、体系的なサービス向上を図る。

多様化する利用者ニーズに向けて、効率的な図書館運営を図るため、施設的环境整備や様々な情報提供に対応できる資料管理に取り組む。

地域スポーツクラブは一定期間toto助成金を受けられるため、会費を安く設定できている。助成金終了後は会費収入を中心とした自主財源で運営しなければならないため、区として補助金等の助成について検討する必要がある。区として、スポーツ施設指定管理者、体育協会、スポーツ推進委員、各競技団体等と相互に連携を図りながら、スポーツの多様なニーズに応えていく。

行政評価(二次評価)結果への取り組み状況

施策 18

**地域で参加・還元できる生涯
学習・スポーツの推進**

主管部長(課) 地域振興部長(文化観光課)
 関係部長(課) 総務部長(総務課、人権推進課)、
 地域振興部長(スポーツ振興課、文化コミュニティ財団、健康スポーツ公社)、
 福祉部長(障害者支援課)、教育委員会事務局次長(庶務課、江東図書館)

行政評価(二次評価)結果

【平成22年度】

・生涯学習やスポーツ振興に関して、区民のニーズや利用実態を十分に把握した上で、区が取り組むべき範囲について再整理し、区としての基本的な考え方をまとめる。【地域振興部】
 ・区と民間カルチャーセンター・民間スポーツセンター等との役割分担や連携のあり方を検討する。【地域振興部】
 ・団塊の世代の区民が、積極的に自らの知識や経験を地域で活かせる仕組みを検討する。【地域振興部】

【平成23年度】

・生涯学習やスポーツ振興に関して、区民のニーズや利用実態を十分に把握した上で、区が取り組むべき範囲について再整理し、区としての基本的な考え方をまとめる。【地域振興部】
 ・区と民間カルチャーセンター・民間スポーツセンター等との役割分担や連携のあり方を検討する。【地域振興部】
 ・団塊の世代の区民が、積極的に自らの知識や経験を地域で活かせる仕組みを検討する。【地域振興部】

これまでの取り組み状況		
生涯学習の分野における区民ニーズの把握及び区が取り組むべき範囲について		
取 り 組 み	<ul style="list-style-type: none"> ・講座受講生や区民まつり参加者を対象にアンケート調査を実施し、区民ニーズの把握に努めている。 ・講座等の生涯学習事業の企画に当たっては、区民のニーズに応えるとともに、民間では実施が困難なものの増設に努めている。 	
	【新たな取り組みを行った事業】	【見直した事業】
区と民間事業者との役割分担及び協働・連携について		
取 り 組 み	<ul style="list-style-type: none"> ・行政課題対応型の講座等、民間では実施が困難な講座の増設に努めている。 ・芭蕉記念館と読売文化センターが協働で講座を実施している。 ・健康スポーツ公社へ区民体育大会事業の運営の一部を委託する。平成23年度は、屋内11種目を委託し、運営の効率化を図る。 	
	【新たな取り組みを行った事業】	【見直した事業】
		区民体育大会事業
団塊世代の区民が自らの知識・経験を地域で活かせる仕組みについて		
取 り 組 み	<ul style="list-style-type: none"> ・区と文化コミュニティ財団で連携して、観光ボランティア養成講座卒業生が地域で活動する仕組みを構築した。 ・講師希望者を区民から公募することで、区民の経験・知識を活かせるとともに、区民に低廉な料金で学ぶ機会を提供する「区民企画講座」を平成23年度から開始した。 	
	【新たな取り組みを行った事業】	【見直した事業】
読書活動の推進について		
取 り 組 み	ボランティアを活用したこどもの読書活動の推進を図るため、「図書館読書活動推進事業」を新設した。地域協働による図書館運営を目指している。	
	【新たな取り組みを行った事業】	【見直した事業】
	図書館読書活動推進事業	図書館管理運営事業
取 り 組 み		
	【新たな取り組みを行った事業】	【見直した事業】
取 り 組 み		
	【新たな取り組みを行った事業】	【見直した事業】

平成24年度 江東区外部評価委員会による評価

施策18	地域で参加・還元できる生涯学習・スポーツの推進	担当班	3
施策の目標に対して、成果は上がっているか			
<p>・図書館の利用者数が平成26年度の目標値を超えていること、また、スポーツセンターの夜間利用時間を30分間延長した成果が表れていることから一定の成果は上がっている。</p> <p>・生涯学習に取り組みたい人、スポーツがしたい人に対するサービスについては一定の成果を上げているものとみられるが、参加者を増やすという本施策の目標については、現状において達成されているとは考えられない。このことは、区民のうち何人(何%)が参加し、何人(何%)が不参加であるかという最も基礎的なデータを把握できていないことに顕著に表れている。</p> <p>・生涯学習に関してはその世代、地域性、必要性などを把握したうえでプランニングする必要があると考える。</p>			
区民ニーズ・社会状況に対応した取り組みを展開しているか			
<p>・区内の図書館がビジネスルーム、キッズコーナーの設置等、各箇所それぞれ特色を出し、地域のニーズにあった図書館づくりを行っていることは評価できる。また、図書館やスポーツ施設利用者の声を反映するためにアンケートをとるなど、区民のニーズ把握に努める取り組みを展開していることも評価できる。</p> <p>・但し、施策目標を達成するためには、不参加者の参加に向けた工夫をいかにするべきかという観点からのニーズ把握が必要不可欠であるにも関わらずその実態すら把握されていないことから、ニーズに対応した取り組みが展開されているとは言い難い。施設使用者の実態を把握しつつ、区民のニーズを把握する方法についても工夫が必要である。</p>			
区民との協働、国・都・民間団体等との役割分担は適切か			
<p>・大型商業施設等にある民間のカルチャーセンターにおいても、本施策に似た事業を行っていることから、区で実施しているものとの明確な役割分担が適切に行われているとは言えない。2年前にも同様の評価がなされていたが、状況に変化が見られないのは残念である。</p> <p>・地域スポーツクラブは自主企画・運営されるべき組織であるが、3年後に向けた財政的自立化のめどが立っていない。公費の投入が検討されているようだが、それが補助金であるとすれば適切な役割分担関係があるとは言えない。</p> <p>また、本来的には区民、企業等の役割責任において財源問題は処理されるべきであるにも関わらず、結局のところ指定管理料とはいえ公費の充当が優先検討されていることに違和感を感じざるを得ない。</p>			
施策の総合評価(今後の方向性)			
<p>・そもそも成果指標がきわめてあいまいなため、いかにして成果を把握するべきかが不明瞭である。スポーツ、生涯学習に区分して、具体的な実人数ベースでの参加率を把握し、その方々の地域への還元活動の定義を明確にしたうえで貢献度を測定するという科学的進行管理の手法を導入すべきである。</p> <p>・生涯学習をどれだけ公費で支援するのか、地域のスポーツ振興をどれだけ公費で支援するのか、またその必要性はどこにあるのか、目的は何か。今までの施策を踏襲するだけではなく、オリジナリティのある、より現実的で具体的な施策を区民に示していただきたい。</p> <p>・今現在、スポーツ・生涯学習を行っていない区民をどのように掘り起こすかが課題となるが、昨今流行となっているスポーツ(例えば、マラソン、ヨガ等)教室を取り入れる等、特色のある内容が課題を解決する鍵になると考える。</p> <p>・図書館においては、ICタグ化が進んでいる。今後、各種データの収集・分析、そして施策へのフィードバックに期待する。</p>			

その他 (改善点等)	<ul style="list-style-type: none">・地域福祉関連施策においても、生涯学習と関連する取り組みがなされている。本施策内だけで「生涯学習」を捉えるのではなく、当該施策担当部署は政策全般の中で「生涯学習」を捉え、幅広い施策の“司令塔”としての役割を果たすよう努めるべきである。・各種アンケート調査の方法が、施策評価のための基礎数字や目標値の設定に活かされていないのではないか。・生涯学習とスポーツという二つの施策を一つの目標のもとで進行管理することの是非について、一度再検討することが必要であると思われる。
---------------	--

1 施策が目指す江東区の姿
性別による男女の固定的な役割分担意識が解消され、男女があたりまえに参画している社会が実現されています。

2 施策を実現するための取り組み	
男女平等意識の向上	学校や企業、個人、地域に対して、各種啓発活動を行うなど、一人一人の意識改革を図ります。
性別によらないあらゆる活動への参加拡大	区民が性別に関係なく家庭や社会で活躍できるよう、各種講座や相談等を通じた支援を行います。
仕事と生活の調和の推進	ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、企業への働きかけや家庭などへの支援を行います。
異性に対するあらゆる暴力の根絶	DV防止法に基づく基本計画を策定し、配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護を行います。また、セクシュアル・ハラスメント(性的嫌がらせ)など、女性に対するあらゆる暴力を根絶するための意識啓発活動を行うとともに、被害者等に対する相談事業を実施します。

3 - 1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)	
5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> ・(H19.4)改正男女雇用機会均等法施行 ・(H19.7)配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律一部改正(H13.10制定、H16.6改正) ・H20年が「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」元年と位置づけられる。 ・(H21.4)次世代育成支援対策推進法改正 ・(H22.12)国による第三次男女共同参画基本計画の策定 ・(H23.3)江東区男女共同参画KOTOプラン策定 ・(H24.3)東京都男女平等参画行動計画改定・東京都配偶者暴力対策基本計画改定 	<ul style="list-style-type: none"> ・能力・成果主義の進展、パート・派遣労働者等の非正規雇用の増大等、雇用環境の変化がさらに進む。人口減少時代における社会全体の労働力不足等から、子育て等によりいったん仕事を中断した女性の再チャレンジへの支援が一層求められる。 ・女性に対する暴力の防止に向けた法整備が進められていることから地方自治体による暴力防止施策の推進、配偶者暴力相談支援センター整備等の被害者支援が求められる。

3 - 2 施策に関する区民要望・ニーズの変化	
5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<p>「江東区男女共同参画に関する意識実態調査」(平成21年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女の地位の平等感について、前回調査(平成12年)から比べて、家庭生活や地域社会など全体的に若干の改善傾向にあるが、依然として5割以上の方が男性優遇と考えており、女性だけで見ると6割弱となっている。 ・固定的な性別役割分業意識()について、肯定的な回答は女性34.9%、男性49.1%で、男女間の意識に差があり、依然として男性の意識が高い状況である。 ・区の政策などの意思決定の場に、もっと女性の参画が進むことを望むとする意見が全体の8割となっている。 ・仕事と仕事以外の時間的バランスの希望と現実には差がある。 ・東日本大震災の経験を経て、防災に関する区民の意識が高まり、避難所運営などについても男女共同参画の視点が必要となっている。 <p>固定的な性別役割分業意識：昔からある考え方で「男性は外で仕事、女性は家庭で育児」というような意識。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・少子高齢の時代を迎え、育児・介護等家庭生活と仕事との両立が図れる環境整備が求められる。 ・団塊の世代が65歳を迎えつつある中で、男性が家庭生活、地域社会活動に積極的に参画することが出来るような環境整備、意識啓発が一層求められる。 ・更に男女双方の視点に立った政策が求められる。特に東日本震災後は、復興計画などにおいてそれが顕著となってくる。

3 - 3 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

4 施策実現に関する指標	単位	現状値 21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	目標値 26年度	指標 担当課
67 男女が平等だと思ふ区民の割合	%	16.7	20.1	20.3				40	男女共同 参画推進 センター
68 区の審議会等への女性の参画率	%	29.3 (20年度)	29.5	30.1				40	男女共同 参画推進 センター
69 仕事と仕事以外の生活で充実した時間を過ごしていると思ふ区民の割合	%	25.2	26.5	28.0				38	男女共同 参画推進 センター
70 DV相談件数	件	1,146 (20年度)	1,773	2,067				-	男女共同 参画推進 センター

5 施策コストの状況

	23年度予算	23年度決算(速報値)	24年度予算	25年度予算
トータルコスト	180,275千円	157,284千円	250,461千円	0千円
事業費	163,225千円	141,458千円	177,257千円	
人件費	17,050千円	15,826千円	73,204千円	

6 一次評価 主管部長による評価

(1) 施策における現状と課題

男女共同参画意識づくりを広く浸透させるため、情報紙「江東の女性」を発行し全戸配布を行っているが、情報紙の認知度は低い。男女共同参画社会について理解し、区の審議会等への参画を含めた地域活動を展開させるため、その基礎知識と実践方法を体系的に学ぶパルカレッジを実施しているが、パルカレッジ修了者が必ずしも実際の地域活動に結びついているとは言えない。DV問題を主とした相談事業として「女性のなやみとDV相談」を専門相談員2名を配置して実施しているが、DVの社会的認知度の向上や相談窓口の周知により多岐に渡る相談があり、複雑化した相談への対応が困難な場合がある。情報紙において、ワーク・ライフ・バランスに積極的に取り組んでいる企業の記事を掲載するなど、広く啓発を図っているが、H21年に実施した意識実態調査の結果から、区内企業のワーク・ライフ・バランスへの関心度は全体の5割弱であるものの、実際に取り組んでいる企業は少ない。

(2) 今後5年間の施策の取り組みの方向性

情報紙について編集ノウハウのある区民等の参画や審議会での意見聴取など、区民の視点に立った紙面づくりなどの内容の充実を図るほか、配布方法を含めた区民への周知方法の改善を図り、認知度の向上を図る。パルカレッジ修了生がパルカレッジ等の講座企画や情報紙の編集に参画できるような仕組みづくり等フォローアップを行う。複雑化するDV等の相談に対応できるよう相談体制を確保するため、各関係所管との連携強化を図る。ワーク・ライフ・バランスの推進を図るため、企業に対する支援施策を検討する。第5次男女共同参画行動計画とDV防止法に基づく基本計画に基づき、効果的な施策展開を関係各課と連携して推進する。

行政評価(二次評価)結果への取り組み状況

施策 19 男女共同参画社会の実現

主管部長(課) 総務部長(男女共同参画推進センター)

行政評価(二次評価)結果

【平成22年度】

- ・啓発事業について、目的・効果を精査した上で、整理・見直しを検討する。【総務部】
- ・特に、情報誌及び男女共同参画センターにおける各種事業については、男女共同参画に関する効果的な啓発を行う内容となるよう見直しを検討する。【総務部】
- ・こどもに対する人権教育の充実を検討する。【総務部】

【平成23年度】

- ・啓発事業について、目的・効果を精査した上で、更なる整理・見直しを検討する。【総務部】
- ・特に、情報誌及び男女共同参画センターにおける各種事業については、男女共同参画に関する効果的な啓発を行う内容となるよう引き続き見直しを検討する。【総務部】
- ・こどもに対する人権教育の充実を検討する。【総務部】

これまでの取り組み状況		
啓発事業について		
取 り 組 み	<ul style="list-style-type: none"> ・啓発事業の根幹である情報紙「江東の女性」については、区民の興味を惹きつける魅力ある記事・紙面構成とするなど、一層の内容充実に向け努力してきた。 ・ワーク・ライフ・バランスについての普及啓発のため24年度中に中小企業向けのパンフレットを作成・配布する。 	
	【新たな取り組みを行った事業】	【見直した事業】
	ワーク・ライフ・バランス推進啓発事業	
情報誌及び男女共同参画推進センターの各種事業について		
取 り 組 み	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画推進センター事業については、センター運営が23年度より指定管理から区直営となり、カルチャー色の強い講座の廃止など既存事業の見直しを行い、より一層の男女共同参画に重点を置いた事業展開を図ってきている。また、24年度からパルカレッジ事業について男女別コースを見直し、火曜・土曜コースとし、両コースとも男女が参加できるよう改めた。さらに、パルカレッジ修了生等がセンター事業(講座企画など)に参画できるような仕組みづくりなど修了後のフォロー体制を充実し、実効性の高い地域リーダー育成を図ってきている。 ・DV防止法上努力義務となっている配偶者暴力相談支援センターの機能整備に向けて、専門相談員の増員等の相談機能の強化の検討など、支援センターとしての体制固めについて、各関係部署と協議をしてきた。 	
	【新たな取り組みを行った事業】	【見直した事業】
	男女共同参画学習事業	パルカレッジ事業
こどもに対する人権教育について		
取 り 組 み	<ul style="list-style-type: none"> ・DV防止など差別のない社会づくりには、子どもの頃からの教育が重要であることから、デートDV(交際相手からの暴力)防止のための出前講座の実施(24年度実施予定)等、教育委員会と連携を図りながら、子どもへの人権教育を進めてきた。 ・江東地区の人権擁護委員が主体となり、区内の小中高校において、「人権教室」、「人権の花運動」、「人権メッセージ」、「人権作文」等を実施した。また、江東区民まつり「人権ふれあいランド」の会場において、人権啓発のためのパネル展示や人権クイズ、ぬりえ等の催しを行った。 	
	【新たな取り組みを行った事業】	【見直した事業】
取 り 組 み		
	【新たな取り組みを行った事業】	【見直した事業】

平成24年度 江東区外部評価委員会による評価

施策19	男女共同参画社会の実現	担当班	3
施策の目標に対して、成果は上がっているか			
<ul style="list-style-type: none"> ・男女平等であると思う区民の割合の低さや、ワーク・ライフ・バランスに取り組んでいない企業の割合の高さなどから、成果が上がっているとは言えない。 ・成果指標の数値をみるかぎり成果が上がっているとは考えられないが、それ以前に本施策の目標がきわめて抽象的であり、その成果をいかにして図るべきかがよくわからない。 ・短期間で成果の上がりにくい施策の一つと考える。 			
区民ニーズ・社会状況に対応した取り組みを展開しているか			
<ul style="list-style-type: none"> ・DVは傷害等の犯罪行為であり、労働現場における差別も労働法上の不法行為であると考えられる。これらを解消することは社会的ニーズであり、その点においては一定のニーズ対応ができているものと見てもよい。 ・DV問題を主とした相談事業について、相談事業の認知度を高める取り組みが見えない。より効果的な広報に注力するとともに、積極的なアウトリーチが望まれる。 			
区民との協働、国・都・民間団体等との役割分担は適切か			
<ul style="list-style-type: none"> ・ワーク・ライフ・バランスや男女共同参画意識を啓発するため、パンフレットの配布や講座を行ってはいるが、今後は区民と協働して状況の把握を的確に行い、具体的な対応策を確実に進めていくことが必要だと思われる。 ・DVは傷害等の犯罪行為であり、労働現場における差別も労働法上の不法行為であると考えられる。したがって、警察、労働基準監督署との連携が不可欠であるが、その基本的な連携ができていないものとみられる。 			
施策の総合評価(今後の方向性)			
<ul style="list-style-type: none"> ・施策名が「男女共同参画社会の実現」であるのに対して、取り組みの内容は男女平等意識の向上に重点が置かれている。名称と実態にズレがあるのではないか。 ・本施策がなぜ必要なのか、なぜ公費を投じて実施する必要があるのかという素朴な疑問に対して、区は十分な説明をすることができるのか。労働法上、刑法上問題のある状況を解決するための施策内容に絞らざるを得ない等の検討が必要ではないかと考えられる。 ・企業の意識、男性の意識、同時に女性の意識の変革は子供のころからの教育によるところも大きい。的確な目標を設定し、長いスパンできめ細やかな教育を模索する必要があるのではないだろうか。抽象的な概念の中で人権擁護を訴えても、おそらく理解しにくく成果は期待できない。区民目線、区民と協働で実践できるより具体的な施策が望まれる。 ・実際に、性別による不当な扱いを受けるのは、会社・学校等の民間の組織内であり、そのような場合、行政がある程度ペナルティを与えたほうが男女共同参画社会が実現すると考える。しかし、法令上の規定がないため、行政は啓発活動にとどまるしかない。例えば入札の際に、ワーク・ライフ・バランスを重要視している会社が優先して参加できるような制度などを検討してみてもいいか。 			
その他 (改善点等)	特になし		

1 施策が目指す江東区の姿

江東区の魅力が十分に発信され、区内外からの観光客で賑わっています。また、区民におもてなしの心が醸成され、観光客が満足して何度も訪れ、商店街など地域経済が活性化しています。

2 施策を実現するための取り組み

観光資源の開発と発信	地域が持っている魅力を活かしながら、水辺を活用した観光を推進するなど、新たな観光資源の開発に取り組みます。また、ホームページなどあらゆる媒体を活用し、区と区民一体となって区の魅力をPRします。
観光客の受け入れ態勢の整備	観光案内所の整備やシャトルバスの運行など、観光客の利便性向上に取り組みます。また、おもてなしの心を持つ観光ガイドを養成するなど、人材の育成に取り組みます。
他団体との連携による観光推進	他自治体・民間企業などとの連携により、新たな観光ルートの創出やイベントを開催するなど観光施策を幅広く推進します。

3 - 1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> 観光立国推進基本法が制定され(平成19年1月1日施行)、観光による国づくり、地域づくりが提唱されている。また東京都においても観光産業振興プランを定め、観光振興に対する取組みを強めてきている。 区においても、「江東区観光推進プラン」を平成23年3月に策定した。 臨海部においては、集客力の高い商業・アミューズメント施設や東京ゲートブリッジなどランドマーク性の高い建物の建設が進んでいる。 「東京スカイツリー」が平成24年2月に完成し、5月に開業した。 	<ul style="list-style-type: none"> 観光客誘致による地域経済のさらなる活性化が求められる。 観光資源の効果的な活用と、区内外に対する積極的なPRが求められる。 臨海部と東京スカイツリーを結ぶ内陸部での観光拠点を整備することがますます必要になってくる。 新たな観光スポットを活かし本区観光行政の充実を図る必要性が高まる。 東京ゲートブリッジ開通や、東京スカイツリーの開業により、本区内への観光客の増加が見込まれる。

3 - 2 施策に関する区民要望・ニーズの変化

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> 観光による地域経済の活性化が高まっており、本区観光資源の有効活用が求められるようになってきた。また、適切な観光の情報発信と効果的なPRも求められるようになってきている。 	<ul style="list-style-type: none"> 臨海部の開発が進み、今まで以上に臨海部と内陸部とを結んだ観光資源の有効活用と東京スカイツリー開業による観光客の区内への誘導が強く求められる。 区外向けとともに、新たに転入してきた区民を中心に区民向けにも、区の魅力を分かりやすく紹介する観光案内マップ、観光ホームページ等PRツールの充実、整備が必要とされる。

3 - 3 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

--

4 施策実現に関する指標		単位	現状値 21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	目標値 26年度	指標 担当課
74	江東区内の主要な観光・文化施設への 来場者数	千人	1,560 (20年度)	1,824	1,081				2,000	文化 観光課
75	観光情報HPへのアクセス件数	件	37,914 (20年度)	31,703	28,121				45,000	文化 観光課
76	観光ガイドの案内者数	人	1,216 (20年度)	2,169	3,532				2,000	文化 観光課

5 施策コストの状況				
	23年度予算	23年度決算(速報値)	24年度予算	25年度予算
トータルコスト	206,830千円	173,514千円	216,891千円	0千円
事業費	138,827千円	110,279千円	147,280千円	
人件費	68,003千円	63,235千円	69,611千円	

6 一次評価 主管部長による評価	
(1) 施策における現状と課題	
<p>区は、神社・仏閣等の史跡や、臨海地区を中心とした大規模娯楽施設など、多様な観光資源に恵まれており、観光地としての魅力を十分に備えているが、その資源を十分に活かす体制が整っていない。今後、観光客の総合的な受け入れ態勢の整備や一体的な情報発信の強化など、観光事業に対する戦略的、体系的な施策の推進が、求められている。東京スカイツリー開業に伴う全国からの観光客に対し、本区の魅力を伝え、区内へ誘致することにより、地域経済の活性化を図り、また区民の区への愛着を高め、持続的な地域振興につながる観光事業の推進が求められている。観光振興による地域経済の活性化には、新たな観光拠点を整備するとともに、現存の観光施設などの物的資源や文化観光ガイド員などの人的資源を有効に活用した施策の展開が求められる。そのためには、観光施策全体の中で、各事業の役割・位置付けを明確にし、目的の達成に向けて総合的かつ計画的に事業を実施する必要がある。</p>	
(2) 今後5年間の施策の取り組みの方向性	
<p>観光推進プランに基づき、区が持つ多様な物的・人的資源や水辺などの地域特性を生かした総合的かつ計画的な観光施策の展開を図る。観光振興には地域活力が重要であるため、観光協会・NPOなどの観光関係団体の支援・育成の充実を図るとともに、これらの団体や企業との連携・協働による観光推進体制の強化に取り組む。観光振興には、経済活性化に加え、区民の地域に対する愛着と誇りを醸成することに大きな意義があると考えられるので、区民が地域の魅力、資源を再評価し、地域の文化をより理解できる方向で施策に取り組む。区内には全国的にも有名な観光地域が点在するが、区としての知名度はあまり高くない。戦略的・総合的な観光事業の推進により、区の知名度向上を図り、各地域のイメージやブランド力を高めていく必要がある。これらの地域イメージ・ブランド力の向上は、リピーターによる継続的な来訪が期待されるばかりでなく、本区への転入の志向が高まることも期待される。東京ゲートブリッジ開通や東京スカイツリーの開業による、東京東部地域に対する関心の高まりや臨海部に多く来訪するインバウンド（外国人観光客）獲得などに対応するため、全区的な観光推進組織の設立・始動によって、地域経済の活性化に取り組む。</p>	

行政評価(二次評価)結果への取り組み状況

施策 21 地域資源を活用した観光振興

主管部長(課) 地域振興部長(文化観光課)

行政評価(二次評価)結果

【平成22年度】

・観光振興について、区の役割、民間企業・団体の役割、区民の役割を明確にし、それぞれの力量が発揮できるような事業展開を検討する。【地域振興部】
・観光施策の推進にあたっては、民間のノウハウを十分活用する。【地域振興部】
・観光客のニーズ等に関する調査・分析を十分に行った上で、既存事業の目的・効果を精査し、整理・見直しを検討する。【地域振興部】

【平成23年度】

・観光振興については、観光推進プランのもと、区の役割、民間企業・団体の役割、区民の役割を明確にし、それぞれの力量が発揮できるような事業展開を図るとともに、中間支援型の観光推進組織の設置にあたっては、その目的や区との役割分担、費用対効果を十分検討する。【地域振興部】
・観光施策の推進にあたっては、民間のノウハウを十分活用する。【地域振興部】
・観光客のニーズ等に関する調査・分析を十分に行った上で、既存事業の目的・効果を精査し、整理・見直しを検討する。【地域振興部】

これまでの取り組み状況		
中間支援型の観光推進組織の設置については、その目的と区の役割分担、費用対効果を検討する。		
取 り 組 み	平成24年度に本区観光振興のための新たな組織を設立するにあたり、23年度は、区内各種活動団体(区・観光協会・町会・商店街・NPO・観光関連産業等)による(仮称)江東区観光協会設立検討協議会を3回開催し、各団体の観光推進活動に関する課題及び意向調査等の意見交換を実施した。24年度も引き続き、(仮称)江東区観光協会設立検討協議会を開催するとともに、設立においては、その理念・目的・役割を明確にし、区及び、各団体等との、相互支援や情報連絡等の連携強化を検討していく。	
	【新たな取り組みを行った事業】	【見直した事業】
観光施策の推進にあたっては、民間のノウハウを十分活用する。		
取 り 組 み	近隣区、東京都とは、舟運事業化、観光プロモーション、ガイドマップ作成、隅田川ルネサンス等の事業において連携・実施をしているほか、事業企画会議の中で、各区、東京都の観光施策についての動向等の意見交換を行なっている。また、今後、特に観光情報発信については、民間事業者のアイデアを採り入れながら、ホームページの開設、既存の印刷物の見直しや新規作成を実施する。	
	【新たな取り組みを行った事業】	【見直した事業】
観光客のニーズ等に関する調査・分析を十分に行った上で、既存事業の目的・効果を精査し、整理・見直しを検討する。		
取 り 組 み	観光客の属性によるニーズの違いや動向を把握し、既存事業の整理・見直しをするとともに、ストーリー性のある具体的な観光メニューを提案し、区内外からの来訪者の増加、さらにリピーターの獲得につながるよう検討していく。	
	【新たな取り組みを行った事業】	【見直した事業】
取 り 組 み		
	【新たな取り組みを行った事業】	【見直した事業】
取 り 組 み		
	【新たな取り組みを行った事業】	【見直した事業】

平成24年度 江東区外部評価委員会による評価

施策21	地域資源を活用した観光振興	担当班	3
施策の目標に対して、成果は上がっているか			
<p>・施策目標の含意として、地元の盛り上がりこそが外部に対する魅力を引き立てるという考え方があることを考慮すると、観光ガイドの案内者数が急速に増加していることには、一定の成果があるものと評価するのが妥当と考える。</p> <p>・施策コストが上がっている割には来客数やホームページへのアクセス数が減少しており、観光ガイド以外は成果が上がっているとは言い難い。現状の把握及び分析的確に行い、斬新な戦略を進めていく必要があるのではないかと考える。</p> <p>・区外を含めて周辺の動向を上手く捉えた取り組みを積極的に展開していることは評価できる。本施策における展望は明るく、南部地域における観光客が多く訪れていることから、さらなる施策の展開を期待する。</p>			
区民ニーズ・社会状況に対応した取り組みを展開しているか			
<p>・地元の盛り上がりこそが外部に対する魅力を引き立てるという考え方に立てば、より幅広い集客コンテンツに着目、活用することができようが、実際には狭義のいわゆる「観光資源」に限定して施策が組み立てられている。旅をしたいという消費者ニーズを十分に捉えているとは言い難い。マーケティングが必要である。</p> <p>・東京スカイツリーからの観光客を江東区に呼び込むため、都バスと連携し、一日乗車券を利用して砂町銀座や「亀屋敷」等を巡るバスツアーを計画しており、これは社会状況によるニーズをうまく活用した事業である。一方、今後の観光行政のあり方として、東京スカイツリーの開業に伴う人の流れに期待するだけでなく、江東区内の観光資源を独創的にアピールする工夫をすべきである。</p> <p>・江東区の観光イラストマップを開いてみたが、残念ながら行ってみようという気にさせるものではなかった。「江東区にはあれもこれもあるよ」といった具合に、案内に強弱がなく、主張したいポイントが伝わらない。</p>			
区民との協働、国・都・民間団体等との役割分担は適切か			
<p>・東京都とはマップ作成や周遊バスの運行において有効な連携が取られているものと評価できる。</p> <p>・江東区観光協会を一般社団法人として設立しようとしているが、あくまでもその手法が官主導であることが否定できない。設立当初から民間主導としておくべきであるし、そうでなければ新たな官依存団体を増やすことにしかならない。重要な問題である。</p>			

施策の総合評価(今後の方向性)

・成果は上がっていると考えてよい。但し、今後さらに成果を上げるためには軌道修正も必要である。それは、「文化財」に依存しないアプローチ、現在の素敵な文化を「文化財」にしてしまわないためのアプローチ等である。今後に期待したい。

・東京スカイツリー頼みでは地域に誇りと愛着は持ちづらい。「まちあるき」や「買い物」など、身近な活動が観光の主な目的との調査結果を踏まえ、これまで以上に神社仏閣や下町情緒を観光の柱とした施策を継続する必要がある。

・観光ガイドの熱い思いを活用して、眠っているかもしれない資源の発見やイベントなどの開拓をしてみてもどうか。

・観光客減の分析、見て楽しくなり、実際に行ってみようと思わせるようなホームページの作成は民間の斬新なアイデアが不可欠であろう。

・外国語の案内がない等、外国人、とりわけ中国人の受入れ体制の整備が遅れている。

その他 (改善点等)

・区民自身に、江東区に対する誇りや愛着を高めてもらうべく、必要なマーケティング・アプローチに注力すべきである。

・若者の観光客を取りこむために、スマートフォン向けのガイド・マップを作成するというのも一つの案として、考えてはいかがか。

・観光地、商業施設を経由する南北交通の整備を早期に行う必要がある。

施策 24 保健・医療施策の充実

1 施策が目指す江東区の姿

安全で安心かつ質の高い医療体制を確保するとともに、区民がライフステージやライフサイクルに応じた保健・医療サービスを受けられる環境が整備されています。

2 施策を実現するための取り組み

<p>保健・医療施設の整備・充実と連携の促進</p>	<p>保健・医療施設の不足及び地域的偏在などを是正するため、人口の増加に伴う医療需要の増大が著しい南部地域において総合病院の整備に取り組むとともに、保健相談所の拡充を図ります。また、診療所等に対する医療安全情報の提供や監視指導を推進するとともに、医師会や医療機関との連携を促進し、地域における保健・医療システムの整備に努めます。併せて、救急医療、産科・小児科医療及び休日・夜間診療などの充実に取り組みます。</p>
<p>母子保健の充実</p>	<p>保健サービスの周知、個別支援、虐待予防、包括的なデータ管理、関係機関の連携強化等により、妊娠・出産・育児のリスクを減らし、疾病や障害を予防するシステムを構築します。また、新生児訪問を確実に実施するほか、乳幼児健診や発達に関する専門相談、母子の孤立防止へ向けた相談体制などの充実に取り組み、妊娠からの一貫した母子保健施策を推進します。</p>

3 - 1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> ・南部地域の急速な開発に伴い人口が急増している。 ・全国的な傾向として、産科医、小児科医が不足している。 ・区内における分娩可能な有床診療所は4箇所しかなく、また、ハイリスク出産等に対応できる病院は存しない。 ・区部7つの二次医療圏のうち、10万人当たりの病床数は区東部が最下位である。 ・歯科保健推進事業の一環として、平成21年度より8020達成者表彰を開始した。 ・平成21年度からBCGを個別接種に変更したことにより、4ヶ月健診を2日制から1日制に変更し、健診回数が増え、受診しやすい体制にした。 ・平成23年度から、妊婦健診におけるヒトT細胞白血病ウイルス(HTLV-1)抗体検査費の助成を開始した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・人口急増に比して不足する医療資源は、「女性と子どもにやさしい」総合病院の新規開設及び一次医療機関との地域医療連携により安定したものとなる。 ・乳幼児数は特に人口増の続く南部地域において増加傾向のまま推移する。孤立し子育てをしている若年世帯に対し個々の状況に応じた支援が必要とされ、効率的な保健医療施策が望まれる。

3 - 2 施策に関する区民要望・ニーズの変化

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> ・南部地域の人口の急増に見合った医療提供施設(病院等)の整備が求められている。特に若年世帯の流入により、周産期医療や小児医療への対応が求められている。 ・区民は受けた医療や治療の内容について、相談できる窓口を求めている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域医療連携の拠点病院である総合病院の新規開設は、区民の安心感を向上させ定住志向を高めるとともに、医療ニーズの量から質への転換を促している。 ・今後とも医療相談窓口へ寄せられる相談内容の多様化が予想される。

3 - 3 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

4 施策実現に関する指標		単位	現状値 21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	目標値 26年度	指標 担当課
87	安心して受診できる医療機関が身近にあると思う区民の割合	%	63.2	68.1	67.7				70	健康 推進課
88	乳児（4か月児）健診受診率	%	96.7 (20年度)	92.9	92.6				98	保健 予防課

5 施策コストの状況				
	23年度予算	23年度決算(速報値)	24年度予算	25年度予算
トータルコスト	3,850,694千円	3,742,629千円	3,766,338千円	0千円
事業費	3,281,113千円	3,213,771千円	3,234,349千円	
人件費	569,581千円	528,858千円	531,989千円	

6 一次評価 主管部長による評価	
(1) 施策における現状と課題	
<p>総合病院の整備（南部地域総合病院整備事業）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校法人昭和大学と事業協定を締結。22年12月に実施設計が終了し、23年6月に工事着工。 ・病院建築設計の内容等について、22年度に第三者評価を実施し、全体として合理的な計画との評価を得た。 ・豊洲5丁目地区で予定される他の工事との調整が必要（地元住民、東京都港湾局、区土木部、教育委員会他）。 ・22年6月に(仮称)昭和大学新豊洲病院整備運営協議会を設置。地域医療連携等を含め、引き続き、医師会等との協議や報告を行なっていく。 ・財政支援として、建設費の1/2について、23年度からの3ヵ年で補助金支出を予定（最大75億円）。23年度は25億円を支出。 <p>乳児健診は疾病や異常の早期発見のみならず、育児支援や児童虐待の早期発見の場としても機能しており、核家族社会で果たす役割は大きい。</p> <p>新生児・産婦訪問指導事業については、エジンバラ産後うつ病質問票の評価による産後うつの早期発見や、児童虐待の早期発見に果たす意義は大きい。</p>	
(2) 今後5年間の施策の取り組みの方向性	
<p>総合病院の整備（南部地域総合病院整備事業）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周産期医療及び小児医療をはじめ、二次救急医療の提供や災害拠点病院として、平成26年3月の開院を目指す。 ・地域医療連携の構築に向け、周産期・小児医療に係る妊娠・出産育児・子育て分野での庁内「医療・保健・福祉」部門との連携を前提に、東京都の関係部署や医師会等関係機関との連絡・調整・協議を進めていく。 <p>南部地域の人口増加に対応して、深川南部保健相談所の効率的な事業運営を図る。</p> <p>医療相談窓口の人材確保と職員の資質向上により、区民の要望に適切に対応していく。</p> <p>妊娠から出産、育児と一貫した母子保健施策を推進していくため、妊婦、新生児、乳児健診等の健診結果の効率的な活用により、疾病の早期発見のみではなく子育て支援や産後うつ対策、児童虐待予防等に取り組んでいく。</p>	

行政評価(二次評価)結果への取り組み状況

施策 24 保健・医療施策の充実

主管部長(課) 健康部長(健康推進課)
 関係部長(課) 健康部長(保健予防課、生活衛生課、城東保健相談所、深川保健相談所、深川南部保健相談所、城東南部保健相談所)

行政評価(二次評価)結果

【平成22年度】

・南部地域における総合病院の整備については、平成25年度中の開院に向け、引き続き関係機関と緊密に連携しながら事業を進める。【健康部】
 ・総合病院と地域の医療機関との連携に関する体制づくりについて検討する。【健康部】
 ・母子保健施策については、関係機関との連携を緊密にし、疾病の早期発見や児童虐待予防等に取り組む。【健康部】

【平成23年度】

・南部地域における総合病院の整備については、平成25年度中の開院に向け、引き続き関係機関と緊密に連携しながら事業を進める。【健康部】
 ・総合病院と地域の医療機関との連携に関する体制づくりについて、具体的な検討を進める。【健康部】
 ・母子保健施策については、関係機関との連携を緊密にし、疾病の早期発見や児童虐待予防等に取り組む。【健康部】

これまでの取り組み状況		
南部地域における総合病院の整備		
取 り 組 み	平成23年6月以降、本格工事に着工し、平成26年3月開院に向け順調に進捗している。 (仮称)昭和大学新豊洲病院整備運営協議会については、22年8月の第1回以降、これまで5度開催し、病院運営や地域医療連携などを含め、よりよい新病院とするため、引き続き協議を続けていく。	
	【新たな取り組みを行った事業】	【見直した事業】
母子保健施策について		
取 り 組 み	育児不安の軽減、児童虐待予防の観点から、新生児・産婦訪問指導員との定期的な合同研究会や子育て支援課との実務者会議を実施している。 また、各保健相談所で専門家を交えた、地区母子連絡会を実施している。	
	【新たな取り組みを行った事業】	【見直した事業】
取 り 組 み		
	【新たな取り組みを行った事業】	【見直した事業】
取 り 組 み		
	【新たな取り組みを行った事業】	【見直した事業】
取 り 組 み		
	【新たな取り組みを行った事業】	【見直した事業】
取 り 組 み		
	【新たな取り組みを行った事業】	【見直した事業】

平成24年度 江東区外部評価委員会による評価

施策24	保健・医療施策の充実	担当班	2
施策の目標に対して、成果は上がっているか			
<p>・成果を示す数値は改善しており、目標値に順調に近づいている。「施策を実現するための取り組み」の着実な推進によって施策目標の実現が期待できる。</p>			
区民ニーズ・社会状況に対応した取り組みを展開しているか			
<p>・安心して高度医療にアクセスできる環境確保は、地域医療の大きな課題であり、区が最優先して対応すべき区民ニーズである。(仮称)昭和大学新豊洲病院整備は当該課題解決に向けた取り組みと評価できる。</p> <p>・この大きなターニングポイントともいえる機会にこそ、一次医療や保健等、その他の関連ニーズへの対応についても総合的に取り組まれない。特に区には、既存の保健・医療資源のネットワーク化・仕組化という点で適切な役割を発揮することを期待する。</p> <p>・南部地域を中心に人口が急増し、母子健康管理の需要は伸びている。その意味では、今後の方向を含め、母子関連対策が講じられており期待できる。</p>			
区民との協働、国・都・民間団体等との役割分担は適切か			
<p>・(仮称)昭和大学新豊洲病院整備にあたって運営協議会に地域住民も参加するなどの点は評価できるが、施策評価シート及びヒアリングからは、総じて区・民間・区民等の役割は積極的に示されていない印象がある。新病院を核とした地域医療圏形成に、どのような役割分担で臨むのか、区のイニシアティブを期待したい。</p> <p>・現在、区内にハイリスク出産対応の病院は存在しないが、近隣区間でのネットワークは構築されているとのことである。救急医療の提供は広域で考えるべきであり、その意味では、役割分担はできていると考えられる。</p>			
施策の総合評価(今後の方向性)			
<p>・今回の(仮称)昭和大学新豊洲病院整備を狭義の高度医療機能整備にとどめることなく、一次医療機関や保健所等との連携ネットワークづくりなど、区内の医療保健システムの全体再構築の機会と捉えていただきたい。南部地域だけでなく、区内全域において、このようなシステムが構築されることを望む。</p> <p>・区内医療機関との協議を先導するとともに、庁内連携を並行して進め、「安全・安心」「ライフステージ等に応じた医療」を確保するためのガバナンスを確立する役割を積極的に担っていただきたい。</p> <p>・母子保健については、虐待防止等について、保育施策との連携を十分に図られたい。</p>			
<p>その他 (改善点等)</p>	<p>・施策が目指す江東区の姿に「健康寿命の延長」という目的が明記されていなかったため、これは明確に記した方が良いのではないかと。</p>		

施策 26 地域で支える福祉の充実

主管部長(課) 福祉部長(高齢者支援課)
 関係部長(課) 福祉部長(福祉課、介護保険課、
 障害者支援課)

1 施策が目指す江東区の姿

地域における福祉ネットワークが構築され、誰もが安心して暮らすことができ、区民の自主的な福祉活動を通じて、生きがいや交流の場づくりが進んでいます。

2 施策を実現するための取り組み

高齢者の生きがいづくりと能力活用の支援	老人クラブ活動の育成・支援をはじめ、社会貢献活動、社会参加、健康づくり、仲間づくり等の活動を支援し、他世代との交流機会の提供に努めます。また、ボランティア活動やシルバー人材センターの充実、就業情報の提供などにより、高齢者の能力活用を推進します。
福祉人材の育成	高齢者や障害者の福祉サービスを支える人材の確保を支援するとともに、団塊世代を含む福祉ボランティアの育成と活用を図ります。
地域ネットワークの整備	地域住民やボランティア、民間事業者、地域包括支援センターや在宅介護支援センターなどの連携により、地域の見守りネットワークを整備するなど、年々増加するひとり暮らし高齢者や障害者等が安心して暮らせる仕組みを構築します。また、地域で支える福祉に対する区民の理解を深めるための意識啓発を推進します。

3 - 1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<p>・介護保険制度は、サービス利用者の増加とともに介護給付費の伸びが著しいことから、制度の安定的・持続的な運営を図ることが重要な課題となっている。このため、平成17年6月に改正された介護保険法は、「明るく活力ある超高齢社会の構築」に向けて、高齢者の「自立支援」と「尊厳の保持」を基本とし、新予防給付と地域支援事業の創設による予防重視型システムへの転換 地域包括支援センターと地域密着サービスの創設による新たなサービス体系の確立を目指すものとなった。</p> <p>・要介護者の増加に伴う介護従事者の確保・拡充を図るため、平成21年4月、介護報酬3%アップの改定が行われた。また、介護職員処遇改善交付金制度が創設され、さらなる処遇改善が図られている。</p> <p>・平成18年には障害者自立支援法が施行され、平成20年には後期高齢者医療制度が創設されたが、両制度とも現在見直しが行われている。</p> <p>・平成24年度は、地域包括ケアシステムの基盤強化に向け、要介護高齢者の自立支援と医療ニーズへの対応に重点を置いた在宅・居住系サービスの提供等、医療機関と介護サービス事業者の連携促進のため、介護報酬改定が行われた。</p>	<p>【地域力の低下】団塊世代が65歳以上となる平成26年には江東区でも高齢者人口が10万人を超えると予測されている。こうしたなか、ますます、ひとり暮らしや夫婦のみの高齢者世帯の増加が見込まれ、「自助」「共助」「公助」の推進と連携がこれまで以上に重要になってくるが、生活様式の多様化等により、これまで地域に培われてきた「共助」機能の低下が懸念される。</p> <p>【サービス供給が不安定に】今後とも継続的に増加する介護需要に応え、所要の介護従事者を確保しなければならない状況が続く。介護従事者の処遇改善や潜在的な就労者の掘り起こしを不断に行っていかなければ介護従事者不足のため、サービス供給が不安定になる可能性がある。</p> <p>【団塊世代の地域社会ステージへの参入準備】団塊世代の高齢化、大量退職により、生活の場を職場から地域に移すシニア世代が「自助」「共助」に積極的に取組み活躍していくためのしくみづくりが必要となる。</p>

3 - 2 施策に関する区民要望・ニーズの変化

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<p>「高齢者の生活実態等に関する調査」(平成23年3月)より。一般高齢者、介護予防対象者等に将来介護が必要になったときにどこで生活したいかを尋ねた設問では、一般高齢者で45.7%、在宅要介護者で65.3%、介護予防対象者で48.1%が「自宅」を望んでおり、他の入所施設、グループホームなどよりも生涯を慣れ親しんだ住居で過ごすことを希望する高齢者が多いことがわかる。</p> <p>社会活動に関する事項では、現在「趣味の活動」17.8%「町会・自治会」14.7%「健康づくり・スポーツ活動」13.9%の活動者がいる一方で、「今後とも参加するつもりはない。」また無回答者を合わせると6割を超え、ボランティア活動においても地域活動を支える「高齢者の見守り」12.6%「高齢者の交流の場への支援」12.6%等の活動を希望する方がいる一方で、「取り組みたい活動はない。」とする無回答も25.7%存在する。</p> <p>力を入れるべき高齢者施策として「家族介護者の負担軽減」47.2%、「健康づくり・介護が必要にならないための支援」が42.9%と上位である。</p>	<p>・子や近親者による介護や家事援助を求めない傾向が一般化し、介護サービス需要がさらに大きくなる。</p> <p>・本区の特徴として、集合住宅に住む高齢者が多く、高層化やオートロックの普及などの住環境の変化によって、さらに外部からの見守りが困難となっていくため、地域コミュニティ機能の脆弱化とともに、ひとり暮らしや夫婦のみの高齢者世帯の「社会的孤立」状態から「孤独死」に至るケースが増加する。</p> <p>・地域密着型サービス、小規模多機能型施設の整備や平成24年4月に創設された定期巡回・随時対応型訪問介護看護への要望が強くなっていく。</p> <p>・一方、上記の傾向に対する危機感も強まり広がって、ひとり暮らし高齢者の見守り体制構築への要請が増大する。</p> <p>・健康維持活動とともに趣味娯楽追求型とは志向の異った社会参加型、社会貢献型生きがい創出に向けた施策の重要性が増す。</p>

3 - 3 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

4 施策実現に関する指標	単位	現状値 21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	目標値 26年度	指標 担当課
93 生きがいを感じている高齢者の割合	%	70.6	67.3	63.7				80	高齢者 支援課
94 福祉ボランティアの登録者数	人	4,542 (20年度)	6,406	6,646				5,680	福祉課
95 地域の中で家族や親族以外に相談しあったり、世話しあう人がいる区民の割合	%	29.0	29.0	30.3				40	高齢者 支援課

5 施策コストの状況

	23年度予算	23年度決算(速報値)	24年度予算	25年度予算
トータルコスト	2,108,281千円	1,897,111千円	1,339,531千円	0千円
事業費	1,865,540千円	1,670,789千円	1,122,782千円	
人件費	242,741千円	226,322千円	216,749千円	

6 一次評価 主管部長による評価

(1) 施策における現状と課題

高齢者の健康づくり、生きがいづくりの場を確保するため、老朽化した福祉会館等の改築・改修工事を順次行ってきたが、今後は、急速に増加するリタイアしたシニア層の志向に沿って、健康の維持増進活動の他、社会性のあるボランティア活動やNPO活動への参加を支援するサービスや地域拠点が求められる。福祉人材の確保・育成のうち、人材確保については「福祉のしごと相談・面接会」の実施で就労に結びついた方が延99名おり、一定の効果がでている。人材育成については、現在も地域包括支援センターで介護支援専門員向け研修を実施しているが、今後はより幅広い福祉人材を対象としたサービス向上・自己啓発に資する研修を行い、職員の定着に向けた取り組みを実施する必要がある。「みんなが支える人の輪づくり～地域ネットワークの整備」は地域の安心安全にとって大きな効果が期待できるが、近所づきあいの希薄なマンション居住者のライフスタイルや個人情報取扱いへの過剰反応等が大きな阻害要因となっており、「自助」「共助」に対する住民の理解を高め、地域福祉の担い手として貢献できる仕組みづくりが求められている。

(2) 今後5年間の施策の取り組みの方向性

公的な福祉サービスの充実・整備を図るとともに、地域における主体的な支え合いを進め、地域と行政の連携を強化する取り組みを行う。具体的には、高齢者の生きがいづくりと能力開発の支援、地域福祉の担い手を増やすための福祉人材の育成、地域ネットワークの整備などを行っていく。生きがいづくりと能力開発の支援に関しては、より多くの高齢者が集えるような各種事業の実施、介護予防の取り組みを充実させていく。平成23年度に開設した児童・高齢者総合施設等において、高齢者をはじめ世代を超えた区民が集えるような各種交流事業を展開していく。福祉人材の確保・育成について、「福祉のしごと相談・面接会」は東京都福祉人材センターの地域密着型面接会事業を活用して実施していることから、今後も同事業を注視していく。また、人材育成については、平成24年度から新たに東京都の包括補助事業を活用し、介護サービス事業所に勤務している介護職員向け研修の実施と就労希望有資格者向けの就労支援を実施することにより、地域で活動している福祉人材の育成と介護サービスの質の向上、地域の潜在的な有資格者の活用を目指していく。地域ネットワークの整備の一環である高齢者の見守りに関しては、区が直接行う安否確認サービス 地域が主体となった見守り 民生委員、地域包括支援センターや在宅介護支援センター、権利擁護センターなどが連携する地域における見守りネットワークの整備を進めるなど重層的な展開を図っていく。シニア世代が地域における福祉の推進役として活躍できる体制を構築していく。

行政評価(二次評価)結果への取り組み状況

施策 26 地域で支える福祉の充実

主管部長(課) 福祉部長(高齢者支援課)
関係部長(課) 福祉部長(福祉課、介護保険課、障害者支援課)

行政評価(二次評価)結果

【平成22年度】

・児童・高齢者総合施設について、運営に関する方針を明確にするとともに、高齢者をはじめ世代を超えた区民が集い、交流するための効果的な取り組みを検討する。【福祉部】
・福祉人材の確保については、人員不足の原因や人材の定着状況に関する分析を行い、これらを踏まえた上で効果的な事業のあり方を検討する。【福祉部】
・地域における福祉ネットワークの整備について、「自助」「共助」に対するマンション居住者等の理解を高め、行政との連携を図る仕組みづくりを検討する。【福祉部】

【平成23年度】

・児童・高齢者総合施設や老人福祉センター、福祉会館など関連施設については、各施設の役割、運営方針を明確にするとともに、効果的な事業実施や効率的な施設運営を検討する。【福祉部】
・福祉人材の確保については、人員不足の原因や人材の定着状況に関する分析、法改正等の動向把握を行い、これらを踏まえた上で効果的な事業のあり方を検討する。【福祉部】
・地域における福祉ネットワークの整備について、「自助」「共助」に対するマンション居住者等の理解を高め、行政との連携を図る仕組みづくりを検討する。【福祉部】

これまでの取り組み状況		
児童・高齢者総合施設及び老人福祉センターの取り組みについて		
取 り 組 み	平成23年4月から児童・高齢者総合施設を開設し、高齢者とこどもの異世代交流を図り、23年度末には来館者15万人を突破した。老人福祉センターは指定管理者を社会福祉協議会からNPO法人に変更した。	
	【新たな取り組みを行った事業】	【見直した事業】
	児童・高齢者総合施設管理運営事業	老人福祉センター管理運営事業
福祉人材の育成		
取 り 組 み	平成24年度から新たに東京都の高齢社会対策区市町村包括補助事業を活用し、介護サービス事業所に勤務している介護職員向け研修の実施と就労希望有資格者向けの就労支援を実施する。	
	【新たな取り組みを行った事業】	【見直した事業】
	介護従事者確保支援事業	
地域における福祉ネットワークの整備について		
取 り 組 み	<ul style="list-style-type: none"> ・23年度から、65歳以上の一人暮らし高齢者及び必要と認められる者を対象に、かかりつけ医や服薬内容、緊急連絡先等の情報を格納する「高齢者あんしん情報キット」を配布。 ・24年度から、見守り支援対象地域を4ヶ所から8ヶ所に増やし、地域主体の見守り事業を支援することにより、一人暮らし高齢者等の社会的孤立や孤独死を防止。 	
	【新たな取り組みを行った事業】	【見直した事業】
	高齢者あんしん情報キット配布事業 高齢者地域見守り支援事業	
取 り 組 み		
	【新たな取り組みを行った事業】	【見直した事業】
取 り 組 み		
	【新たな取り組みを行った事業】	【見直した事業】
取 り 組 み		
	【新たな取り組みを行った事業】	【見直した事業】

平成24年度 江東区外部評価委員会による評価

施策26	地域で支える福祉の充実	担当班	3
施策の目標に対して、成果は上がっているか			
<ul style="list-style-type: none"> ・本施策の一義的な対象者である高齢者に対するアンケート結果「生きがいを感じている高齢者の割合」が高まっていない以上、成果が出ていると評価することはできない。 ・地域における福祉ネットワークの構築を目指しているが、「しくみ」としてのその具体的イメージアップができておらず、「福祉ボランティアの登録者数」についても高齢者を対象とした活動の担い手の育成量について目標が定まっていないことが判明したことから、本施策の成果を評価することはできない。 ・本施策の目標は、地域におけるネットワークを構築することであり、その一部に見守り支援事業が含まれている。昨今増加している孤独死や社会的孤立を防ぐため、地域の中のマッピングにより、孤立している高齢者を見つけるといった取り組みについては評価できる。 			
区民ニーズ・社会状況に対応した取り組みを展開しているか			
<ul style="list-style-type: none"> ・社会活動に参加する意思のない、または調査に無回答の高齢者が6割を超える状況のもと、どのように区民ニーズを把握すべきか、また高齢者の生活実態を正確に把握すべきかについての問題意識が希薄なのではないかとの疑問がある。 ・団塊の世代を地域福祉の担い手に誘う趣旨をもつ「後押し事業」が開催されていることについては、活動に意欲がある区民のニーズに対応しているとみることができる。ただし、その具体化がいまひとつ進んでいない。 ・マンションエリアにおける共同体としてのつながりの弱体化に対応した施策を講じようとしていることは、社会状況に対応した取り組みを考えているものとして評価できる。ただし、その具体化がいまひとつ進んでいない。 			
区民との協働、国・都・民間団体等との役割分担は適切か			
<ul style="list-style-type: none"> ・区民が地域福祉の担い手として役割を果たすべきとの施策意図は強いが、アンケート結果からは活動意欲の高さが伝わってこない。したがって、活動意欲を高めるような施策を講じることが必要となってくるものの、その具体的施策が見えていない。また、担い手としての自覚を育てようとするならば、子供のころからの教育を視野に入れて、長いスパンで考えるべきである。 ・実際に支援が必要なケースについては、民生委員、権利擁護センターの担当者、区の担当者等がケース会議を開き、当事者にとって最も良い解決策を模索している。また、老人クラブへの支援といった民間団体への支援を行っていることから、連携が取れた取り組みを実施していると考えられる。 			

施策の総合評価(今後の方向性)

・担当所管は施策をよく理解し、実施すべきことは実施しているものとみることができ、その効果が出ていると判断できるだけの状況にはない。これは、今後の地域福祉ネットワークや担い手育成等の「しくみ」の具体化ができていないためとみられる。具体化するためには担当が意識しているような、かつてあった「共助のしくみ」がどのような「しくみ」であったかを十分に研究し、そのどの部分が現代には通用せず、またどの部分は現代に通用するのかといった検討をすることが必要である。観念論で既存の事業を進めるだけでは成果は出てこない。

・南部地域に出来たグランチャ東雲には、世代を越えた交流の場として大いに期待するとともに、今後、区内の他の地域においても同様の取り組みを期待したい。

・福祉人材の確保のための面談会を行い、就労に結びつけても、その後のフォローを行っていない。今年度から区として施策を行っていく方針のようであるが、福祉施設との密な連携が図れなければ実行は難しい。高齢者の生きがいづくり、健康づくりは箱ものを作るだけでは不十分で、誰もが日々の生活の中で個々の役割をもてるようにすることが必要だと考える。より具体的な、実践的な対策を柔軟発想で考案し、実施していただきたい。

・本施策と施策18「地域で参加・還元できる生涯学習・スポーツの推進」との連携を望む。

その他
(改善点等)

特になし

主管部長(課) 福祉部長(高齢者支援課)
 関係部長(課) 地域振興部長(経済課)、区民部長
 (区民課)、生活支援部長(医療保
 険課、保護第一課、保護第二課)、
 健康部長(保健予防課)、福祉部長
 (福祉課、障害者支援課、塩浜福
 祉園)

施策 27 自立と社会参加の促進

1 施策が目指す江東区の姿

高齢者や障害者をはじめとした区民が安心して生活できる仕組みを通じて自立した生活と社会参加が進んでいます。

2 施策を実現するための取り組み

権利擁護の推進	権利擁護センターを拠点として、福祉サービスの利用援助や金銭管理援助を行うとともに、成年後見制度に関する相談や利用を支援します。
障害者の社会参加の推進	手話通訳者の派遣や移動の支援、生活訓練など各種自立支援策の推進を行うとともに、ハローワークや企業との連携を強化し、就労機会の確保に努めます。
健康で文化的な生活の保障	相談支援体制の充実を進めるとともに、経済的な援助等を必要とする区民の自立を支援します。

3 - 1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度の利用を促進するための普及・啓発、相談業務や認知症高齢者・知的障害者等の自立支援事業を実施し、判断能力の低下によって自らの財産管理や日常生活を営むことが困難になった場合の相談窓口として、平成19年7月に江東区権利擁護センター「あんしん江東」を設立し、体制整備を行ってきた。23年4月からは同センターでの法人後見や法人後見監督の導入を図った。 ・国では障害者自立支援法を改正し、制度の谷間のない支援の提供等を内容とする「障害者総合支援法」の25年4月の施行に向けた審議を進めている。 ・区内人口の増加に伴って障害者の数も増えている。 ・23年6月に障害者虐待防止法が制定され、24年10月の施行が予定されている。 ・雇用情勢が依然として厳しい状況の中、ハローワークを通じた障害者の就職件数は伸びており、23年度は約6万件と過去最高となった。 ・居宅生活を送っている生活保護受給者のうち、精神障害を持つ者、配偶者暴力、薬物依存等の問題をかかえる者への支援として生活自立支援事業を実施している。 ・今までも少なかった内職の仕事が、東日本大震災の影響でさらに少なくなった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者人口や認知症高齢者の増加に伴い、判断能力の不十分な高齢者等が増加するため、高齢者等の権利を擁護し、福祉サービスの利用をサポートする支援体制の充実が必要になってくる。また、権利擁護センターを基軸とした関連機関との連携、総合的、一体的な支援を実施するための同センターの機能強化とともに、後見人の質や人材の確保を図るため、後見人の支援、社会貢献型後見人候補者の育成が求められる。 ・「障害者総合支援法」の施行に向けた事業や組織の対応が求められる。 ・障害者虐待防止法に基づく区市町村虐待防止センターの設置や各関係機関とのネットワーク構築など、区の体制整備を図る必要がある。 ・区内人口の増加に伴い、さらに障害者の数も増える。 ・被保護世帯の増加傾向に伴い精神疾患等による問題をかかえた被保護世帯も増加するため、生活自立支援事業による支援の継続が必要となってくる。 ・東日本大震災の影響で、10件以上登録のあった内職の仕事を斡旋できる事業所が、より少なくなる。

3 - 2 施策に関する区民要望・ニーズの変化

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> ・判断能力の不十分な高齢者等の福祉サービスの利用や金銭管理、書類等の預かりなどの支援を通じて利用者が安心して自立した生活が送れるよう日常生活自立支援事業及び福祉サービスの総合相談を実施している。また弁護士・司法書士による福祉サービスの利用、権利擁護、成年後見制度、遺言、相続などの専門相談を実施しているが、区民ニーズは、複雑化、多様化しており、虐待相談についても増加してきている。 ・障害者とその家族が地域で安心して暮らしていけるように、日中活動、就労支援、社会参加支援等の充実が求められている。 ・様々な問題をかかえる世帯が増加することにより、周囲の生活環境にも影響を与える例が増加してきているため、福祉事務所の対応の強化を望む声が高まっている。 ・高齢者などに対し金銭管理援助などを求める声が区民のみならず、現場の生活保護ケースワーカー・介護支援員などからもあがっている。 ・内職の仕事量は少ない状態で推移しているが、比較的安易にできる内職の要望は依然としてある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等の財産管理や権利擁護に関わる相談が増加傾向にあり、法律などの専門的支援や各種情報提供の充実が必要となる。またトラブル防止のための施策の充実とともに、虐待態様の変化、高齢者等をターゲットにした消費者被害など多様化する区民ニーズに応えるための支援体制の強化が求められる。 ・障害者本人とその家族の高齢化の進展や、特別支援学校卒業生の増加により、障害者の特性に応じた多様かつ高度な社会参加の支援策や様々な形態の就労支援策の展開などが求められる。 ・福祉事務所では様々な問題をかかえる被保護世帯に対して、生活自立支援員などの専門知識と経験を持つ職員が対応することで、問題解決と周囲の生活環境の安定化を継続して図っていく必要がある。

3 - 3 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

4 施策実現に関する指標	単位	現状値 21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	目標値 26年度	指標 担当課
96 権利擁護センター、成年後見制度を知っている区民の割合	%	18.5	23.1	22.7				35	高齢者支援課
97 区の就労・生活支援センター等を通じて就職した障害者数（累計）	人	122 (20年度)	169	213				300	障害者支援課
98 生活保護から自立した世帯数	世帯	87 (21年)	110 (22年)	107 (23年)					保護第一課

5 施策コストの状況

	23年度予算	23年度決算(速報値)	24年度予算	25年度予算
トータルコスト	91,895,036千円	89,294,943千円	94,685,545千円	0千円
事業費	89,816,132千円	87,354,275千円	92,627,614千円	
人件費	2,078,904千円	1,940,668千円	2,057,931千円	

本施策の施策コストは、一般会計、国民健康保険会計、老人保健会計及び後期高齢者医療会計の合計額である。

6 一次評価 主管部長による評価

(1) 施策における現状と課題

高齢化が進展する中、身寄りがなく認知症等により判断能力の充分でない高齢者が急増している。また、福祉サービスの総合相談件数が軒並みに上昇し、日常生活自立支援事業の需要が増加している。高齢者等が地域で安心して暮らせるための相談支援体制が求められる。障害者の自立と社会参加を推進するため、在宅支援サービスを中心とした事業展開と就労支援を進めてきた。合わせて、障害者の特性に応じた障害者福祉サービスの提供や就労相談等の支援体制の充実も課題である。生活自立支援事業は、現在保護第一課と保護第二課で生活自立支援員4名体制で業務委託により行っている。対象人数は平成23年度で両課あわせて101人である。被保護世帯の増加が続くため、支援対象人数の大幅な減少はなく、今後も事業継続の必要があると思われる。さまざまな事情により外で働くことができない区民のために、内職の仕事を出す新規事業所の開拓及び求職者への情報提供に努めてきた。内職を依頼する事業所数が減少しており、引き続き新規事業所の開拓と求職者への情報提供が求められている。

(2) 今後5年間の施策の取り組みの方向性

判断能力が十分でない高齢者等が、住みなれた地域で安心して暮らせるよう支援するとともに、高齢者虐待の早期発見や関係者支援のための相談体制の強化などに取り組み、高齢者等の権利擁護を推進する。また成年後見制度の活用を含めた権利擁護の推進や、専門相談及び福祉サービス利用に関する総合的な支援体制の充実を図る。平成24年度からの新たな障害者計画・障害福祉計画に基づき施策を推進するとともに、「障害者総合支援法」の平成25年4月施行に向けた対応を進めていく。生活自立支援事業は、一定の成果をあげており、今後とも支援体制を継続していく。引き続き新規事業所の開拓を続け、求職者への情報提供をするが、労働環境に改善等の変化があった場合は、施策の縮小も視野に入れ対応していく。

行政評価(二次評価)結果への取り組み状況

施策 27 自立と社会参加の促進

主管部長(課) 福祉部長(高齢者支援課)
 関係部長(課) 地域振興部長(経済課)、区民部長(区民課)、生活支援部長(医療保険課、保護第一課、保護第二課)、健康部長(保健予防課)、福祉部長(福祉課、障害者支援課、塩浜福祉園)

行政評価(二次評価)結果

【平成22年度】

・権利擁護の推進に関しては、高齢者や障害者のニーズを的確に把握した上で、関係機関等と連携しつつ、総合的な支援体制の充実を図る。【福祉部】
 ・障害者の社会参加の促進について、地域との協働や民間団体のノウハウの活用を積極的に図る。【福祉部】
 ・自立生活に向けた経済的支援について、目的・効果を精査した上で、既存事業の整理・見直しを検討する。【生活支援部】

【平成23年度】

・権利擁護の推進に関しては、高齢者や障害者のニーズを的確に把握した上で、関係機関等と連携しつつ、制度の利用しやすさへの配慮など、総合的な支援体制の一層の充実を図る。【福祉部】
 ・障害者の社会参加の促進について、地域との協働や民間団体のノウハウの活用を積極的に図る。【福祉部】
 ・自立生活に向けた経済的支援について、目的・効果を精査した上で、既存事業の整理・見直しを検討する。【生活支援部】

これまでの取り組み状況		
権利擁護の推進について		
取 り 組 み	「あんしん江東」を核として、地域包括支援センターや地域自立支援協議会相談支援部会の関係機関等との連携を深め、ニーズの把握とともに総合的な支援の充実に努めている。また、成年後見制度の周知に努めるとともに、24年度からは権利擁護制度を一層利用しやすくするため、医療機関と連携した高齢者虐待防止事業の充実や社会貢献型後見人養成専門研修の開催など事業のレベルアップを図った。	
	【新たな取り組みを行った事業】	【見直した事業】
	権利擁護推進事業 高齢者虐待防止事業	
障害者の社会参加の促進について		
取 り 組 み	障害者常設販売コーナー庁内出店事業を通して区内の各団体、障害者施設がノウハウやアイデアを持ち寄り協働で店舗運営を図り、23年7月には2号店が開設し、工賃アップや施設利用者の一般就労に向けた訓練の場として成果を上げるなど、協力体制づくりが順調に進んでいる。	
	【新たな取り組みを行った事業】	【見直した事業】
	障害者常設販売コーナー庁内出店事業	
自立生活に向けた経済的支援について		
取 り 組 み	・区単独の扶助費のあり方を検討する中で、他区の実施状況(本区を除く5区のみ)や、身体障害者手帳の申請勧奨等一定の周知を図るという所期の目的が達成されたこと及び助成を行っていない他の障害との整合性を図るため、平成23年度末で手帳取得用診断費用助成事業を廃止とした。 ・女性福祉資金貸付事業や入浴券支給事業、生活保護事業について検討したが、リーマンショック後、失業等による生活困窮が広がっており、生活費の負担軽減が必要とのことから継続とした。	
	【新たな取り組みを行った事業】	【見直した事業】
		手帳取得用診断費用助成事業
取 り 組 み		
	【新たな取り組みを行った事業】	【見直した事業】
取 り 組 み		
	【新たな取り組みを行った事業】	【見直した事業】

平成24年度 江東区外部評価委員会による評価

施策27	自立と社会参加の促進	担当班	3
施策の目標に対して、成果は上がっているか			
<p>・本施策は基本的に最も基礎的なセーフティネットである生活保護と権利擁護という法制度運用に係る施策であり、その執行は厳正に行われているものとみられる。但し、成年後見制度の活用促進には大きな課題が残る。</p> <p>・障害者の就労機会を増やすこと、「あんしん江東」での法人後見や法人後見監督の導入に関してはある程度の成果が見受けられる。しかしながら、全体を見てみると、具体的なニーズの把握ができていないのか疑問が残るところである。</p>			
区民ニーズ・社会状況に対応した取り組みを展開しているか			
<p>・障害者等、情報を必要としている人が必要な情報にアクセスできているかという点については調査が十分に行われていないため、ニーズに合った取り組みが行われているとは必ずしも言い切れない。</p> <p>・成年後見制度に係る相談については、おそらく制度の周知が進んでおらず潜在的な相談ニーズはかなり大きいとみられ、これら潜在ニーズに対応する＝周知に力点を置き、相談を喚起するという点での展開力の弱さがある。</p> <p>・障害者は小遣い稼ぎではなく、給料をもらって働きたいと思っている。高齢者やその家族も含めて、そうした勤労意欲(ニーズ)に的確に対応できているか疑問である。仕事を斡旋するというレベルを越えて、「るーくる」の継続的展開を含めより積極的に仕事づくりに取り組むことが必要である。</p> <p>・生活保護に係る相談対応については専門性の高い人材を配置して実施しており、相談ニーズへの対応はきちんとできているものとみることができる。</p>			
区民との協働、国・都・民間団体等との役割分担は適切か			
<p>・高齢者や障害者の力を区民が理解できるよう啓発する必要がある。彼らもつハンディキャップを社会全体でなくしていくためには、区民全体への啓発活動が不可欠である。自立と社会参加を促進するためには、当事者の支援だけに目を向けるのではなく、社会全体の意識改革が不可欠であると考えられる。</p>			
施策の総合評価(今後の方向性)			
<p>・最も基礎的なセーフティネットである生活保護と権利擁護という法制度運用に係る施策であり、その執行を厳正に行うことはもちろんのこと、制度の普及への取り組みのほか、生活保護からの自立支援(生活保護受給世帯にならないようにする支援)、就業支援など区政としての工夫の余地をさらに深堀することによって成果が高まるものと考えられる。</p> <p>・現状把握ができていないと言いつつ、施策に関しても具体性が見えにくい。障害者支援のための法律が目まぐるしく変わる中では対策を立てにくい状況であるが、必要とされていることを的確に把握し、できることから始めてほしい。</p> <p>・福祉サービスについては緊急性が高いため、対処療法的な対応になってしまいがちであるが、行政にとっても、障害者にとっても持続可能な自立・社会参加ができるしくみが必要になると考える。</p>			
その他 (改善点等)	<p>・平成24年10月に施行が予定されている障害者虐待防止法に基づく区としての取り組みの準備が求められる。</p> <p>・本施策に配置されている内職相談についてはその意義を見出すことができない。事業の必要性を根本的に再検討する必要があるのではないか。</p>		

施策 28 計画的なまちづくりの推進

主管部長(課) 都市整備部長(都市計画課)
 関係部長(課) 都市整備部長(まちづくり推進課)
 土木部長(管理課、水辺と緑の課)

1 施策が目指す江東区の姿

緑やオープンスペース、都市施設などが適切に配置され、安全性、快適性、利便性を備えた暮らしやすいまちが実現しています。また、産業環境と住環境とのバランスの取れた調和のあるまちになっています。さらに、地域特性を活かした美しいまち並みが形成されています。

2 施策を実現するための取り組み

計画的な土地利用の誘導	区を取り巻く社会経済情勢や土地利用の変化に的確に対応するため、都市の将来像を定めた都市計画マスタープランに基づく施策を構築します。これを基に、都市としての健全な発展を促すため、用途地域等の見直しをはじめ、地区の課題や特性を踏まえた地区計画の策定など、都市計画手法の活用を推進・誘導することにより、将来像の実現を目指します。
区民とともに行うまちづくり	区民等が主体となって提案するまちづくりに関する調整や、土地利用転換時に必要な公共公益施設の整備を関係者とともに行うなど、地域と協働のまちづくりを進めます。また、地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるため、区民・事業者・地権者等による主体的活動(エリアマネジメント)に対して支援を行います。
魅力ある良好な景観形成	景観計画に基づいて魅力ある景観の形成を促進するため、水辺や緑、歴史的資源などを活用して、調和のあるまち並みの創出を誘導します。

3 - 1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> ・深川萬年橋景観重点地区の指定(H19年) ・23区で3番目の景観行政団体となる(H20年) ・江東区景観計画策定(H21年) ・既存不適格屋外広告物撤去等支援事業を区内2箇所を実施(H22年) ・南部地域を中心とした大規模開発による超高層住宅の建設等による人口増 ・地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるため、住民・事業者・地権者等による主体的な取り組み(エリアマネジメント)の必要性が高まっている。 ・江東区都市計画マスタープラン(改定版)策定(H23年) ・豊洲グリーン・エコアイランド構想策定(H23) ・「地域主権改革」による都市計画決定権限の移譲(H23年) 	<ul style="list-style-type: none"> ・住工混在の土地利用地域が多い中で、無秩序な開発が進むと、まち並みの調和や公共施設等の配置などのバランスが崩れるとともに、地域コミュニティの形成に支障が生じる。

3 - 2 施策に関する区民要望・ニーズの変化

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> ・居住地域内に公共施設を初め、医療施設や生活利便施設など必要な施設の整備を求める声が多くなっている。 ・土地利用の変化や個別のマンション等の建築計画に伴い、居住地域における良好な住環境を求める都市計画の変更等の要望が多くなっている。 ・寺社等の歴史的な景観から臨海部を中心とした現代的な景観も含めて、都市景観への関心が増大している。 ・環境への関心が高まり、身近な緑へのニーズが増大している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・臨海部開発の進展に伴い、他地域からのアクセス向上のため、地下鉄8号線をはじめとする南北交通等、公共交通機関の整備・充実を求める声が多くなる。 ・まちの良さの実感やまちへの愛着が薄れる。

3 - 3 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

・建築基準法における建築確認・検査について、延べ床10,000㎡を超える建築物は、東京都の権限であり、区の権限は10,000㎡以下に限定されている。

4 施策実現に関する指標	単位	現状値 21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	目標値 26年度	指標 担当課
99 地区計画策定面積	ha	764.4 (20年度)	764.4	764.4				788.5	都市計 画課
100 まちづくりに取り組む区民・事業者・地権者等による民間組織数	団体							5	まちづくり 推進課
101 江東区のまち並みが美しいと思う区民の割合	%	40.3	47.0	44.3				50	都市計 画課
102 景観計画届出敷地面積	ha	982.1 (20年度)	1071.1	1,136.0				1,222	都市計 画課

5 施策コストの状況				
	23年度予算	23年度決算(速報値)	24年度予算	25年度予算
トータルコスト	266,602千円	238,596千円	228,624千円	0千円
事業費	36,132千円	24,496千円	56,249千円	
人件費	230,470千円	214,100千円	172,375千円	

6 一次評価 主管部長による評価
<p>(1) 施策における現状と課題</p> <p>平成22年度末に都市計画マスタープラン(改定版)を策定し、概ね20年後を目標とする将来都市像と、まちづくりへの課題の取組み方針を「江東区全体」と「地区別」に分けて示した。今後とも、まちづくりの将来像の実現に向け、区民、事業者、他の行政機関に対して、基本方針に沿ったまちづくりへの協力を求めていく。本区は準工業地域が50%を占め、その特性である住工混在の土地利用が多い中で、地権者が望むまちの姿が多種多様であり、個々の地域の目標が定めにくい。深川万年橋景観重点地区の他に、重点的に景観の誘導・保全を図る地区を指定し、区民との協働により地域の個性を活かした景観形成・保全を図ることが課題となっている。24年度内での新たな景観重点地区の指定に向けて、候補地での景観資源等の調査や地域住民の意向を基本に、合意形成に向けた取組みを進めている。本区は立地、地勢等の特性から開発ポテンシャルが高く、南部地域を中心に大規模開発が続いており、開発に伴う公共施設整備等良好な開発の誘導・調整が重要になっている。都市計画マスタープラン策定後の計画的なまちづくりへの誘導や住民のまちづくりへの参画、意識醸成が課題となっている。豊洲地区においては、環境先端拠点の形成を目指すため「豊洲グリーン・エコアイランド構想」を策定した。今後、構想の実現に向けた取組みが必要である。</p>
<p>(2) 今後5年間の施策の取り組みの方向</p> <p>土地利用の実態や開発動向等を的確に把握し、都市計画マスタープランに示されたあるべき将来像や各地域の土地利用方針等の実現に向けて、民間等の土地利用を誘導する。地域の特性に応じた都市計画手法の活用を検討し、より効果的なまちづくりができる環境を整える。景観重点地区指定後の地区の景観形成・保全に向けた進行管理等のフォローアップを進めながら、新たな景観重点地区指定に向けた取組みを検討していく。道路・公園・オープンスペース等の必要な公共的空間の整備を関係者と推進する。住民主体のまちづくりを推進するため、地域住民等による主体的な公共的空間の管理や地域の活性化に向けた取組み、都市計画提案制度の活用などについて支援を行う。豊洲地区において、豊洲グリーン・エコアイランド構想の実現に向けた区民・事業者・地権者等による主体的活動を支援するために、環境まちづくり協議会の設立に向けた検討を行う。</p>

行政評価(二次評価)結果への取り組み状況

施策 28 計画的なまちづくりの推進

主管部長(課) 都市整備部長(都市計画課)
 関係部長(課) 都市整備部長(まちづくり推進課)、土木部長(管理課、水辺と緑の課)

行政評価(二次評価)結果

【平成22年度】

- ・土地利用の実態や開発動向等を的確に把握し、まちのあるべき将来像や各地域の土地利用方針等を都市計画マスタープラン改定の中で明確にするとともに、その実現に向けて、民間等の土地利用を誘導する。【都市整備部】
- ・地域の特性に応じた都市計画手法の活用を検討し、より効果的なまちづくりができる環境の整備を図る。【都市整備部】
- ・住民主体のまちづくりを推進するため、地域住民等による主体的な公共的空間の管理や地域の活性化に向けた取り組み、都市計画提案制度の活用などについて支援を行う。【都市整備部】
- ・新たな景観重点地区の指定に向けた取り組みを進めるとともに、既存の景観重点地区についても、事業の効果を周辺に面的に広げる方策について検討する。【都市整備部】

【平成23年度】

- ・土地利用の実態や開発動向等を的確に把握し、都市計画マスタープランの実現に向けて、民間等の土地利用を誘導する。【都市整備部】
- ・地域の特性に応じた都市計画手法の活用を検討し、より効果的なまちづくりができる環境の整備を図る。【都市整備部】
- ・住民主体のまちづくりを推進するため、地域住民等による主体的な公共的空間の管理や地域の活性化に向けた取り組み、都市計画提案制度の活用などについて支援を行う。【都市整備部】
- ・新たな景観重点地区の指定に向けた取り組みを進めるとともに、既存の景観重点地区についても、事業の効果を周辺に面的に広げる方策について検討する。【都市整備部】
- ・臨海部の新たなまちづくりにあたっては、環境・防災という視点に立脚した取り組みを、区民・事業者とともに進める方策を検討する。【都市整備部】

これまでの取り組み状況		
都市計画マスタープランを改定し、まちのあるべき将来像や各地域の土地利用方針等を明確にする。		
取 り 組 み	南部地域の大規模開発やマンション急増による人口増、環境意識の高まりなどを踏まえ、区民参画により、区民の意見を反映した都市計画マスタープランを策定し、まちづくりの目標や将来都市像、各地区の土地利用方針等を示した。	
	【新たな取り組みを行った事業】	【見直した事業】
	都市計画マスタープラン改定事業	
都市計画マスタープランの実現に向けた民間等の土地利用の誘導について		
取 り 組 み	土地利用の実態や開発動向等を把握し、都市計画マスタープランの実現に向けて、「豊洲グリーン・エコアイランド構想」の策定など、より具体的な取り組み方針を策定するとともに、地区計画や都市計画施設の都市計画決定を行うなど、都市計画手法の活用を通じ土地利用を誘導してきている。	
	【新たな取り組みを行った事業】	【見直した事業】
	環境まちづくり推進事業	
地域特性に応じた都市計画手法を活用した効果的なまちづくりができる環境整備を図っていく。		
取 り 組 み	開発動向やまちづくりに対する関係者の熟度等を踏まえ、地域特性に応じた都市計画手法が活用できるよう庁内の連携を強化してきた。	
	【新たな取り組みを行った事業】	【見直した事業】
地域住民等による主体的な公共空間の管理や地域の活性化に向けた取り組み、都市計画提案制度活用等の支援について		
取 り 組 み	豊洲地区をはじめとする臨海部や他地区では、開発をきっかけに地域住民や企業が主体となったまちづくり協議会等の活動が進んでいるため、これら団体のまちづくり活動を引き続き支援する。	
		【見直した事業】
新景観重点地区指定の取組みと既存景観重点地区の事業効果を周辺に広げる方策について		
取 り 組 み	亀戸周辺地区と門前仲町周辺地区内で新たな景観重点地区を年度内に指定する取組みを進めている。既存の重点地区では、先導的に万年橋や清澄二丁目公園等の修景改修を実施した他、地区内全ての建築物に対して景観計画に関する届出を義務付けている。	
	【新たな取り組みを行った事業】	【見直した事業】
	景観重点地区調査事業	
区民・事業者とともに進める臨海部の新たなまちづくりについて		
取 り 組 み	「豊洲グリーン・エコアイランド構想」の実現に向け、地権者、事業者とともに、「環境まちづくり協議会」の設立、「環境ロードマップ」の作成について、協議を行っている。また、構想実現に向けた事業の一つとして、臨海部でのコミュニティサイクルの導入に向けた平成24年度社会実験実施について検討を進めている。	
	【新たな取り組みを行った事業】	【見直した事業】
	環境まちづくり推進事業	

平成24年度 江東区外部評価委員会による評価

施策28	計画的なまちづくりの推進	担当班	1
施策の目標に対して、成果は上がっているか			
<ul style="list-style-type: none"> ・指標のうち99、100、101は目標達成が困難と思われる状況にある。 ・施策の内容が実質的に都市計画マスタープランの確実な遂行であるとするなら、計画の進行管理の仕組みの確立と、それによるPDCAの実施と公開が必要であるが、この点の取り組みは十分とは言い難い。 ・「区民とともに行うまちづくり」については、まちづくりに取り組む民間組織数を指標としているが、各年度における関係団体数の把握がなされていない。指標の明確化とともに、施策目標達成に向け、まちづくりに関わる多様な団体に対して積極的な支援を行うべきである。 ・景観重点地区については、整備を行った地区からの広がりについては、依然課題として残るように思われる。 			
区民ニーズ・社会状況に対応した取り組みを展開しているか			
<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくり自体は区民の関心の高い分野であるが、指標の目標達成見込みの状況を見る限り、施策、事業の内容がニーズに即したものとなっているかどうか判断しづらい。 ・施策が目指す江東区の姿には、今後の計画的なまちづくりに必要な、「持続可能なまちを実現する」という視点が抜けており、残念である。ここでいう「持続可能」には、社会的な面からはコミュニティの維持ということも含む。そういった観点からは、タワー型高層マンションの立地が急激に進むと、人口構成に偏りが生じるなどの弊害が生じる恐れがあるため、社会状況に対応し、マンション立地に対して、よりしっかりとした誘導が必要ではないか。 			
区民との協働、国・都・民間団体等との役割分担は適切か			
<ul style="list-style-type: none"> ・施策が目指すまちづくりの実現には民間主体の理解と協力が不可欠であるが、特に課題があるとは認められない。 ・「区民とともに行うまちづくり」に関して、まちづくり協議会といった新規開発にともなう企業や地権者の協力組織だけでなく、地域住民による日常的なまちづくり活動の支援も視野に入れてほしい。 			
施策の総合評価(今後の方向性)			
<ul style="list-style-type: none"> ・指標の目標達成に向けた進捗状況は順調とは言い難く、施策の取り組み内容について改善可能な点があれば積極的に見直すことが必要ではないか。目標自体が適切でないのであればその見直しが必要である。 ・施策の趣旨を踏まえると都市計画マスタープランの進行管理の仕組みの確立は必須と考えられる。早急な対応が望まれる。 			
その他 (改善点等)	特になし		

1 施策が目指す江東区の姿

年齢・性別・国籍の違いや、障害の有無等にかかわらず誰もが公平かつ快適に生活できるまちづくりが進められています。

2 施策を実現するための取り組み

ユニバーサルデザインに対する意識の啓発	区からユニバーサルデザインに関する情報提供をするとともに、支えを必要とする人々との交流やふれあいの場を通して区民にユニバーサルデザインの考え方の理解を深めます。また、小学校などで出前講座を実施し、手助けの行動につながる意識の定着を図ります。
誰もが利用しやすい社会基盤整備への誘導・支援	民間の建築物等の建設・改築のときに、ユニバーサルデザインを基本とした福祉のまちづくり条例による助言・指導を的確に行うとともに、改修への支援を行います。また、整備後の施設へのNPOやボランティアによるユニバーサルデザインの検証を実施します。

3 - 1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> 急速な高齢化が進んでいる中、障害者・外国人・子育て世帯等、支えを必要とする区民が増加している。 どこでも、だれでも、自由に、使いやすくという「ユニバーサルデザイン」の考え方が様々な施策に広がってきた。 平成17年7月 ユニバーサルデザイン大綱政策[国土交通省] 平成17年8月 ユニバーサルデザインガイドライン[東京都] 平成18年12月 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー新法)施行[国土交通省] 平成18年12月 10年後の東京 策定[東京都]目標の一つには「ユニバーサルデザインのまちづくり」が挙げられている。 平成21年3月 東京都福祉のまちづくり条例改正[東京都] 東京都福祉のまちづくり条例に基づいて、老朽化した公衆便所を「だれでもトイレ」として計画的に改築している。江東区内の193箇所の公衆便所の内、84箇所をだれでもトイレとして整備した。 	<ul style="list-style-type: none"> 民間の建築物や公共施設の整備に伴い、バリアフリー・ユニバーサルデザイン化は進む。 しかし、ハード面の整備が進んでも、その意味(ユニバーサルデザイン)を理解していない人が増える。 だれでもトイレは25箇所を整備する予定であり、これにより全体の56%が進捗することになるが、半数は未整備のため、高齢化が進む中、施設利用者の満足度は停滞する。

3 - 2 施策に関する区民要望・ニーズの変化

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> 区民への更なるユニバーサルデザインのまちづくり概念の浸透が求められている。 誰もが安全で安心して利用できる総合的なバリアフリー・ユニバーサルデザインの整備が求められている。 	<p>今後一層、誰もが使いやすく安心して安全な環境をつくるユニバーサルデザインの考え方に基づくまちづくりが求められるため、ハード・ソフト両面からの整備を進める必要がある。</p>

3 - 3 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

東京都福祉のまちづくり条例の特定都市施設でない都市施設の適合証の交付は、東京都が行う。

4 施策実現に関する指標		単位	現状値 21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	目標値 26年度	指標 担当課
107	この1年間で、障害者や高齢者の行動を手助けしたことがある区民の割合	%	42.6	42.2	47.1				60	まちづくり推進課
108	この1年間で、1人で出かけた際に障害物などで不便に感じた経験のある区民の割合	%	68.1	65.6	67.4				40	まちづくり推進課
109	福祉のまちづくり条例適合審査・指導件数	件	32 (20年度)	23	34				40	まちづくり推進課

5 施策コストの状況				
	23年度予算	23年度決算(速報値)	24年度予算	25年度予算
トータルコスト	74,918千円	70,471千円	74,013千円	0千円
事業費	49,845千円	47,198千円	51,731千円	
人件費	25,073千円	23,273千円	22,282千円	

6 一次評価 主管部長による評価	
(1) 施策における現状と課題	
<p>平成21年度に作成したユニバーサルデザインのまちづくりに関するハンドブックを活用した出前講座を、区内小学校で行っている。毎年3校ずつ出前講座を行う予定だが、学校の年間行事計画が前年度中に決まるため、今年度は早期に募集をかけて新たな小学校が参加できるように調整し周知させていく。東京都福祉のまちづくり条例による届出の審査にあたって、整備基準にあった整備の促進誘導の充実や条例適合施設の増加を図っている。また、完了時には現地調査を行い、整備基準に適合していない場合は、再度整備の指導をする。</p>	
(2) 今後5年間の施策の取り組みの方向性	
<p>実体験を含めた出前講座を引き続き小学校などで行い、次世代を担う小学生を中心にユニバーサルデザインのまちづくりに対する理解を深める。また、小学校の出前講座での経験を活かして、他の団体や中学校などでの講座開催を検討し、ユニバーサルデザインのまちづくりの考え方を広げていくため、様々な人や様々な場所で交流を深めていく。今後も、施設・道路・公園などをユニバーサルデザインの視点に基づき整備し、まちづくりを進めていく。</p>	

行政評価(二次評価)結果への取り組み状況

施策 30

ユニバーサルデザインのまちづくり

主管部長(課) 都市整備部長(まちづくり推進課)
関係部長(課) 土木部長(水辺と緑の課、交通対策課)

行政評価(二次評価)結果

【平成22年度】

・ユニバーサルデザインの意味と必要性に関し、区民への効果的な啓発を検討する。【都市整備部】
・ユニバーサルデザインを民間建築物に普及させるための取り組みについて、費用対効果の観点から踏まえつつ検討する。【都市整備部】

【平成23年度】

・まちづくりにおけるユニバーサルデザインの意味とその必要性に関し、区民へのより効果的な啓発手法を検討する。【都市整備部】
・ユニバーサルデザインを民間建築物に普及させるための取り組みについて、費用対効果の観点から踏まえつつ検討する。【都市整備部】

これまでの取り組み状況		
ユニバーサルデザインの意味と必要性に関する啓発について		
取 り 組 み	ユニバーサルデザインに関する考え方を広めるため、区民や職員が参画したワークショップを行い小学校での出前講座等を実施し、次世代を担う子供たちにユニバーサルデザインのまちづくりの考え方を浸透させた。また、その活動の成果を発表しあう、まちづくりフォーラムを実施し、こどもから大人へさらに様々な人へ周知を図っている。	
	【新たな取り組みを行った事業】	【見直した事業】
ユニバーサルデザインを民間建築物に普及させるための取り組みについて		
取 り 組 み	ユニバーサルデザインのまちづくりを推進するために、助成制度の概要や対象施設などを簡易に分かりやすく示したチラシを作成して、窓口に配置し、来庁者に配布をしたり、区のホームページにも掲載することなどで、広く周知を図っている。	
	【新たな取り組みを行った事業】	【見直した事業】
取 り 組 み		
	【新たな取り組みを行った事業】	【見直した事業】
取 り 組 み		
	【新たな取り組みを行った事業】	【見直した事業】
取 り 組 み		
	【新たな取り組みを行った事業】	【見直した事業】

平成24年度 江東区外部評価委員会による評価

施策30	ユニバーサルデザインのまちづくり	担当班	1
施策の目標に対して、成果は上がっているか			
<p>・指標のうち107、108は目標達成が困難と思われる状況にある。施策の特性もあって成果が上がっているか否か判断が困難である。</p> <p>・目指す姿で触れている、性別や国籍の違いに関わらず公平かつ快適に生活できるという目標に関して、施策として取り組みがなされておらず、また指標でも触れていない。ユニバーサルデザインという考え方の中で、きわめて狭い部分のみを実際の施策では対象としている点に不満がある。</p> <p>・また、ユニバーサルデザインのまちづくりに関して、1人で出かけた際に障害物などで不便を感じた経験のある区民の割合を評価指標としているが、回答者の属性、障害物の具体的な内容などが不明であり、具体的な改善の手掛かりがなく、指標として価値が低い。</p>			
区民ニーズ・社会状況に対応した取り組みを展開しているか			
<p>・ユニバーサルデザインのまちづくり自体は区民のニーズにも合致していると考えられるが、指標の目標達成見込みの状況を見る限り、施策、事業の内容がニーズに即したものとなっているかどうか判断しづらい。</p> <p>・区民・職員参画のワークショップ開催や小学校への出前講座については、十分な件数とは言えないものの、取り組み自体は前向きに評価できる。</p> <p>・ユニバーサルデザインを民間建築物に普及させるための取り組みは、依然不十分と言わざるを得ない。民間に対するインセンティブも含めた様々な選択肢を検討する必要がある。また、パンフレットなども区民の目に触れやすくして啓発を心がけて欲しい。</p> <p>・震災後という状況も踏まえ、災害弱者への取り組みも施策に含めてほしい。</p>			
区民との協働、国・都・民間団体等との役割分担は適切か			
<p>・本施策は、区の環境全般が対象であり、民間との連携が不可欠であるが、この点については確認できない。</p> <p>・区民とのワークショップを通じて、具体的な改善点を把握することは必要であり、継続的な開催と改善に結びつけてほしい。</p>			
施策の総合評価(今後の方向性)			
<p>・指標の目標達成に向けた進捗状況は順調とは言い難く、施策の取り組み内容について改善可能な点があれば積極的に見直すことが必要ではないか。</p> <p>・本施策は、施策主管課が直接実施する事業よりも、司令塔としての取り組みの方が大きなウエイトを占める。この司令塔としての取り組みがどのような領域に及び、どのような取り組みが行われ、どの程度の実績があげられているのかを区民に可能な限り明確に示すことが求められる。</p>			
その他 (改善点等)	<p>・ユニバーサルデザインはまちづくりに特化せず、区政全般において、可能な限り同様の配慮がなされるように取り組んでいただきたい。</p>		

1 施策が目指す江東区の姿

区民と区が連携した防犯対策により、安心して暮らせる安全なまちが実現しています。

2 施策を実現するための取り組み

防犯意識の醸成	生活安全ガイドブックの配布、地域における防犯のつどいや防犯教室、学校施設等での安全教室の開催等により、防犯に対する啓発に努め、防犯意識の高揚を図ります。
地域防犯力の強化と防犯環境の整備	安全・安心パトロール団体への支援体制の強化や、団体間ネットワークの構築による地域防犯力の強化により、積極的な防犯活動を促進します。また、江東区パトロールカーでのパトロール活動を強化し、安全安心まちづくり推進地区への防犯カメラや防犯灯設置を推進します。さらに、メールマガジン等を活用した情報伝達方法の整備等により、犯罪の未然防止と発生時の迅速な対応を図ります。

3 - 1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
区内の犯罪発生状況は、全般的な傾向としては減少化の傾向にある。しかし、依然として「振込め詐欺」「ひったくり」など犯罪弱者を狙った犯罪発生状況は横這い状態で予断を許さない状況である。	犯罪弱者である高齢者の人口増加に伴い、「振込め詐欺」「ひったくり」の発生状況は予断を許さない状態が続く。

3 - 2 施策に関する区民要望・ニーズの変化

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
平成16年12月から活動を開始した「江東区防犯パトロール団体」の活動をはじめ、区民の防犯意識の向上に伴い、警察や区における防犯対策への期待も高まっている。	高齢化、そして町会・自治会の加入率の低下により、自助、共助による防犯活動が低下し、公助への期待がより一層高まる。

3 - 3 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

4 施策実現に関する指標	単位	現状値 21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	目標値 26年度	指標 担当課
125 治安が悪いと思う区民の割合	%	21.6	15.5	18.5				-	危機 管理課
126 区内刑法犯認知件数	件	6,718 (20年)	5,946	5,031				-	危機 管理課

5 施策コストの状況				
	23年度予算	23年度決算(速報値)	24年度予算	25年度予算
トータルコスト	52,937千円	42,103千円	50,611千円	0千円
事業費	42,908千円	32,794千円	40,923千円	
人件費	10,029千円	9,309千円	9,688千円	

6 一次評価 主管部長による評価
(1) 施策における現状と課題
区内の刑法犯認知件数は減少している中で、「振込め詐欺」「ひったくり」の被害件数は、横這い傾向にある。今後も高齢化、そして町会、自治会の加入率の低下により、自助、共助による防犯活動が低下し、高齢者の被害が増加していくと考えられる。また、「振込め詐欺」については、手口がさらに多様化しているため、予断を許さない状況にある。
(2) 今後5年間の施策の取り組みの方向性
区民の犯罪被害を防ぐため、既存事業の継続実施に併せて、環境美化活動とも連携し、地域防犯力の強化を図っていく。また、犯罪被害者になりやすい高齢者の防犯意識の向上についても積極的に図っていく。23年度4月のこうとう安全安心メールの配信会社変更に合わせ、PR強化に努めた結果、当初の目標登録数を大きく上回ったため、目標登録数の上方修正を行った。引き続き登録者の拡大に努めていく。

行政評価(二次評価)結果への取り組み状況

施策 34 事故や犯罪のないまちづくり

主管部長(課) 危機管理室長(危機管理課)

行政評価(二次評価)結果

【平成22年度】

・自助・共助により地域の安全安心を高めることが本施策の目的であるが、高齢化が進展し町会・自治会の加入率が低下する中、高齢者や子どもを守る地域防犯力の向上にはどのような方策が効果的か検討を進め、具体的な事業展開を図る。【総務部】

【平成23年度】

・自助・共助により地域の安全安心を高めることが本施策の目的であるが、高齢化が進展し町会・自治会の加入率が低下する中、地域コミュニティによる地域防犯力の向上に対し、区がどのように関わっていくことが効果的なのか引き続き検討を進め、具体的な事業展開を図る。【総務部】

これまでの取り組み状況		
地域コミュニティによる地域防犯力の向上		
取 り 組 み	23年度4月のこうとう安全安心メールの配信会社変更に合わせ、PR強化に努めた結果、当初の目標登録数を大きく上回ったため、目標登録数の上方修正を行った。	
	【新たな取り組みを行った事業】	【見直した事業】
取 り 組 み		
	【新たな取り組みを行った事業】	【見直した事業】
取 り 組 み		
	【新たな取り組みを行った事業】	【見直した事業】
取 り 組 み		
	【新たな取り組みを行った事業】	【見直した事業】
取 り 組 み		
	【新たな取り組みを行った事業】	【見直した事業】
取 り 組 み		
	【新たな取り組みを行った事業】	【見直した事業】

平成24年度 江東区外部評価委員会による評価

施策34	事故や犯罪のないまちづくり	担当班	1
施策の目標に対して、成果は上がっているか			
<p>・「区民と区が連携した防犯対策」を施策の目標としているが、施策実現に関する二つの指標は、いずれも区民と区の連携について直接的な評価を示すものではなく、連携による成果が見えない結果となっている。</p> <p>・「生活安全対策事業」という一つの事務事業の中に多くの事業が含まれており、それぞれの事業について費用に見合った成果を上げているのか判断できない。例えば、地域コミュニティやNPOなどが防犯について取り組むことに対する支援の実績を評価するなど、施策を評価する指標および事業費の細目の見せ方について、改善する必要がある。</p> <p>・施策の目的に対し、所管課が直接取り組んでいる事業については着実に推進されていると評価できる。</p>			
区民ニーズ・社会状況に対応した取り組みを展開しているか			
<p>・安全・安心への区民のニーズは非常に高く、取り組みは区民ニーズに即したものであるが、取り組みとして説明されている内容は「振り込め詐欺」「ひったくり」が強調されすぎている。自転車盗など他に絶対数の大きい犯罪が多いこと、子どもの安全確保に向けた学校との連携など他に充実が期待される取り組みもあるなど、より幅広い取り組みが期待される。</p> <p>・区民へのアピールに工夫の余地が見られるように感じた。生活安全ガイドブックの配布は、区民の意識啓発に役立つ事業であるが、インターネット上での公開・ダウンロードができない状況である。印刷費の低減、あるいはインターネット環境の整備といった社会状況をふまえ、パンフレット類はインターネットでの公開を前提に作成すべきであり、区民が眼にする機会を少しでも増やしてほしい。</p> <p>・全般に所管課が直接実施する事業よりも、建築行政や道路行政、交通行政など他の所管課に対し、それぞれの領域で安全・安心に配慮した環境整備等を行うよう指導・管理する司令塔としての役割を通じた取り組みの方が大きい。このような取り組みや実績が明確にされていない。</p>			
区民との協働、国・都・民間団体等との役割分担は適切か			
<p>・犯罪の取り締まりは警視庁の所管領域であり、区の役割は江東区生活安全条例に規定されている区の責務3項目（防犯意識の醸成、地域防犯力の強化、防犯環境整備）に即して可能な取り組みを行うことであり、こうした観点からは適切な取り組みがなされていると評価される。</p> <p>・警視庁との連携関係や役割分担が曖昧となっているような印象を受ける。</p> <p>・警察をはじめとする関係機関との役割分担として、江東区生活安全条例に規定されている区が責任を負う領域とそれに基づく具体的取り組みを、施策評価シートへの記載はもちろん、日ごろから区民にも分かりやすく示す必要がある。</p>			

施策の総合評価(今後の方向性)

・本施策の目的は、地域住民や組織との連携によって安全・安心を高めることであるが、これに即した施策の展開と、適切な評価指標の設定が必要である。

・所管課が直接実施している取り組みについては概ね適切に実施されていると評価されるが、より幅広い取り組みが期待される。本施策は、所管課が直接実施する事業よりも、司令塔としての取り組みの方が大きなウエイトを占めることから、この司令塔としての取り組みがどのような領域に及び、どのような取り組みが行われ、どの程度の実績があげられているのかを区民に可能な限り明確に示すことが求められる。

・区民はもとより、他部署、警察、消防などとの連携をより進めるとともに、関係者が危機管理時の想定などの全体図を理解できるような概略図を示すことが、区民の安心の一助となると考える。

その他
(改善点等)

・施策評価シートの記述を充実させてほしい。特に区民と区が連携して安全・安心なまちづくりに取り組む施策についての成果をしっかりと記述する必要がある。

1 目指すべき江東区の姿

区、区民、NPO、ボランティア、事業者等が情報を共有しながら主体的に参画・協働することで、行政サービスの質の向上が図られるとともに、透明性と公正さを兼ね備えた行財政運営が行われています。

2 計画を実現するための取り組み

区民参画と協働できる環境の充実	区民参画と協働に関する方針(ルール)を策定するとともに、区民同士が交流する機会や場を創出することにより、参画・協働の基盤を整えます。また、地域で活動するさまざまな団体を支援し、行政活動への参画や協働を促進します。
積極的な情報提供・共有と透明・公正な行財政運営	公文書等のより一層の適切な管理と情報公開・個人情報保護制度の更なる充実を図るとともに、区報をはじめとする情報媒体について、区・区民双方向からの情報発信ができるものにするなど、より効率的な活用を図ります。さらに、総合評価方式の確立など、契約制度の充実を推進します。

3 - 1 計画に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
個人情報保護法改正を受けて個人情報保護条例の大幅改正を行ない、個人情報保護を厳格化した。平成18年度、区HP上に「広聴システム」を開発。平成19年1月より、区に寄せられた意見とその回答を公表した。新聞購読率(H17.5:72.7% H22.5:62.6%)の低下により、区報等の配布方法を新聞折込から戸別配付に変更した。平成22年度より、外部評価を取り入れた行政評価を実施した。平成22年度より、市民活動団体等から区と取り組む協働事業の提案を受ける「江東区協働事業提案制度」を導入した。平成23年9月、「江東区コミュニティ活動支援サイト」とこみゅネット」を開設した。	行財政改革の推進により、指定管理者制度等民間事業者による区民サービス提供の機会が増える。そのため、これまで以上に適切な個人情報保護に向けた体制構築が必要となる。情報媒体がさらに多様化し、信頼できる情報が求められる。町会・自治会、NPO・ボランティア等市民活動団体や事業者の地域における公益的活動がさらに活発化する。

3 - 2 計画に関する区民要望・ニーズの変化

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
情報公開コーナーの設置により、区民から要望の多かった情報を提供する環境が整った。区に寄せられる意見・要望の件数は、平成18年度から平成23年度までで約3倍に増え、特にメールによる意見は、約4倍に増えている。	情報伝達技術の発達に伴い個人情報の漏えい等の事件・事故が多発高度化する。適正な管理を誤れば、行政に対する区民の信頼を損なうばかりでなく、損失に係る多額の賠償責任を負うこととなる等、一層の適切な管理運営が求められる。区に寄せられる意見は年々増加しており、今後も増加することが予測される。

3 - 3 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

--

4 計画実現に関する指標		単位	現状値 21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	目標値 26年度	指標 担当課
127	江東区政が区民に対して開かれていないと思う区民の割合	%	14.7	14.0	14.0				0	企画課
128	区の協働事業の数		105 (20年度)	107	125				-	地域 振興課
129	公募による区民参加を行っている審議会・協議会等の割合	%	21.2 (20年度)	25.9	23.2				30	企画課
130	1日当たりの区ホームページアクセス件数	件	3,883 (20年度)	4,574	4,220				5,000	広報 広聴課

5 コストの状況				
	23年度予算	23年度決算(速報値)	24年度予算	25年度予算
トータルコスト	519,099千円	457,071千円	540,963千円	0千円
事業費	366,034千円	314,592千円	351,231千円	
人件費	153,065千円	142,479千円	189,732千円	

6 一次評価 主管部長による評価	
(1) 現状と課題	
<p>成果指標127「江東区政が区民に対して開かれていないと思う区民の割合」は、21年度以降横ばいで推移している。目標値の達成のため、各事業における情報提供方法・情報公開範囲・区民との協働の余地等を検証し、一層の協働推進施策の推進と区政の透明性の確保を図ることが必要である。情報提供については、東日本大震災を契機に、災害時に迅速かつ信頼できる情報提供が行える体制の構築が強く求められている。これを受け、これまでに災害時における区報の配布協力体制の構築やホームページの更新方法の変更等を行い、災害時対応の強化を図った。協働推進施策の推進は、多様化・複雑化する区民ニーズに対応し、更なる区民満足度の向上を図るといった観点からも強く求められており、町会・自治会、NPOやボランティア等、地域で活発に活動している市民活動団体等の柔軟で先駆的な発想や専門性を公共サービスに取り入れるしくみの浸透を図り、公共サービスの新たな担い手を育成する必要がある。市民活動団体等と区が地域の課題解決や発展に取り組む協働を推進するために、必要な環境の整備が求められている。</p>	
(2) 今後5年間の取り組みの方向性	
<p>請求によらない積極的な情報提供、外部監査、外部評価を取り入れた行政評価等、区民に対する説明責任を十分に果たし、区政の透明性を確保する取り組みを着実に進める。情報提供については、引き続き、年齢・ライフスタイル・情報機器の有無に関わらず、区民に必要な情報が伝わる仕組みづくりを検討する。「協働」に対する区の姿勢を明確にするため、平成22年3月にとりまとめた「江東区における区民協働推進に関する基本的考え方」を職員の共通認識とし、全庁的な協働推進への取り組みを継続する。平成22年度から導入した「協働事業提案制度」、平成23年9月に開設したコミュニティ活動支援サイト「ことこみゅネット」の運用及び平成23年度から開始した協働推進中間支援組織についての検討を引き続き実施し、団体の活動の場の拡大、職員の意識改革及び地域における協働意識の醸成を図っていく。平成22年度に新設した「江東区区民協働推進会議」において、専門家、区民等の視点を取り入れながら区の協働推進施策の検討を行っていく。</p>	

行政評価(二次評価)結果への取り組み状況

計画の
実現に
向けて

1

区民の参画・協働と開かれた
区政の実現

主管部長(課) 政策経営部長(企画課)
関係部長(課) 政策経営部長(広報広聴課)、
総務部長(総務課)、地域振
興部長(地域振興課)

行政評価(二次評価)結果

【平成22年度】

- ・多様化する区民ニーズにより一層きめ細かく対応するため、さらなる協働推進施策の推進に取り組む。【地域振興部】
- ・新しい行政評価システムの着実な実施・活用を図るとともに、請求によらない積極的な情報提供を進めるなど、区民に対する説明責任を十分に果たし、区政の透明性を確保する取り組みを進める。【政策経営部】
- ・目的・効果を精査した上で、既存事業の整理・見直しを検討する。【政策経営部】

【平成23年度】

- ・震災経験等を踏まえ、区民への情報提供のあり方を再検討する。【政策経営部】
- ・多様化する区民ニーズにより一層きめ細かく対応するため、各事業における協働の可能性を検証し、さらなる協働推進施策の推進に取り組む。【地域振興部】
- ・引き続き、行政評価システムの着実な実施・活用を図るとともに、請求によらない積極的な情報提供を進め、区民に対する説明責任を十分に果たし、区政の透明性を確保する取り組みを進める。【政策経営部】
- ・区民ニーズの変化や情報媒体の進歩を踏まえ、目的・効果を精査した上で、既存事業の整理・見直しを検討する。【政策経営部】

これまでの取り組み状況		
震災経験等を踏まえた情報提供のあり方の再検討について		
取 り 組 み	震災時に区報及びホームページで継続して情報提供できる体制の構築を図るため、区報について、平成24年度の全戸配布契約において、災害時における配布協力を依頼するとともに、区ホームページについて、既設とは別の回線を利用した情報更新手段の確保を行った。 また新たに、江東区防災関連ツイッターの運営を開始し、防災に関する情報提供手段の拡大を図った。	
	【新たな取り組みを行った事業】	【見直した事業】
	区報発行事業、ホームページ運営事業	
各事業における協働の可能性の検証とさらなる協働推進施策の推進について		
取 り 組 み	区の各種事業における協働の可能性の検証については、庁内の全組織に対して行う市民活動団体等との協働事業調査や平成22年度に導入した協働事業提案制度に基づく区から提起する課題調査の機会を捉え、実態の把握に努めており、引き続きこの取り組みを継続する。 さらなる協働推進施策の推進については、環境整備の一環として、協働事業提案制度のほか、平成23年9月には市民活動団体等による情報発信と区民の地域活動への参加機会を支援するコミュニティ活動支援サイト「ことこみゅネット」を開設するとともに、平成23年度から区民、市民活動団体及び区の仲介役として中立的な立場で各々の活動を支援する中間支援組織の検討を開始した。その他、団体の課題解決やスキルアップ等を目的とした団体向けセミナー、市民活動団体連絡会等、協働啓発事業を継続して実施することにより、区民、職員、市民活動団体等に協働による取組みの浸透を図っている。	
	【新たな取り組みを行った事業】	【見直した事業】
	コミュニティ活動情報発信事業(施策17)	
行政評価システムの着実な実施・活用や積極的な情報提供による区政の透明性の確保への取り組みについて		
取 り 組 み	行政評価システムについては、22・23年度で全施策について外部評価を取り入れた施策評価を実施した。24・25年度には、これまでの評価結果に対する取り組み状況を検証するため、再度、全施策について外部評価を取り入れた施策評価を実施する予定である。	
	【新たな取り組みを行った事業】	【見直した事業】
区民ニーズの変化や情報媒体の進歩を踏まえた既存事業の整理・見直しについて		
取 り 組 み	<ul style="list-style-type: none"> ・区報について、全戸配布実施に伴い利用率が低下しているコンビニ等協力事業所の広報スタンドを一部廃止した。 ・区ホームページについて、より見やすくするために検索システムの変更、トップページの見方・よく見られているページ等の追加を行った。 ・区政情報を提供するCATV放送について、番組構成を視聴者により分かりやすいものとするため、平成24年度から番組編成を見直し、2コマ構成に分け、各々の枠内で扱う内容の明確化を行った。 ・区政に関する意見・要望等を聴取する区政モニター事業について、モニターの選定を住民基本台帳からの無作為抽出とすること、アンケートのテーマを1つに限定して、年間を通して1つのテーマについて掘り下げて意見を聴取すること等の変更を行い、事業の効率化と効果の充実を図った。 	
	【新たな取り組みを行った事業】	【見直した事業】
	区報発行事業、CATV放送番組制作事業、区政モニター事業、ホームページ運営事業	

平成24年度 江東区外部評価委員会による評価

計画の実現に向けて	区民の参画・協働と開かれた区政の実現	担当班	評価経験者委員
施策の目標に対して、成果は上がっているか			
<p>・部署横断的に課題に取り組んでいることが窺われ、前回外部評価での指摘に対応している。また、主要な指標値も向上しており、取り組みの具体的な内容としても中間支援組織設置への取り組みやコミュニティ活動支援サイトの運用開始、推進会議における検討など着実に必要な施策が進められていると評価される。</p> <p>ただし、これらの事業進捗が「行政サービスの質の向上」、「透明性と公正さ」等の目標の実現に対して具体的にどう寄与しているのかが不明であることは指摘しておかなければならない。</p>			
区民ニーズ・社会状況に対応した取り組みを展開しているか			
<p>・そもそも区民が行政運営への参画・協働に対してどのような姿勢であるか、その現状(ニーズ)が把握・分析されていないものとみられる。区民は納税者、受益者、協働者(公共の担い手)という3つの性格を併せ持つ存在であることを踏まえれば、参画・協働に積極的な層もそうでない層も多様に分布しているものを考えられる。区民意識の正確な理解、分析、それらを踏まえた参画・協働の考え方を明示しながら施策に取り組むことが重要である。</p>			
区民との協働、国・都・民間団体等との役割分担は適切か			
施策の総合評価(今後の方向性)			
<p>・現在区では、「参画と協働」に関する区としての基本的な考え方の整理と明示、協働の基本方針等について区民・有識者とともに議論する「区民協働推進会議」等の基盤的環境整備、区民・職員による「協働事業提案制度」、中間支援組織の検討等の具体的活動に着手している点は評価したい。</p> <p>しかし、目指すべき協働のレベル・範囲や実現プロセスが不明瞭である。それぞれの取り組みの関係を体系的に整理したうえで、連動性をもった目標設定が必要である。</p> <p>また、「協働事業提案制度」について庁内からの提案件数が低調であることが懸念される。区民協働を進めるためにはまず区側が各部署において具体的な方法論を詰め、意識化することが必要である。</p> <p>さらに、江東区における自治とは何か、どのような自治を目指すのか、自治区や近隣政府のあり方をどう考えるのかといった抜本的議論を進める必要がある。</p> <p>・本施策全体の事業費の半分弱、全戸配布されている広報誌と概ね同水準の事業費を要しているCATVについて、その費用に見合った効果が得られているかを常に検証することが必要である。</p>			
その他 (改善点等)	<p>・「区民協働推進に関する基本的考え方」において区政への参画・協働そのものに対する考え方を示すことはできているが、国政や都政への参画・協働機会への対応のあり方、住民に最も身近な基礎自治体ならではの参画・協働の特性、住民やNPOだけでなく、企業、大学・研究機関等も含まれるであろう参画・協働主体の多様性への認識など、より詳細の考え方を区民と共有する必要がある。</p> <p>・上述の通り協働事業のうち多くは、単なる意見表明・反映の場の提供だけでなく、指定管理者制度を活用した施設管理移管や補助・協賛による区民等の活動の促進など、まちづくりの実践の場での区民等の主体的な参画であり、役割分担のあり方として適切と考えられる。</p>		

資料

江東区外部評価委員会設置要綱

平成22年4月23日

22江政企第416号

(設置)

第1条 江東区長期計画における施策の行政評価の実施に当たり、区民の視点に立った評価を行うため、江東区外部評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、江東区長期計画の分野別計画に定める施策の行政評価に関する事項その他委員長が必要と認める事項について所掌する。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱する委員13人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験者 7人以内
- (2) 区民 6人以内

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱した日から当該年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(運営)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、又は他の方法で意見を聞くことができる。

(小委員会)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に諮り小委員会を置くことができる。

- 2 小委員会は、委員会から付託された事項について、調査研究する。
- 3 小委員会の委員は、委員会の委員のうちから委員長が指名する。
- 4 小委員会の委員長は、委員が互選する。
- 5 小委員会は、小委員会の委員長が招集する。

(庶務)

第 8 条 委員会の庶務は、政策経営部企画課において処理する。

(委任)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

平成24年度外部評価委員会 日程

委員名		回	日時	場所	内容	関係職員(施策主管部長、主管課長)
全委員		第1回	6月28日(木) 19:00	江東区役所7階 第73会議室	ガイダンス	
1班	大塚 敬 委員	第2回	7月10日(火) 19:00	江東区役所7階 第72会議室	施策1	土木部長、水辺と緑の課長
					施策34	危機管理室長、危機管理課長
	桑田 仁 委員	第3回	7月21日(土) 10:00	江東区役所7階 第74会議室	施策4	環境清掃部長、清掃リサイクル課長
					施策5	環境清掃部長、温暖化対策課長
篠田 正明 委員	第4回	7月21日(土) 13:30	江東区役所7階 第74会議室	施策28	都市整備部長、都市計画課長	
				施策30	都市整備部長、まちづくり推進課長	
2班	藤枝 聡 委員	第2回	7月7日(土) 10:00	江東区役所7階 第74会議室	施策8	教育委員会事務局次長、指導室長
					施策9	教育委員会事務局次長、庶務課長
	牧瀬 稔 委員	第3回	7月7日(土) 13:30	江東区役所7階 第74会議室	施策6	こども未来部長、こども政策課長
					施策11	こども未来部長、子育て支援課長
山口 浩 委員	第4回			施策24	健康部長、健康推進課長	
3班	木村 乃 委員	第2回	7月12日(木) 19:00	江東区役所7階 第73会議室	施策14	地域振興部長、経済課長
					施策21	地域振興部長、文化観光課長
	山本 かの子 委員	第3回	7月22日(日) 10:00	江東区役所7階 第74会議室	施策18	地域振興部長、文化観光課長
					施策19	総務部長、男女共同参画推進センター所長
梅村 小百合 委員	第4回	7月22日(日) 13:30	江東区役所7階 第74会議室	施策26	福祉部長、高齢者支援課長	
				施策27	福祉部長、高齢者支援課長	
評価経験者	安念 潤 司 委員	第5回	7月31日(火) 19:00	江東区役所7階 第71会議室	計画の実現 に向けて	政策経営部長、企画課長
						木村 乃 委員
						藤枝 聡 委員
						大塚 敬 委員
全委員		第6回	8月15日(水) 19:00	江東区役所7階 第74会議室	まとめ	

